

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画書

令和3年3月

香取市・神崎町・東庄町
香取広域市町村圏事務組合

【目 次】

第1章 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の概要	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 計画対象区域	3
1.4 計画目標年度	4
1.5 計画の点検、見直し、評価	5
第2章 地域の概況	6
2.1 位置及び沿革	6
2.2 気候的特性	9
2.3 人口動態	11
2.4 産業の動向	15
2.5 土地利用状況	19
2.6 市町の総合計画等	21
2.7 将来計画	24
2.8 水環境、水質保全に関する状況	29
2.9 生活環境の保全及び公衆衛生の向上	35
第3章 生活排水処理の現況の把握	36
3.1 生活排水の処理の流れ	36
3.2 処理形態別人口の推移	37
3.3 生活排水処理率の推移	41
3.4 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の推移	42
3.5 し尿及び浄化槽汚泥の処理体制	53
3.6 し尿及び浄化槽汚泥の処理技術動向	62
3.7 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する財政状況	64
3.8 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する条例等	67
3.9 国及び県の目標等	70
第4章 生活排水処理の課題の抽出	72
4.1 生活排水処理に関する課題	72
4.2 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する課題	72
第5章 生活排水処理基本計画	73
5.1 生活排水処理の基本理念	73
5.2 生活排水処理の基本方針	73

5.3 生活排水の処理主体	74
5.4 生活排水の処理計画	75
5.5 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	84
5.6 目標年度における生活排水処理の流れ	89
5.7 その他	93

資料編

資料編-1 生活排水処理率の状況	資 1
資料編-2 将来推計結果	資 2
資料編-3 し尿処理施設の概要.....	資 3
資料編-4 将来推計結果	資 6
資料編-5 用語集	資 11

本計画書中、図や表において四捨五入により合計値と内訳の合計が一致しない場合があります。

第1章 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の概要

1.1 計画策定の趣旨

香取広域市町村圏事務組合（以下「香取広域」とします。）において、し尿の収集並びに処理施設の設置、管理及び運営を共同処理する香取市、神崎町及び東庄町（以下「本組合」とします。）には、日本を代表する河川である利根川が、さらにその支流である黒部川などの一級河川が数多く流れています。これら河川の水質は、近年、改善されつつありますがまだ十分とは言えない状況です。その汚濁の原因は、生活排水^{※1}によることが考えられ、その対策を取ることが水質の改善を図る上で重要です。

このような水質の状況を改善するため、香取市、神崎町及び東庄町は、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を行い、香取広域は、し尿・浄化槽汚泥処理事業の運営を行っています。

この一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下「本計画」とします。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」とします。）第6条第1項の規定に基づき、本組合において、一般廃棄物として扱われる生活雑排水^{※2}やし尿・浄化槽汚泥に対して、各市町の総合計画、基本計画等にあるそれぞれの将来展望を踏まえつつ、生活排水処理の在り方、整備すべき施設の規模・事業内容などに係る計画を策定し、計画改定年度、計画目標年度を設定し、将来に向けた処理計画を定め、実施することを目的としています。

※1 生活排水とは、台所・トイレ・風呂・洗濯などの日常生活からの排水のことです。

※2 生活雑排水とは、生活排水のうち、トイレの排水（し尿）を除いたものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って必要な基本的事項を定めるものです。策定に当たっては、国、県、各市町の上位計画、関連計画等を踏まえたものとし、位置づけは、図1-1に示すとおりです。

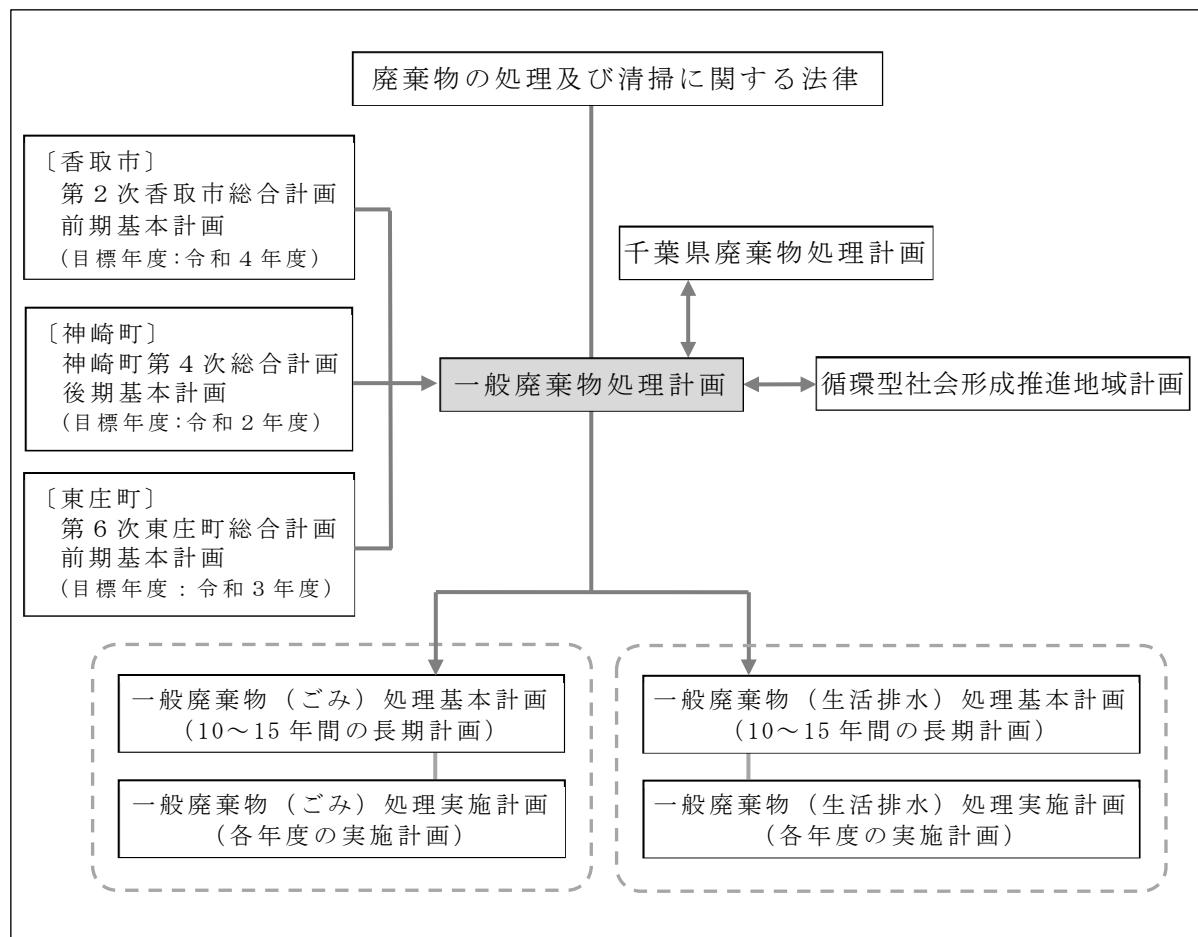


図1-1 本計画の位置付け

1.3 計画対象区域

計画対象区域は、図1-2に示すとおりです。香取市、神崎町及び東庄町の1市2町の区域とします。

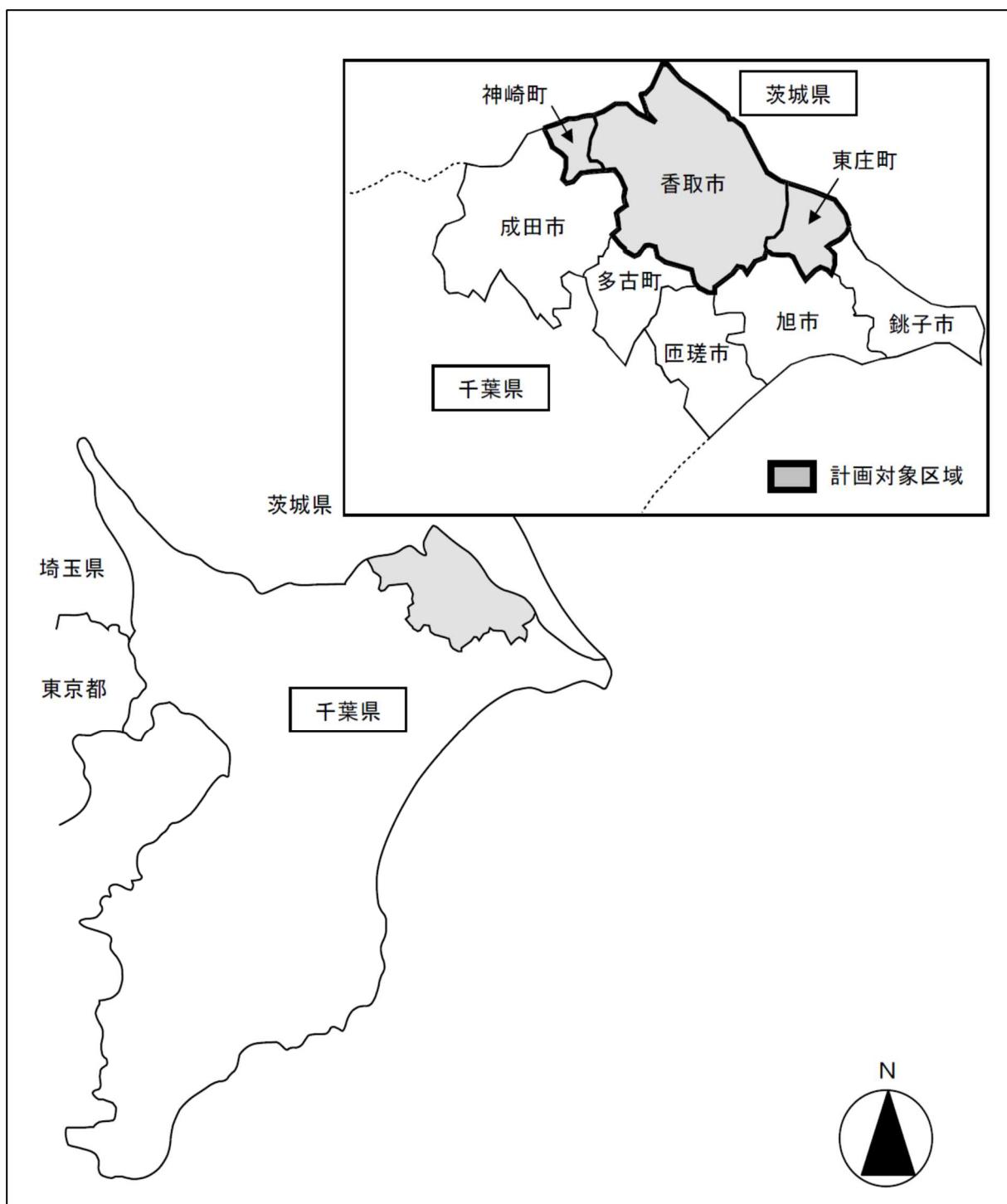


図 1-2 計画対象区域

1.4 計画目標年度

生活排水処理基本計画は10年～15年間の長期計画とし、概ね5年毎に改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直すものとしています（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日 衛環第200号））。

本計画では、令和3（2021）年度を初年度、計画期間15年間とし、計画目標年度は令和17（2035）年度とします。概ね5年毎に改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直します。

計画初年度：令和3年度（2021年度）
計画改定年度：令和7年度（2025年度）、令和12年度（2030年度）
計画目標年度：令和17年度（2035年度）
計画期間：15年間

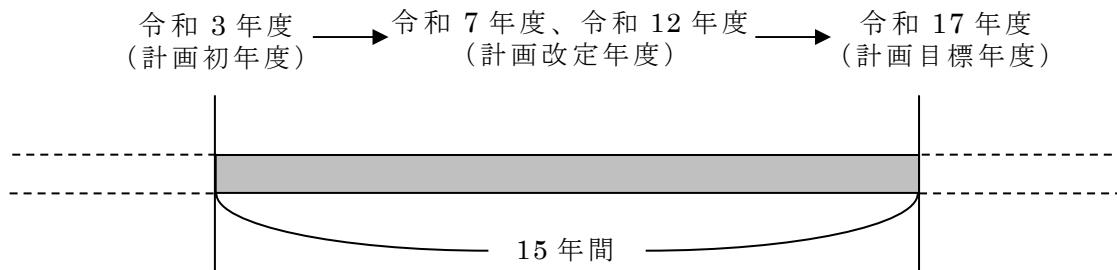
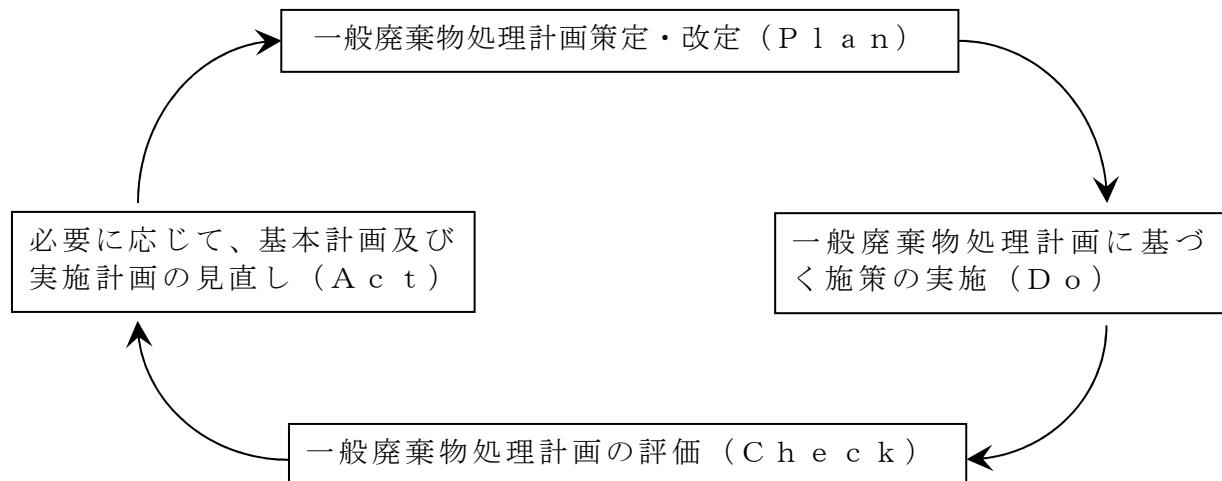


図1-3 計画目標年度

1.5 計画の点検、見直し、評価

本計画は、図1-4に示すとおりPlan(一般廃棄物処理計画の策定)、Do(施策の実施)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルにより、点検、見直し、評価を行っていきます。

本計画は、毎年度、数値目標、施策の実施状況等を把握していくが、評価に関しては、計画改定年度ごとに行い、広報紙やホームページ等を利用し進捗状況を一般に公表する計画です。具体的には、生活排水処理に関する数値目標の達成状況、施策の実施状況、目標達成年度に向けて取り組む課題の抽出等を行う予定です。



出典：「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省、平成28年9月）

図1-4 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル

第2章 地域の概況

2.1 位置及び沿革

2.1.1 位置

本組合は、図1-2に示すとおり千葉県の北東部、東京都心から約60～80km圏に、また県都千葉市から約35～60km圏に位置しており、圏域の西は成田市に、北は茨城県に接しています。東は銚子市・旭市、南は匝瑳市、多古町に接しています。

圏域の北部地域には利根川が東西に流れ、流域には水田地帯が広がっています。それに対し中央部・南部は北総台地の一角をなす山林と畠を中心とした平坦地が広がっており、圏域全体として水と緑豊かな農村景観が形成されています。

2.1.2 各市町の地勢

(1) 香取市

千葉県の北東部、東京から約70km圏に位置し、面積は262.35km²です。

東は東庄町、南は旭市、匝瑳市、多古町、西は成田市、神崎町に接し、北は茨城県神栖市、潮来市、稲敷市と接しています。



佐原の大祭

北部には水郷の風情が漂う利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部は北総台地の一角を占める山林と畠を中心とした平坦地が広がっています。

写真：佐原の古い町並みを曳き廻される山車です。年2回行われる佐原の大祭には、30万人を超える観光客が訪れます。

(2) 神崎町

千葉県の北端中央部、東京から約 60km 圏に位置し、面積は 19.90km² です。

東は香取市、南と西は成田市に接するとともに、北は利根川を隔てて茨城県稲敷市と接しています。

地勢はおおむね平坦で、南東部は丘陵の起伏が多く、畑や山林が大半を占め、北部は利根川沿いに肥沃な沖積低地が開けています。

写真：神崎神社の境内にある通称「なんじやもんじやの木」は、水戸光圀公が見て「この木はなんじやろうか」と自問自答したとされる伝承で有名な「クスの大樹」で、町のシンボルとして親しまれています。



天然記念物
なんじやもんじやの木

(3) 東庄町

千葉県の北東部、東京から約 80km 圏に位置し、面積は 46.25km² です。

東は銚子市、南は旭市、西は香取市と接し、北は利根川を隔てて茨城県神栖市と接しています。

町の中央は北総台地の一角をなし、北部・南部に傾斜し低地を形成しています。低地は水田に利用され、台地は斜面が森林に、上部の平地は畑作に利用されています。



利根川河口堰

写真：利根川河口堰は東庄町から神栖市にまたがり、利根川を仕切る堰として 1971 年に建設されました。目的は、海からの塩水が溯上することによる塩害を防止するためです。また、利根川をせき止めることにより蓄えられた水を首都圏に供給しています。

2.1.3 沿革

計画区域は、その肥沃な台地を利用して、古くから農業地帯として発展してきました。そして、利根川をはじめとした水運の発達とともに、河港の機能を發揮するなど物資の集散地としても繁栄してきました。

表2-1に示すとおり、香取市は、平成18年に佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の1市3町が合併して誕生しました。神崎町は、明治23年に神崎村が神崎町となり、昭和30年に神崎町・米沢村が合併して新生神崎町が誕生しました。東庄町は、昭和30年に近隣の町村が合併して誕生しました。

表2-1 計画区域（香取市、神崎町、東庄町）の沿革

市町名	沿革
香取市	<p>平成18年3月27日に佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の1市3町が合併し、香取市となりました。</p> <p>〔旧佐原市〕</p> <p>昭和26年3月15日、佐原町、香取町、香西村、東大戸村が合併して佐原市が誕生し、昭和30年2月11日には、新島村、津宮村、大倉村、瑞穂村を編入しました。</p> <p>〔旧小見川町〕</p> <p>昭和26年4月1日、小見川町、豊浦村、神里村、森山村が合併して小見川町が誕生し、昭和30年2月11日には、良文村を編入しました。</p> <p>〔旧山田町〕</p> <p>昭和29年8月1日、府馬町、山倉村、八都村が合併し、山田町が誕生しました。</p> <p>〔旧栗源町〕</p> <p>明治22年に栗源村は誕生し、その後、大正13年に町制施行により、栗源町に移行しました。</p>
神崎町	本町の行政区域としての位置づけは、明治4年新治県に始まり、明治8年以降は千葉県に属し、明治22年4月町村制施行とともに武田、新、毛成、古原、植房、立野、大貫、郡の8ヶ村が米沢村として、また、神崎本宿、神崎神宿、松崎、小松、並木、今、高谷の7ヶ村が神崎村として合併、翌23年3月に神崎村は町制が施行され神崎町となりました。その後昭和30年4月、神崎町・米沢村が合併して新生神崎町が誕生さらに昭和41年1月、向野地区が茨城県東村・河内村から千葉県に割譲され、本町に編入され現在に至っています。
東庄町	昭和30年7月20日、 笹川町、神代村、橘村、東城村の1町3村が合併し、東庄町が誕生しました。町名は、昔この地域が東氏（とうし）の荘園であったことに由来します。その後、昭和31年4月に大字桜井が干潟町（現在の旭市）に編入し、現在に至っています。

2.2 気候的特性

計画区域は、太平洋岸気候に属し、夏は高温多雨、冬は比較的温暖です。香取地域気象観測所（所在地：香取市大根）における過去10年間の気象統計結果は、表2-2（1）に示すとおりです。

これによると、平均気温は13.9～15.3°C（最高気温36.5°C、最低気温-8.9°C）、年間降水量は1,414.5～1,982.0mmです。平均風速は、2.0～2.2m/sであり、最多風向は南です。

また、令和元年の気象状況は表2-2（2）に示すとおりで、月別平均気温は3.4～26.7°Cで、最高気温は8月の35.6°C、最低気温は1月の-6.1°Cです。降水量が最も多い月は、10月の430.0mmです。平均風速は12月の1.5m/sが最も弱く、5月の2.4m/sが最も強くなっています。風向は1年を通じて北よりの風が多くなっています。

表2-2（1） 気象の状況（平成22年～令和元年 10年間）

測定地点：香取地域気象観測所

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
平均気温 (°C)	14.8	14.3	13.9	14.5	14.2	14.7	14.8	14.2	15.3	14.9
最高気温 (°C)	35.5	35.1	34.6	36.5	35.8	34.8	35.6	34.6	36.5	35.6
最低気温 (°C)	-6.9	-6.8	-8.9	-7.9	-8.2	-7.1	-6.6	-6.7	-7.8	-6.1
年間降水量 (mm)	1,893.5	1,534.0	1,601.5	1,559.5	1,589.0	1,414.5	1,534.5	1,447.0	1,432.5	1,982.0
日最大降水量 (mm)	163.5	90.0	64.0	224.5	139.0	87.5	99.0	152.5	71.5	161.5
1時間最大降水量 (mm)	64.5	31.0	40.5	55.5	66.0	42.0	58.0	34.5	22.5	55.0
平均風速 (m/s)	2.2	2.1	2.1	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
最大風速 (m/s)	12.5	14.6	14.4	12.5	11.6	11.6	17.0	13.9	15.0	22.3
最多風向	南	南	北北東	南	南	北東	北東	南	南	北東
日昇時間 (時間)	1,934.4	2,033.5	2,048.2	2,124.0	2,105.6	1,940.5	1,835.5	2,016.3	2,044.9	1,918.3

注) 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けてない）と同等に扱います（準正常値）。必要な資料数は、要素または減少、統計方法により若干異なりますが、全対数の80%を基準とします。

（資料：気象庁気象観測データ）

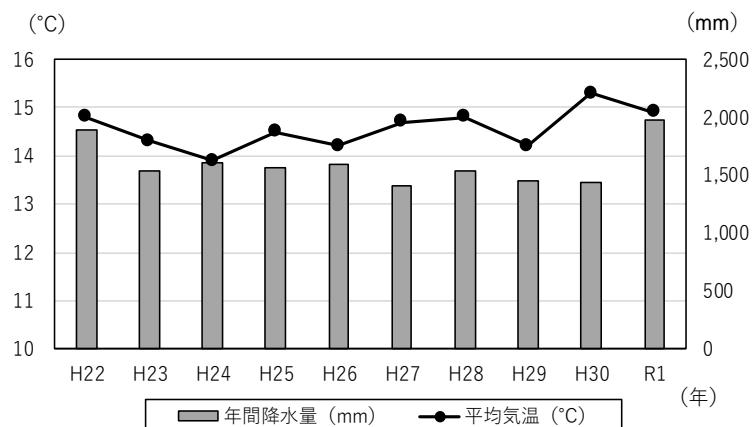


図2-1（1） 気象状況（平成22年～令和元年）の推移

表 2-2 (2) 気象の状況 (令和元年 月別)

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	3.4	5.6	8.9	11.7	18.2	20.5	22.8	26.7	23.3	18.6	11.9	7.2
最高気温 (°C)	14.6	18.7	20.9	23.7	32.6	29.7	34.2	35.6	33.3	29.3	23.2	19.8
最低気温 (°C)	-6.1	-5.1	-3.3	-3.3	3.7	11.9	16.2	20.6	13.6	10.6	-2.3	-3.5
月間降水量 (mm)	18.5	67.0	127.0	112.5	129.5	160.0	358.5	73.0	223.5	430.0	189.0	93.5
日最大降水量 (mm)	15.0	27.5	33.5	25.5	96.5	56.5	106.5	16.0	144.5	161.5	95.0	28.5
1時間最大降水量 (mm)	5.0	5.0	7.0	6.5	26.5	9.5	55.0	16.0	42.0	39.0	11.0	11.0
平均風速 (m/s)	1.7	1.7	2.0	2.3	2.4	2.3	2.0	2.1	1.9	2.2	1.7	1.5
最大風速 (m/s)	8.1	7.1	8.9	6.5	10.0	6.9	6.0	7.0	22.3	14.9	6.8	7.5
最多風向	北北西	北	北北西	南	南	南	北北東	南	北東	北東	北北西	北北西
日昇時間 (時間)	222.1	128.5	171.1	189.9	240.6	138.2	81.2	202.6	145.5	114.2	161.9	122.5

注) : 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値 (資料が欠けていない)

と同様に扱います (準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全対数の80パーセントを基準とします。

(資料: 伊豆府気象観測データ)

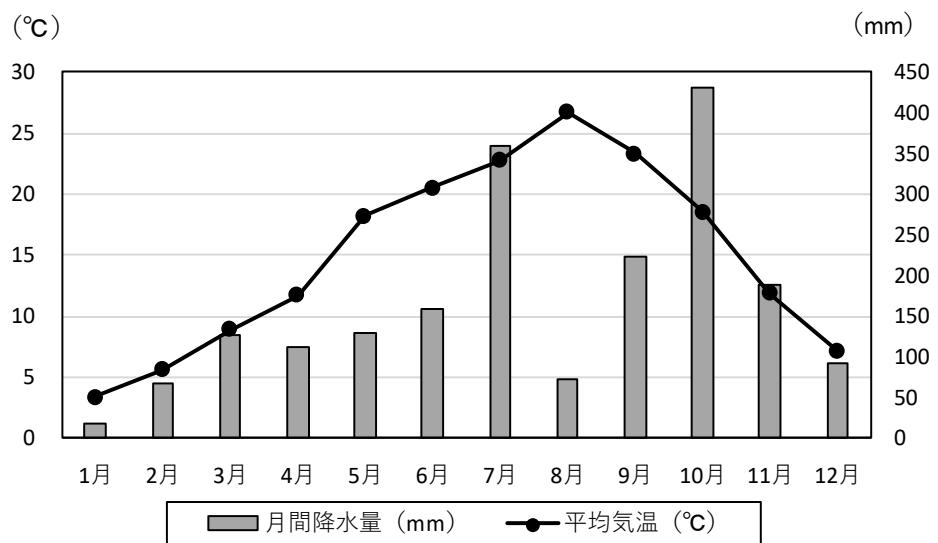


図 2-1 (2) 気象状況 (令和元年) の推移

2.3 人口動態

2.3.1 人口

本組合の平成 12 年から平成 27 年の人口（国勢調査による）推移は、表 2-3（1）に示すとおりです。平成 12 年からの人口動態を見ると、香取市、神崎町及び東庄町すべて減少傾向にあります。

また、平成 27 年から令和元年まで（各年 10 月 1 日現在）の人口及び世帯数は、表 2-3（2）に示すとおりです。

表 2-3（1） 市町別人口及び世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

市町名	H12		H17		H22		H27		人口増減率
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	
香取市	90,943	26,752	87,332	27,264	82,866	27,309	77,499	27,294	△6.5
神崎町	6,747	2,049	6,705	2,085	6,454	2,135	6,133	2,207	△5.0
東庄町	17,076	4,577	16,166	4,565	15,154	4,561	14,152	4,562	△6.6
本組合	114,766	33,378	110,203	33,914	104,474	34,005	97,784	34,063	△6.4

参考：平成12～17年の香取市の数値は、佐原市、小見川町、山田町、栗源町の数値の合計値です。

（資料：「国勢調査報告」（総務省統計局））

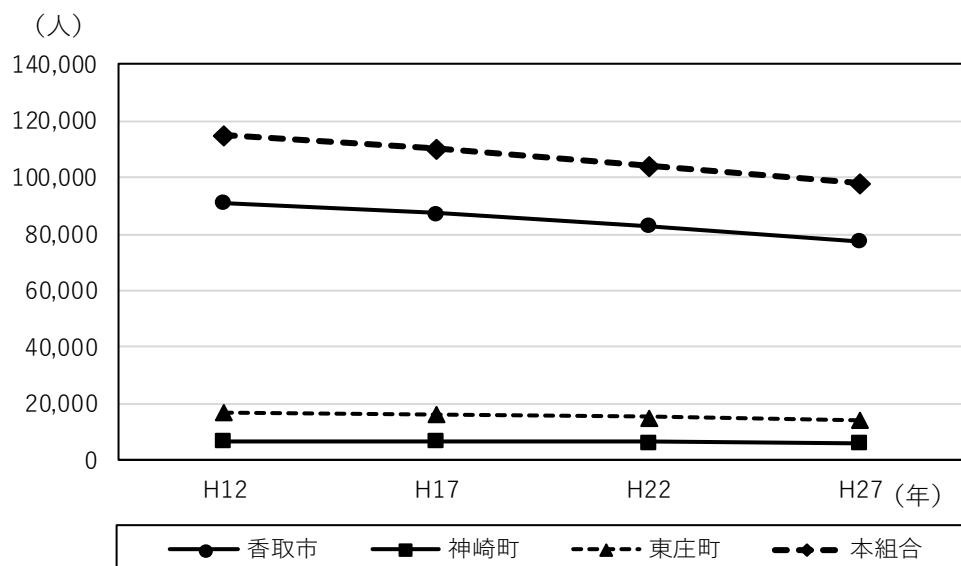


図 2-2（1） 国勢調査による人口の推移

（平成 12 年～平成 27 年 各年 10 月 1 日現在）

表 2-3 (2) 市町別人口及び世帯数の推移 (各年 10 月 1 日現在)

市町名	H27		H28		H29		H30		R1	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)								
香取市	77,499	27,294	76,474	27,490	75,362	27,626	74,382	27,825	73,110	27,912
神崎町	6,133	2,207	6,055	2,216	6,003	2,235	5,933	2,260	5,827	2,262
東庄町	14,152	4,562	13,957	4,586	13,803	4,615	13,556	4,629	13,346	4,681
本組合	97,784	34,063	96,486	34,292	95,168	34,476	93,871	34,714	92,283	34,855

参考：「千葉県毎月常住人口調査月報」（この月報は、千葉県毎月常住人口調査要綱に基づき、直近の国政調査人口及び

世帯数を基準とし、これに毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動状況により集計するものです。世帯数につい

ては、国勢調査と住民基本台帳の世帯のとらえ方に若干の相違があります。）

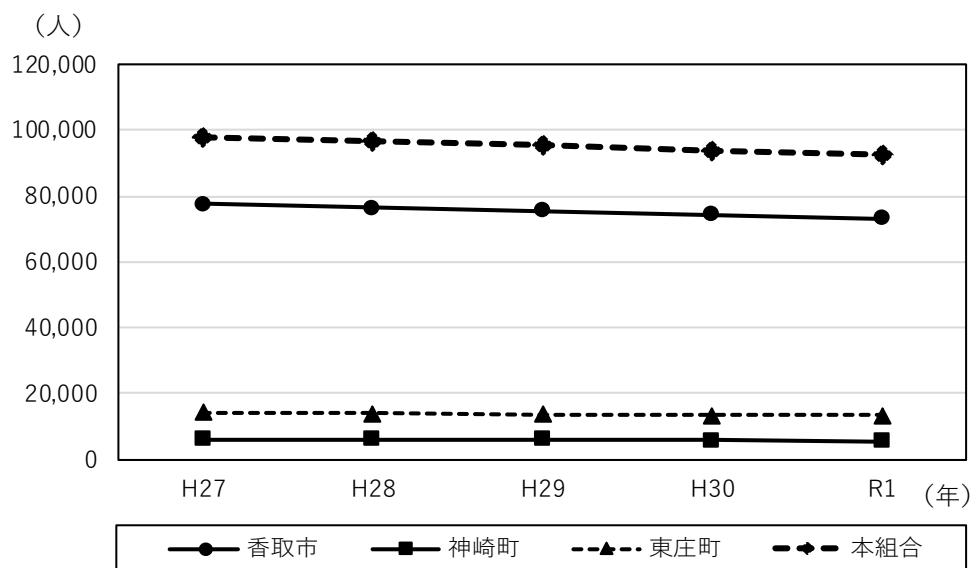


図 2-2 (2) 常住人口の推移 (平成 27 年～令和元年 各年 10 月 1 日現在)

2.3.2 年齢（5歳階級、各歳）別、男女別人口

令和元年4月1日現在における本組合の年齢別、男女別人口は表2-4に示すとおりです。また、年齢3区分別人口割合は、図2-4に示すとおりです。

表2-4 市町別年齢別、男女別人口（令和元年4月1日現在）

項目	香取市			神崎町			東庄町			本組合		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	76,359	37,992	38,367	6,102	3,092	3,010	13,971	6,985	6,986	96,432	48,069	48,363
0~4	1,987	1,035	952	172	81	91	350	188	162	2,509	1,304	1,205
5~9	2,434	1,288	1,146	178	89	89	458	240	218	3,070	1,617	1,453
10~14	2,815	1,426	1,389	220	127	93	553	279	274	3,588	1,832	1,756
15~19	3,262	1,687	1,575	292	152	140	584	288	296	4,138	2,127	2,011
20~24	3,186	1,709	1,477	268	146	122	540	311	229	3,994	2,166	1,828
25~29	2,945	1,632	1,313	229	128	101	522	321	201	3,696	2,081	1,615
30~34	3,607	1,972	1,635	248	136	112	625	345	280	4,480	2,453	2,027
35~39	3,835	2,048	1,787	287	150	137	687	406	281	4,809	2,604	2,205
40~44	4,524	2,395	2,129	387	204	183	810	415	395	5,721	3,014	2,707
45~49	5,188	2,773	2,415	427	238	189	926	471	455	6,541	3,482	3,059
50~54	4,703	2,390	2,313	457	239	218	782	404	378	5,942	3,033	2,909
55~59	5,200	2,657	2,543	419	221	198	844	437	407	6,463	3,315	3,148
60~64	5,726	2,959	2,767	475	265	210	1,081	531	550	7,282	3,755	3,527
65~69	7,183	3,659	3,524	496	255	241	1,409	711	698	9,088	4,625	4,463
70~74	6,035	2,954	3,081	460	219	241	1,225	595	630	7,720	3,768	3,952
75~79	4,909	2,238	2,671	391	186	205	939	442	497	6,239	2,866	3,373
80~84	4,037	1,689	2,348	328	148	180	742	309	433	5,107	2,146	2,961
85~89	2,859	995	1,864	215	64	151	509	187	322	3,583	1,246	2,337
90~94	1,503	418	1,085	115	34	81	283	86	197	1,901	538	1,363
95~99	372	65	307	34	9	25	85	14	71	491	88	403
100~	49	3	46	4	1	3	17	5	12	70	9	61

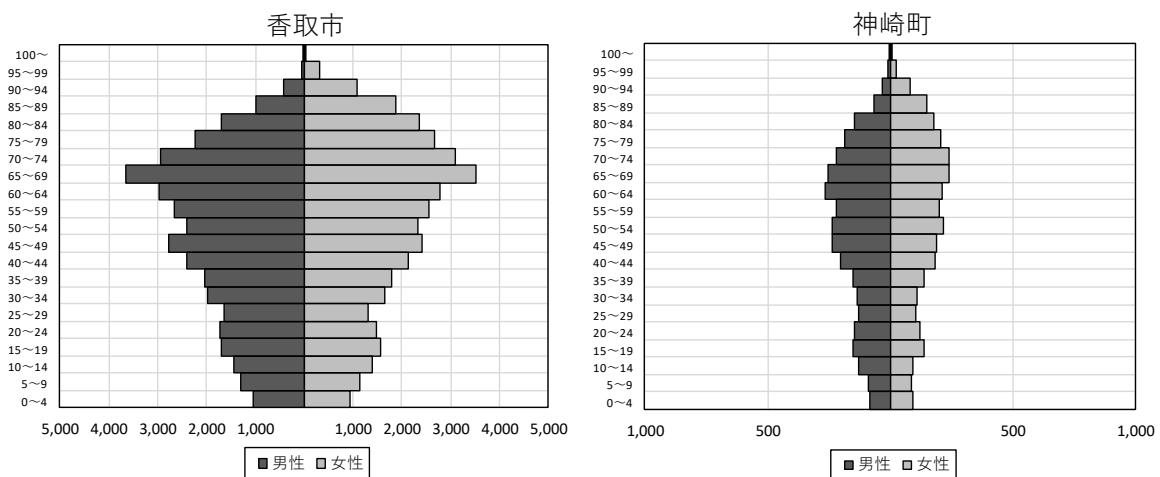


図2-3(1) 年齢階層別的人口ピラミッド

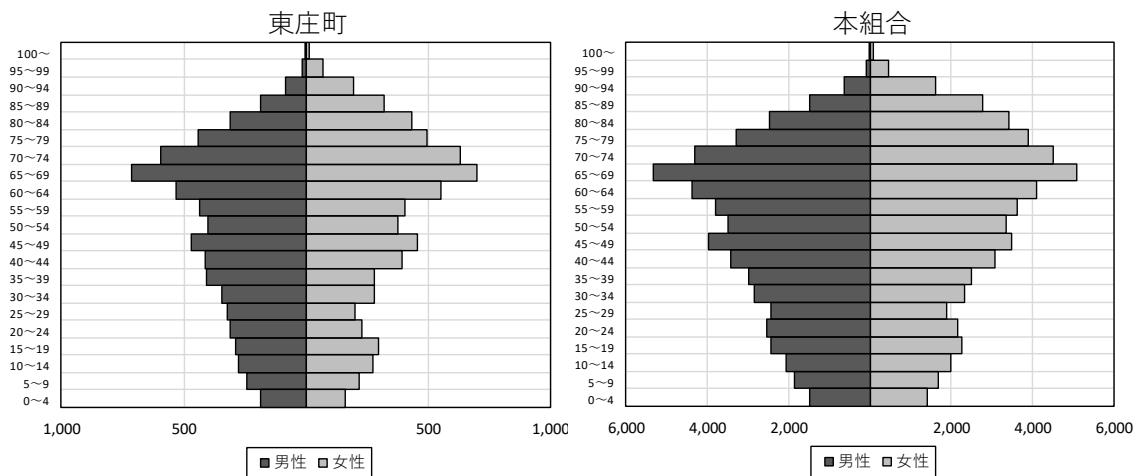


図 2-3 (2) 年齢階層別の人団ピラミッド

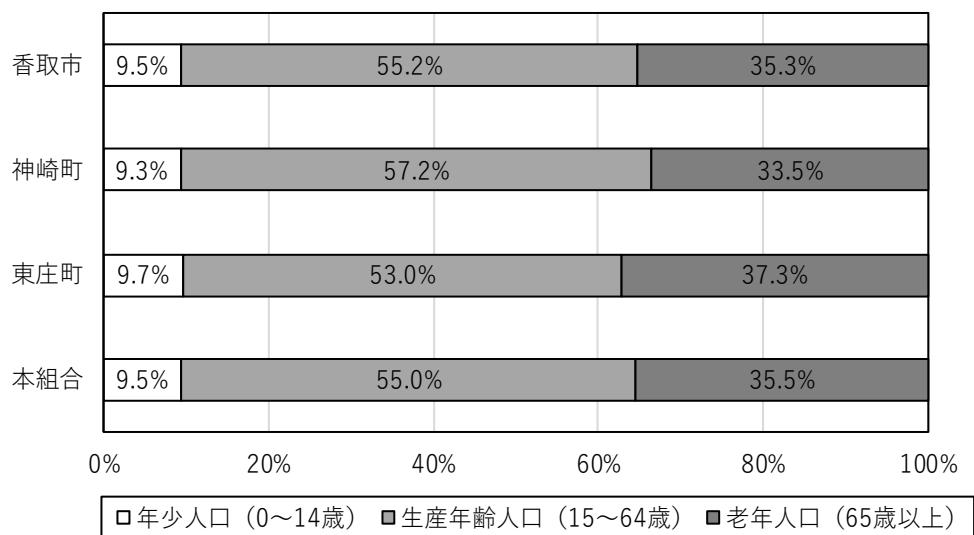


図 2-4 年齢 3 区分別人口割合

2.4 産業の動向

2.4.1 産業別就業者数

本組合の産業別就業者の推移は表2-5に、平成27年度の産業3部門別就業者割合は図2-5に示すとおりです。

平成27年度の就業者を産業3部門別でみると、本組合では、第1次産業12.5%、第2次産業23.8%、第3次産業が59.8%となっており、第3次産業が全体の半数以上を占めています。

表2-5 産業別就業者の推移

項目		第1次産業		第2次産業		第3次産業		他に分類されないもの		計	
		人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
香取市	平成12年	5,920	12.8	12,472	26.9	27,588	59.5	360	0.8	46,340	100.0
	平成17年	5,689	12.9	11,116	25.2	27,036	61.3	233	0.5	44,074	100.0
	平成22年	4,779	12.0	9,346	23.5	24,535	61.8	1,070	2.7	39,730	100.0
	平成27年	4,211	11.0	9,040	23.7	23,454	61.4	1,512	4.0	38,217	100.0
神崎町	平成12年	274	8.3	895	27.1	2,109	63.9	24	0.7	3,302	100.0
	平成17年	301	9.1	851	25.7	2,153	65.0	5	0.2	3,310	100.0
	平成22年	180	5.7	693	21.9	1,963	62.1	324	10.3	3,160	100.0
	平成27年	183	5.7	660	20.4	1,828	56.5	566	17.5	3,237	100.0
東庄町	平成12年	1,347	15.2	3,320	37.5	4,184	47.2	7	0.1	8,858	100.0
	平成17年	1,318	16.0	2,656	32.3	4,238	51.5	15	0.2	8,227	100.0
	平成22年	1,155	15.7	2,318	31.6	3,847	52.4	15	0.2	7,335	100.0
	平成27年	1,122	15.8	2,214	31.3	3,719	52.5	29	0.4	7,084	100.0
本組合	平成12年	9,601	14.1	18,669	27.5	39,186	57.7	404	0.6	67,860	100.0
	平成17年	9,407	14.5	16,525	25.5	38,554	59.5	272	0.4	64,758	100.0
	平成22年	7,818	13.4	13,985	23.9	35,307	60.3	1,439	2.5	58,549	100.0
	平成27年	7,051	12.5	13,459	23.8	33,780	59.8	2,172	3.8	56,462	100.0

参考：平成12～17年の香取市の数値は、佐原市、小見川町、山田町、栗源町の数値の合計値です。

(資料：「国勢調査報告」(総務省統計局))

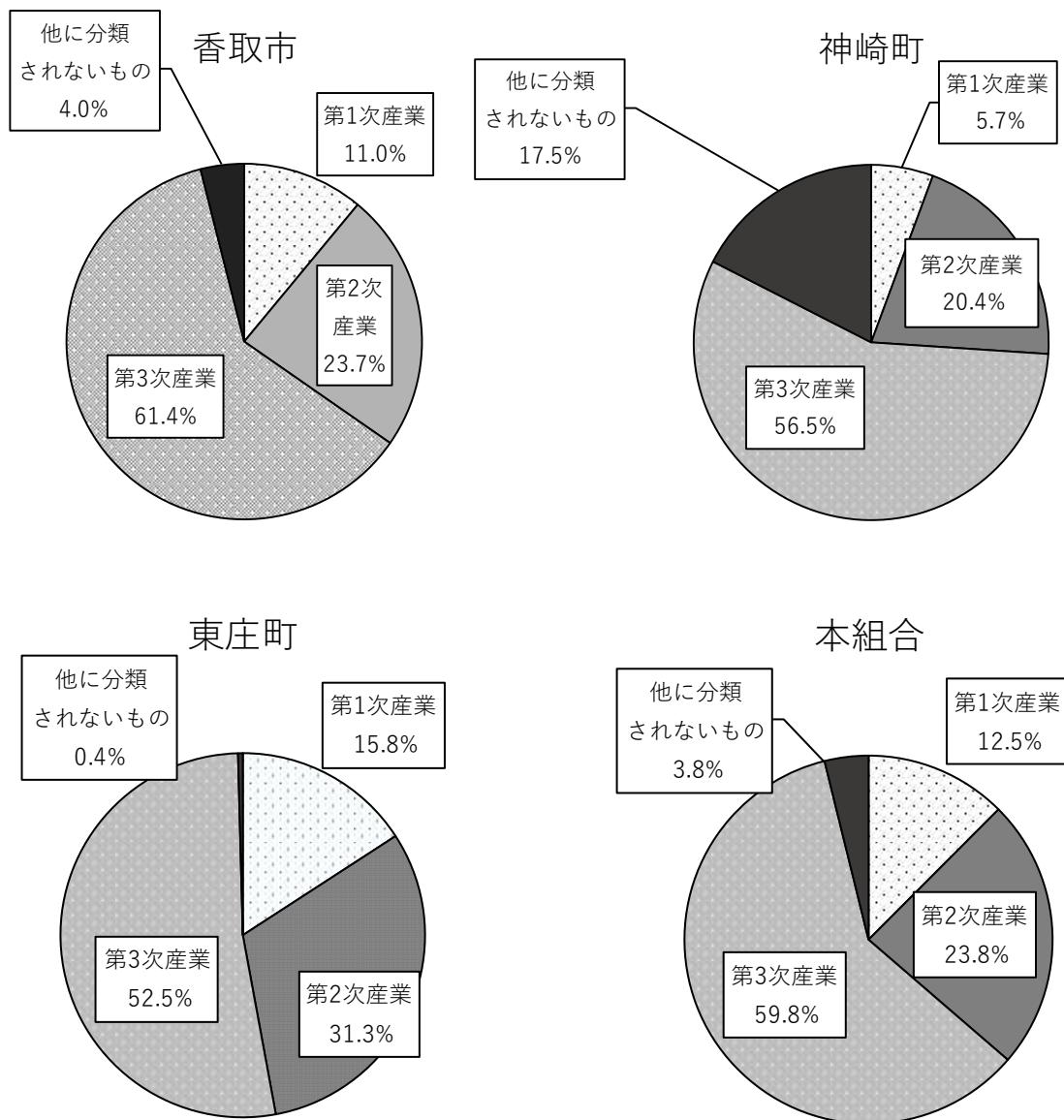


図 2－5 産業 3 部門別就業者割合（平成 27 年度）

2.4.2 事業所・従業者数

本組合の平成24年から平成28年の事業所・従業者数の推移は表2-6及び図2-6(1)、(2)に示すとおりです。

事業所数、従業者数ともに、平成26年にかけて増加しましたが、平成28年に減少へ転じています。

表2-6 事業所・従業者数の推移

項目 市町名	平成24年		平成26年		平成28年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
香取市	3,685	26,551	3,785	28,617	3,503	25,904
神崎町	240	1,938	253	2,367	216	1,918
東庄町	589	3,723	591	4,087	538	3,551
本組合	4,514	32,212	4,629	35,071	4,257	31,373

(資料：「千葉県統計年鑑」)

(事業所)

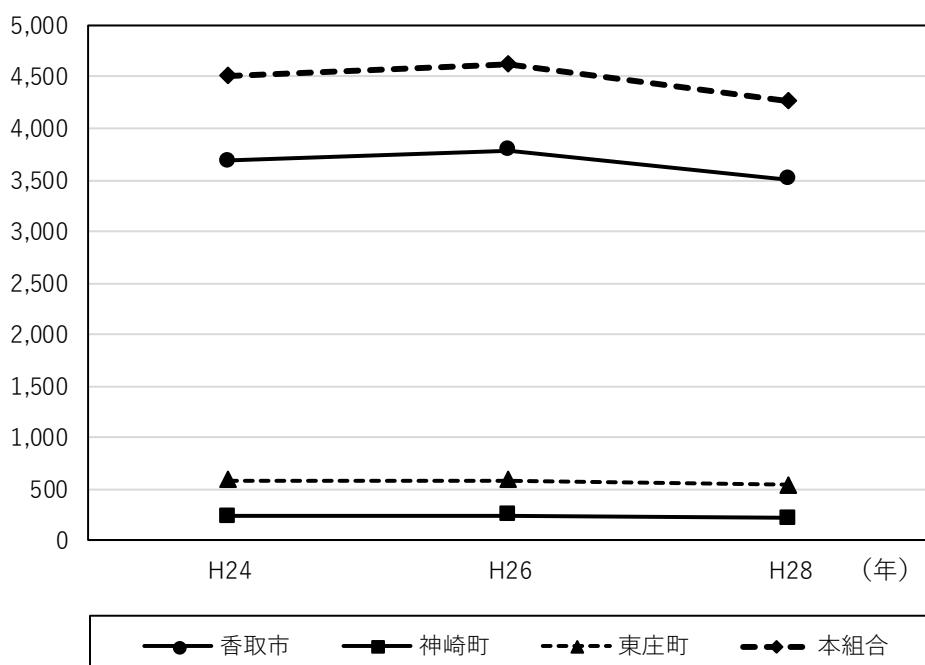


図2-6(1) 事業所数の推移

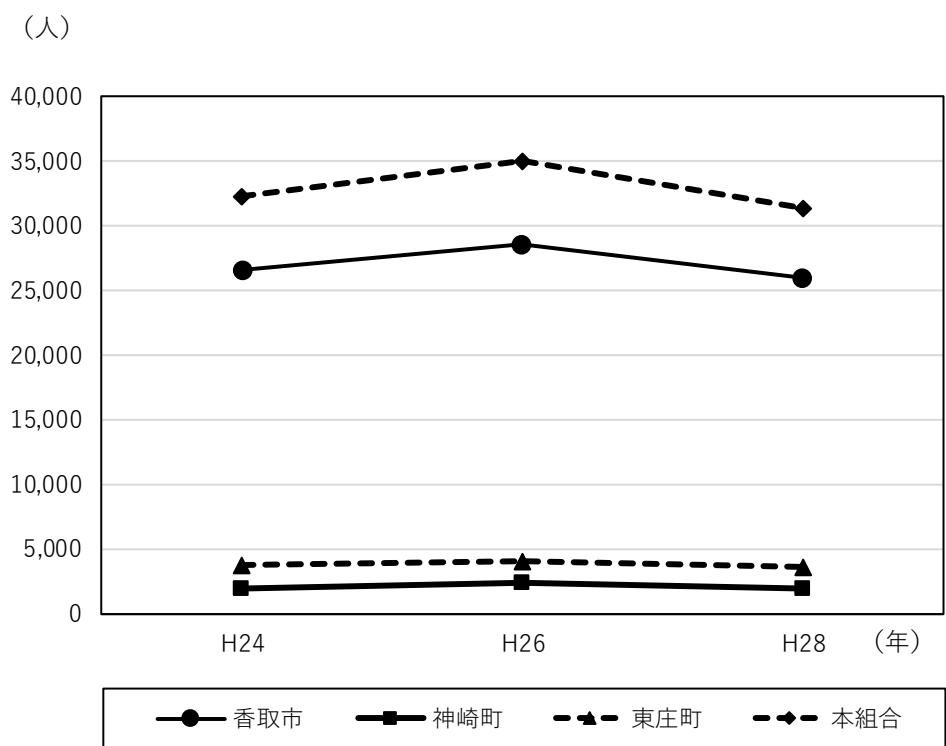


図 2-6 (2) 従業者数の推移

2.5 土地利用状況

計画区域の土地利用状況は、表2-7及び図2-7に示すとおりです。平成30年1月1日現在では全体の約46%が農用地（田、畠）、約24%が山林及び雑種地になっており、宅地は約8%です。

香取市は土地利用の基本方針として、「環境と共生する土地利用の推進」、「定住と交流、活力を生み出す土地利用の推進」を掲げています。

神崎町は、土地利用に関し「町内各地区の地域特性に即し、全町的にバランスのとれた土地利用を推進します。」等の基本目標を掲げています。

東庄町は、「人と自然が共生するまち」を基本的な考え方として、将来都市像の実現に向けた土地利用を目指しています。

表2-7 地目別面積（平成30年1月1日現在）

単位：千m²

市町名	総面積	田	畠	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
香取市	262,350	82,016	38,660	22,107	1,561	47,432	638	3,086	15,251	51,599
神崎町	19,900	7,027	1,853	1,901	243	3,808	-	214	2,876	1,978
東庄町	46,250	13,868	7,449	3,701	188	4,579	-	51	3,967	12,447
本組合	328,500	102,911	47,962	27,709	1,992	55,819	638	3,351	22,094	66,024

注) 1.田の地積は介在田及び市街化区域田を、畠の地積は介在畠及び市街化区域畠を、山林の地積は介在山林を、それぞれ

含みます。「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいいます。

2.端数処理の関係で計と合わない場合があります。

(資料：千葉県統計年鑑（平成30年）)

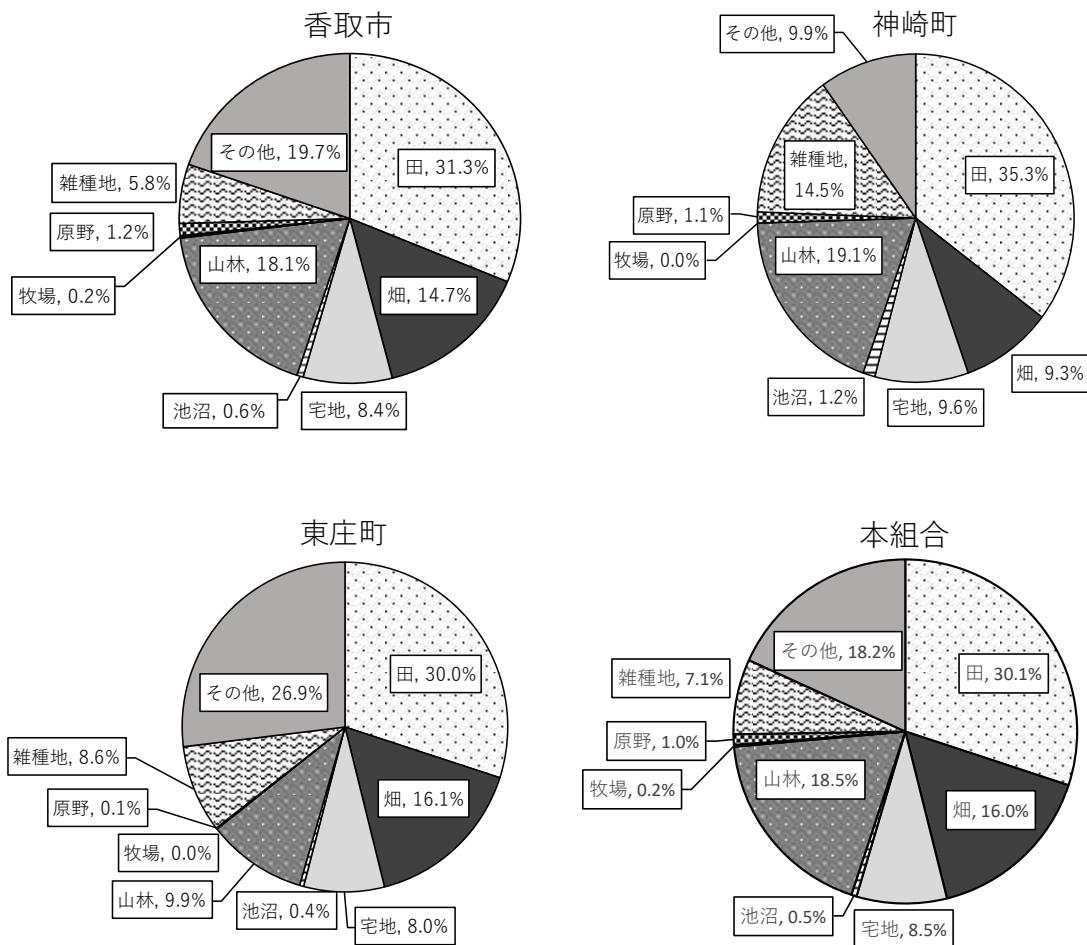


図 2－7 地目別面積の構成比

2.6 市町の総合計画等

2.6.1 総合計画等の策定状況

香取市、神崎町及び東庄町では、表2-8に示す総合計画、環境基本計画を定め、廃棄物に係る基本方針等を定めています。

表2-8 各市町の総合計画等の一覧

市町名	計画名	備考
香取市	第2次香取市総合計画 前期基本計画	平成30年3月策定
	第2次香取市環境基本計画	平成31年3月策定
	香取市汚水適正処理構想	平成28年3月策定
神崎町	神崎町第4次総合計画 後期基本計画	平成28年3月策定
東庄町	第6次東庄町総合計画	平成29年3月策定

2.6.2 総合計画等に基づく一般廃棄物（生活排水処理）に係る基本方針

(1) 香取市

「第2次香取市総合計画 前期基本計画 《2018-2022年度》」（平成30年3月）では、図2-8のとおり下水道に対する施策を示しています。

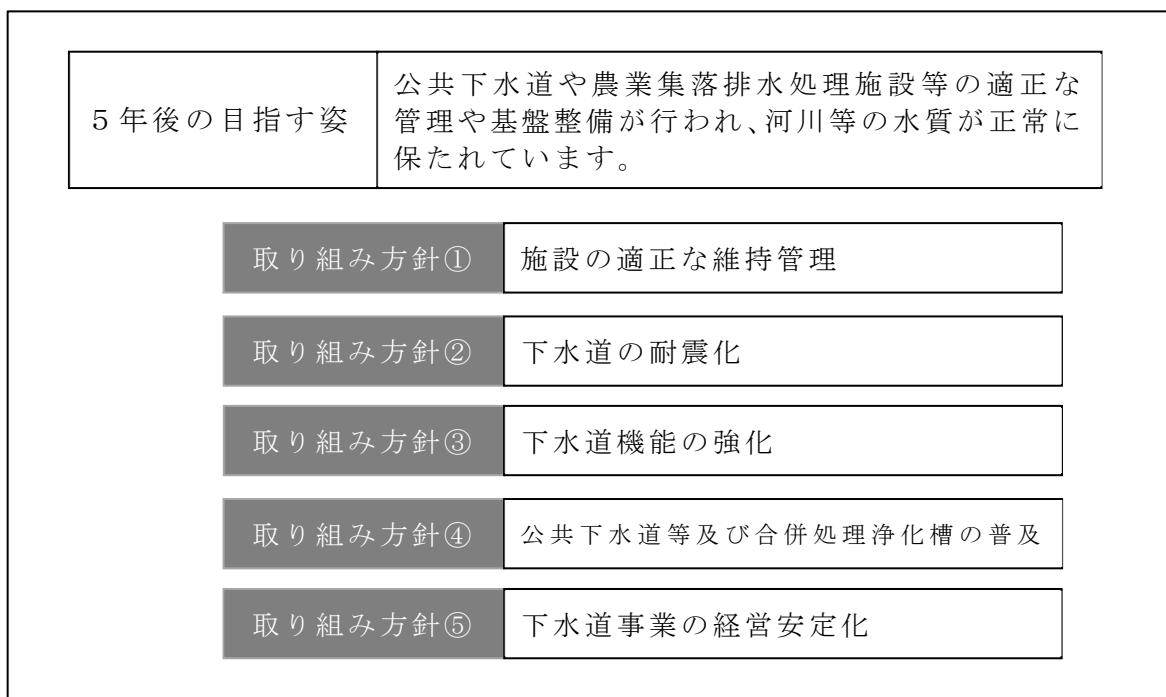


図2-8 香取市における一般廃棄物に対する施策等

また、「第2次香取市環境基本計画」（平成31年3月）では、生活排水に関する基本目標、個別施策は表2-9に、目標値は表2-10のとおり示しています。

「香取市汚水適正処理構想」（平成28年3月）では、汚水処理人口普及率が100%に至る時点を最終目標とし、中間の目標年次を2024年度（令和6年度）としています。目標値については、表2-11に示すとおりです。

表2-9 香取市環境基本計画における廃棄物の基本目標、基本方針

基本目標	基本方針
安心・安全社会の実現 ～快適な生活環境を未来 に伝えるまち～	・安心・安全な生活環境の保全 ・水循環の保全 ・快適な町並みの形成

表2-10 香取市環境基本計画における目標値

環境指標の項目	目標値 (2029年度)	現状値 (2017年度)
一般大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100%	100%
自動車騒音環境基準達成率	100%	77.00%
河川BOD環境基準達成率	100%	62.50%
汚水処理人口普及率	現状値以上	61.70%

表2-11 香取市汚水適正処理構想における目標値

(人口：人、面積：ha)

目標年度	令和6年度 (2024年)		最終目標
全 体	人口	69,000	59,000
	面積	26,235	26,235
公共下水道区域	人口	23,193	19,988
	面積	871	943
農業集落排水区域	人口	2,837	2,436
	面積	258	258
個別処理区域 (合併浄化槽利用人口)	人口	42,970 (21,854)	36,576 (36,576)
	面積	25,106	25,034
汚水処理人口普及率	人口	69.4%	100%

(2) 神崎町

「神崎町第4次総合計画 後期基本計画」(平成28年3月)では、表2-12に示すとおり生活排水に係る基本目標、基本方針等を示しています。

表2-12 神崎町における廃棄物に係る施策

○施策目標6 安全で緑豊かな生活環境づくり 上水道・污水処理施設の整備 施策の方針 衛生的で快適な生活環境を実現するため町内全域の戸別合併処理浄化槽の普及を図り、全町的な汚水処理対策の促進に努めます。 また、水道事業は安全で良質な水を365日、安定して供給する使命があります。ライフラインという言葉が示すように、水道はまさに町民生活の生命線であり、今後とも町民から信頼される水道を創り、町民の満足度を向上させ、経営の健全化を図ります。
<p>主要施策</p> <ol style="list-style-type: none">1 町民から信頼される水道づくり2 町民の満足度の向上3 経営の健全化の推進4 人材の育成と活用5 合併処理浄化槽への転換の促進

(3) 東庄町

「第6次東庄町総合計画」(平成29年3月)では、表2-13に示すとおり生活排水に係る施策を示しています。

表2-13 東庄町における廃棄物に係る施策

分野別施策「6生活環境」の「排水環境の整備」 未処理の生活排水の排出抑制のため、合併処理浄化槽の普及促進と、設置後の適切な維持管理について啓発を進めます。
主な取組
・合併処理浄化槽の普及促進 ・合併処理浄化槽の適正管理の啓発
設定目標

指標名	現状値(H27)	目標値(H33)
合併処理浄化槽の設置補助基数	707基	937基
住民ひとりあたりのごみ排出量	750g/人・日	635g/人・日

2.7 将来計画

2.7.1 将来計画

(1) 香取市

「第2次香取市総合計画（前期基本計画）」（平成30年3月）では、香取市が目指すべきまちの姿として「将来都市像」を以下のように掲げています。

豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取
～人が輝き 人が集うまち～

また、目指すべきまちを実現するために6つの分野を施策の大綱として表2-14（1）（2）（3）のように掲げています。

表2-14（1） 香取市の施策の大綱

1.産業・経済の振興～産業の活性化によりまちの活気を高め、賑わいのあるまちを創る～

少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少していく中、基幹産業の活性化や新たな産業などの育成、雇用の場の確保や観光資源の積極的な活用を通じて、本市の持続的な成長を推進していきます。

- ①活力に満ちた農林畜産業の推進
- ②地域の消費を賄い雇用の受け皿となる商工業の振興
- ③地域経済の基盤となる優良企業の誘致
- ④資源の連携による新しい魅力に溢れた観光の推進

2.生活・環境の向上～水と緑のやすらぎを感じ、安心・安全に暮らせるまちを創る～

安心・安全に暮らし、住み続けたいまちにするために、身近な自然との共生を促進し、災害や犯罪・事故等による被害の防止・低減を推進していきます。

- ①豊かな自然環境との共生の促進
- ②資源循環と廃棄物の適正処理の推進
- ③公園・緑地・水辺空間の適正な管理と整備
- ④地域ぐるみの交通安全・防犯体制の充実
- ⑤地域防災力の向上と消防救急体制の充実
- ⑥誰もが気軽に利用でき信頼される相談体制の強化

表2-14(2) 香取市の施策の大綱

3.健康・福祉の充実 ~支えあい、健康で生き生きと自分らしく暮らせるまちを創る~

市民一人ひとりが、心身ともに健康で生き生きと活動し活躍するために、必要な支援やサービスを受けられる体制と、地域で互いに助け合う仕組みづくりを整備していきます。

- ①助け合い支えあう地域福祉の推進
- ②一歩進んだ介護・介護予防の推進
- ③生きがいと安心に満ちた高齢者福祉の充実
- ④安心して生み育てられる子育て支援の充実
- ⑤障害のある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりの推進
- ⑥市民生活を支える健康づくり体制の充実
- ⑦安心で安全な医療提供体制の充実
- ⑧安心して暮らせる社会保障の充実

4.教育・文化の振興 ~地域の歴史・文化を知り、未来を担う人を育むまちを創る~

将来を担う子供たちが、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育むことができるよう、教育環境のは正や高度情報化社会に対応した学習環境の整備、家庭や地域の見守り体制を充実していきます。

また、すべての市民が生きがいや地域との交流を保ち、健康で活力のある生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも学ぶことができる環境と、主体的にスポーツに取り組むことができる環境を整備していきます。

- ①学校等の適正配置と快適な教育環境整備の推進
- ②生きる力を育てる特色ある学校教育の推進
- ③次代を担う青少年の健全育成
- ④ひらかれた生涯学習活動の振興
- ⑤市民主体のスポーツ活動の振興
- ⑥郷土を愛する心を育む歴史文化の継承

表 2-14 (3) 香取市の施策の大綱

5. 都市基盤の整備 ~安全で快適な魅力あふれるまちを創る~

安全で、快適な魅力あふれるまちを実現するために、災害に強く機能的で、利便性の高い都市基盤、安心して暮らせる住環境を整備していきます。

- ①秩序ある土地利用の推進
- ②機能的で賑わいのある市街地の整備
- ③また訪れたくなる魅力にあふれた町並みの整備
- ④安心して暮らせる住環境の整備
- ⑤暮らしと産業を支える道路網の整備
- ⑥身近で利便性の高い公共交通体制の整備
- ⑦安全な水を安定して供給する水道の整備
- ⑧快適な暮らしと水環境をつくる下水道の整備

6. 市民参画・行政の取組 ~みんなが力を発揮して将来に続くまちを創る~

人口減少や少子高齢化が進行する中、行政サービスの質と量を維持しつつ、将来にわたって持続可能なまちを実現するために、限られた経営資源を効率的に活用し、市民や企業等と行政との連携をより深めたまちづくりを推進していきます。

- ①市民が主体となった地域づくりの推進
- ②すべての人が平等な人権尊重社会の実現
- ③市民の感性や想像力を高める多様な交流の推進
- ④市民とのコミュニケーション手段の充実
- ⑤効率的で効果的な行財政の運営

(2) 神崎町

「神崎町第4次総合計画 後期基本計画」（平成28年3月策定）によれば、将来像として「発酵の里・健康笑顔のまち こうざき ～みんなで創る 健康・安心・子育て応援のまち～」を掲げ、図2-9に示す4つの基本目標を定めています。

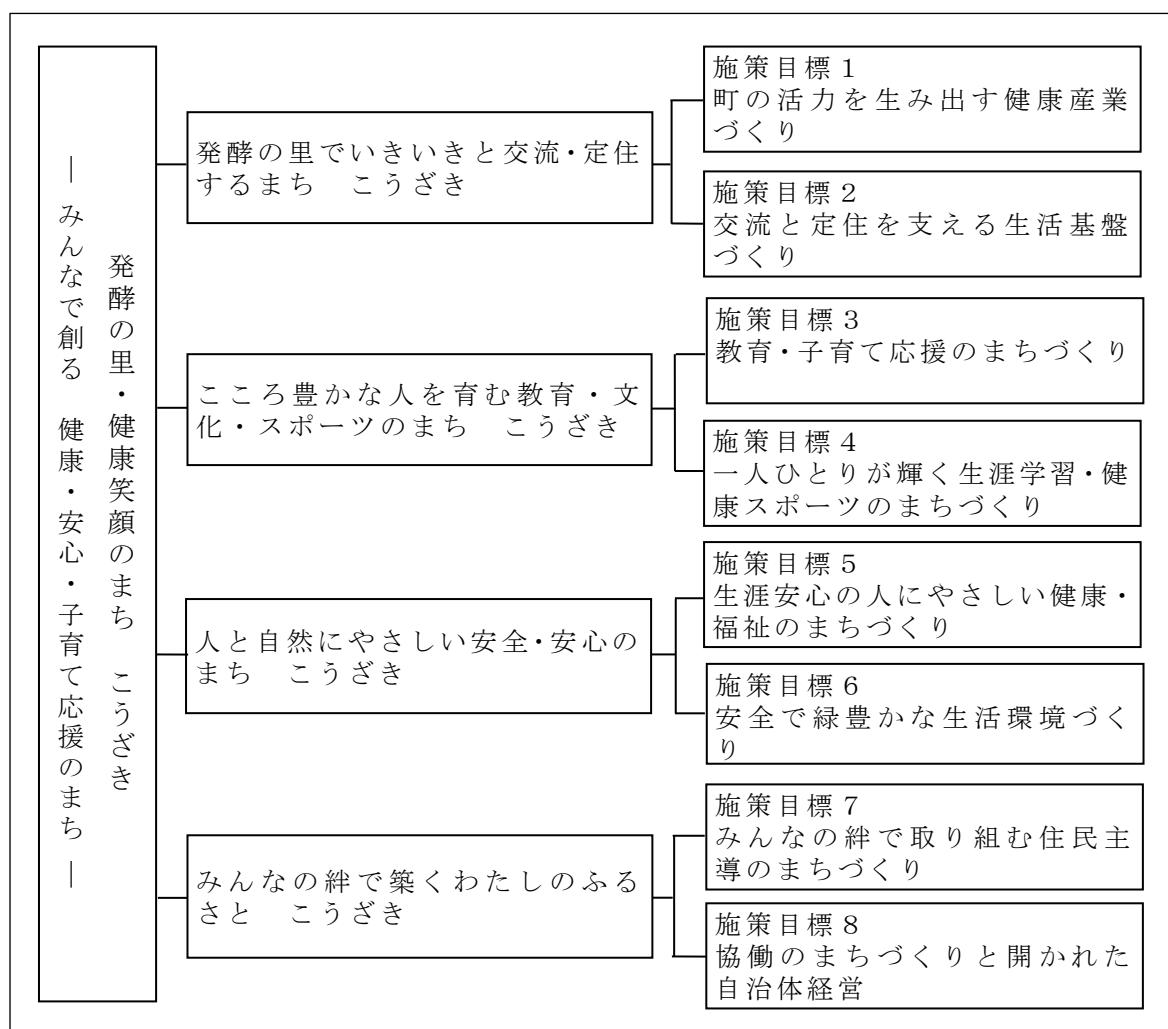


図2-9 神崎町総合計画の体系

(3) 東庄町

「第6次東庄町総合計画」（平成29年3月策定）によれば、「将来都市像」として以下のように掲げています。また、将来都市像を実現するために展開していく施策を、図2-10の内容を示しています。

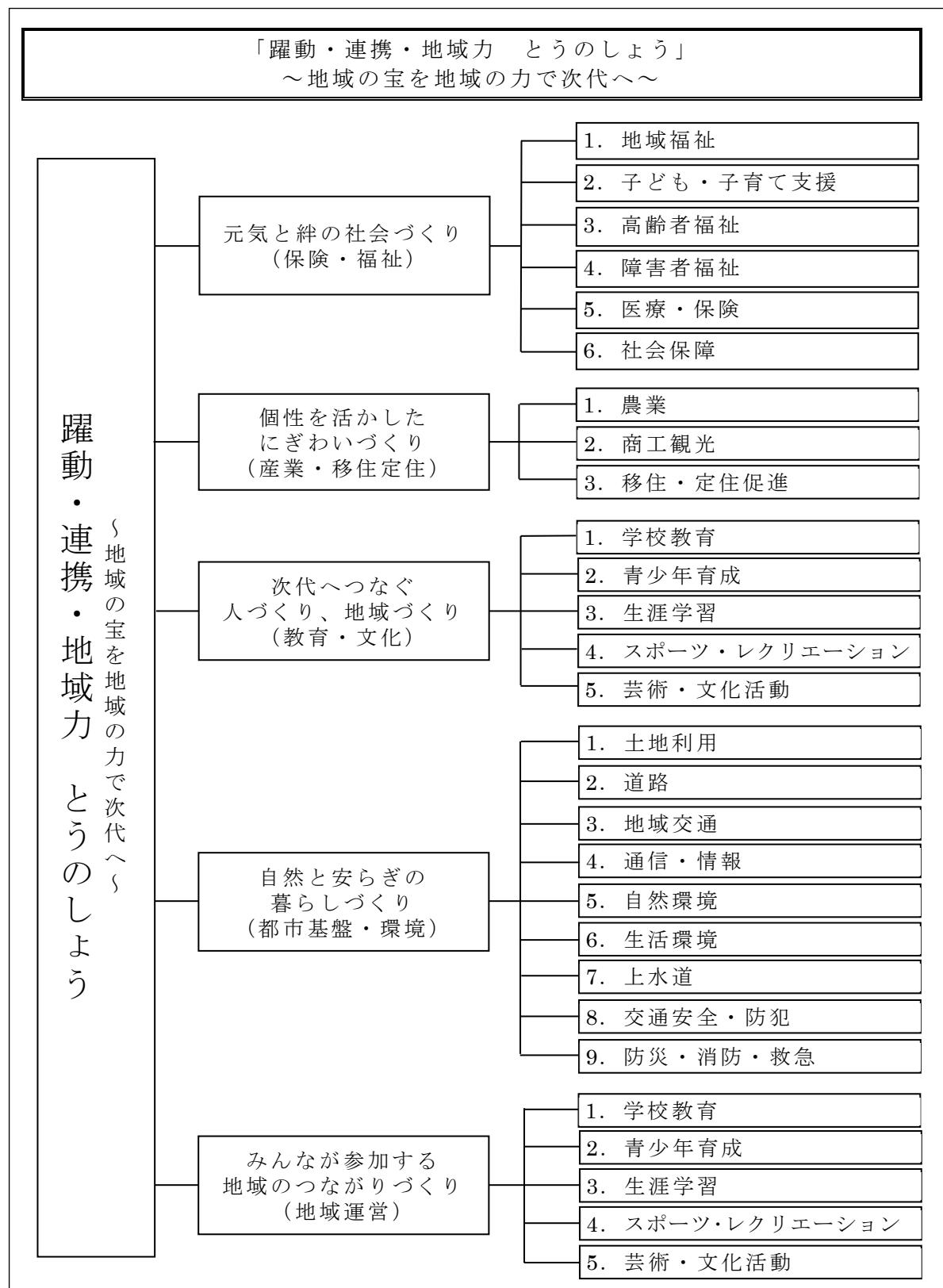


図2-10 東庄町の将来都市像実現への施策

2.8 水環境、水質保全に関する状況

2.8.1 主な河川の現況

計画区域を流れる主な河川は図2-11に示すとおり、日本の代表河川の1つである利根川及びその支流の黒部川等があります。

利根川流域は「水郷筑波国定公園」、「県立大利根自然公園」に含まれ、近年はレジャーの場としても親しまれており人々の憩いの場となっています。

黒部川は計画区域の香取市、東庄町を貫流しており、その途中で清水川や桁沼川などの小河川が流入しています。

その他、計画区域の北部には与田浦川、横利根川等が、中央部には小野川、大須賀川等の河川が流れています。

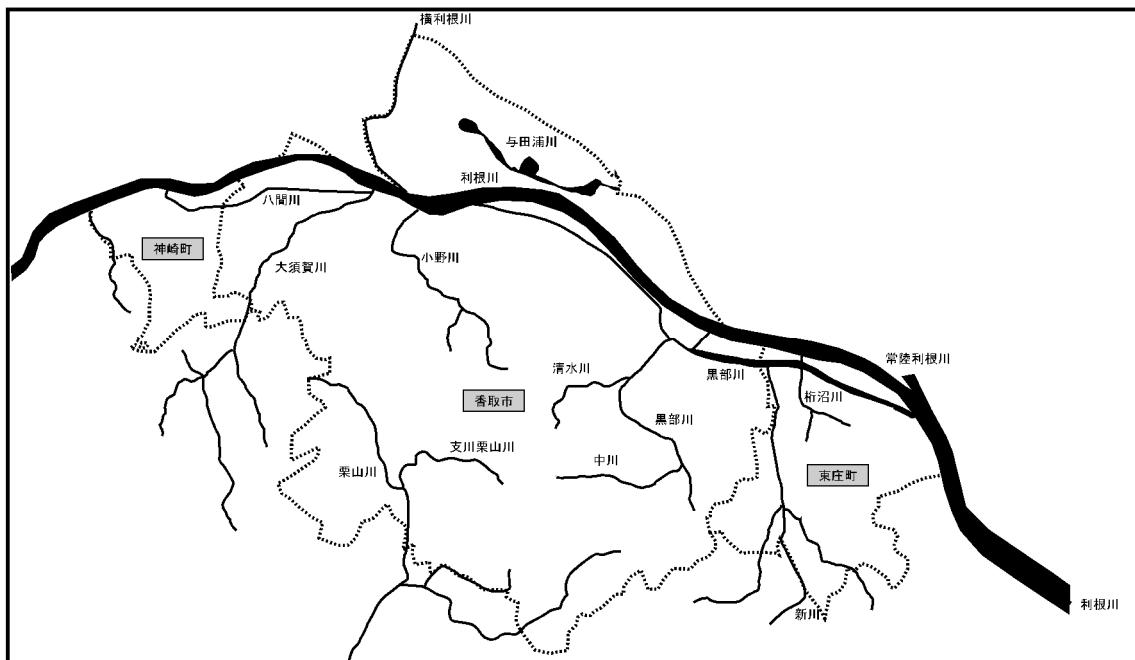


図2-11 流域河川図

2.8.2 水質に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、表2-15(1)に示すいづれの水域にも適用される「人の健康の保護に関する環境基準」と、表2-15(2)及び(3)に示す水域類型指定のある水域に適用される「生活環境の保全に関する環境基準」(以下「生活環境項目」という)があります。

計画区域内において水域類型指定のある河川は表2-16に示すとおり、利根川、黒部川等があり、本地域を代表する利根川及び黒部川は「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定を、利根川は昭和48年の3月に、黒部川は同年7月に指定を受けています。また、利根川は平成21年3月に表2-15(3)に示す、全亜鉛の環境基準値の適用も受けています。

表2-15(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年 環境庁告示第59号)

表2-15(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))

項目	利用目的の適応性	基準値					該当水域	
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数		
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	第1の 2の (2) により水域 類型ごとに 指定する	
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下		
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下		
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—		
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—		
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—		
備考								
1 基準値は日間平均とする。								
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。								

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水3腐級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水3級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

表 2-15 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川 (湖沼を除く))

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛 基準値
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる)。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

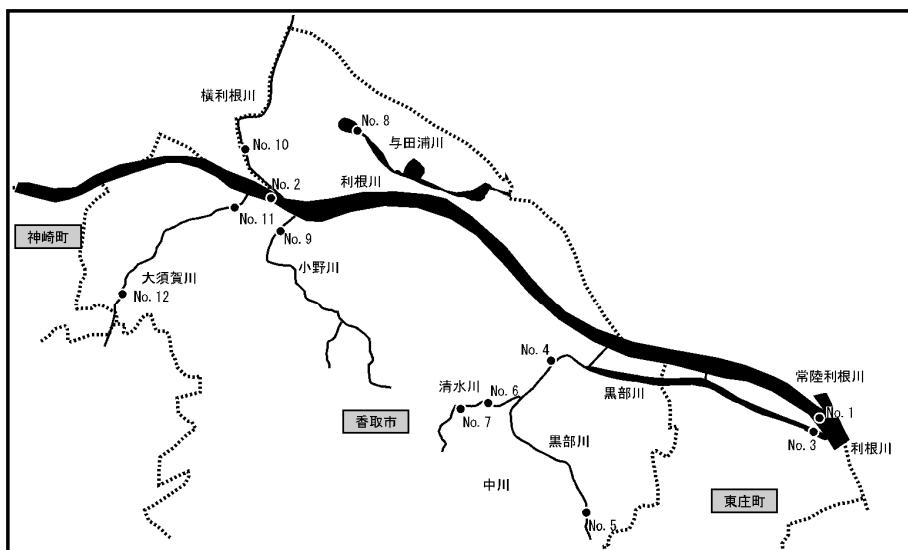
表 2-16 計画区域内の河川の水域類型指定状況

指定河川名	指定類型
利根川	A、生物 B
黒部川 (小堀川合流点より上流)	B、生物 B
黒部川 (小堀川合流点より下流)	A、生物 B
清水川 (香取市小見川区)	A、生物 B
小野川	B、生物 B
大須賀川	A、生物 B
栗山川上流 (総武本線鉄道橋より上流)	A、生物 B

資料：「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況」(千葉県ホームページ)

2.8.3 水質調査地点

本組合の主な水質調査地点は、図 2-12 に示すとおりです。



注) 調査担当機関が、国土交通省または千葉県の地点を選定しています。

図 2-12 水質調査地点図

2.8.4 水質調査結果

水質の汚濁指標である BOD (生物化学的酸素要求量) 、SS (浮遊物質量) 、DO (溶存酸素量) の調査結果は、表 2-17 (1) から (3) に示すとおりです。また、本組合の主要な河川である利根川及び黒部川の調査結果の推移は、図 2-13 (1) から (3) に示すとおりです。

BOD (生物化学的酸素要求量) は、一部の地点で環境基準の値を超えており、その他の生活環境項目をみると SS (浮遊物質量) 及び DO (溶存酸素量) については、環境基準を満たした状態で推移しています。

表 2-17 (1) 主な流入河川の水質状況 (BOD : 75% 水質値)

地点番号	河川名	地点名 (町名)	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)					類型	環境基準 (mg/L)
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		
1	利根川下流	河口堰 (東庄町)	1.8	1.9	1.7	2.5	3.2	A	2
2	利根川下流	水郷大橋 (香取市)	1.9	1.7	1.6	1.8	3.0	A	2
3	黒部川下流	黒部川水門 (東庄町)	3.1	3.7	4.5	3.3	4.0	A	2
4	黒部川上流	中央大橋 (香取市)	1.9	2.3	2.0	2.7	2.1	B	3
5	黒部川上流	迎田橋 (香取市)	2.6	2.1	1.9	1.6	1.6	B	3
6	清水川	清水橋 (香取市)	1.3	1.9	1.7	1.9	2.2	A	2
7	清水川	山川橋 (香取市)	1.1	1.4	1.1	1.0	1.6	A	2
8	与田浦川	与田浦橋 (香取市)	4.8	5.5	4.4	3.4	4.5	-	-
9	小野川	小野川水門 (香取市)	1.8	2.5	2.7	2.2	1.7	B	3
10	横利根川	横利根閘門 (香取市)	3.8	1.8	2.9	0.9	1.3	-	-
11	大須賀川	黄金橋 (香取市)	2.6	3.6	2.3	3.4	2.8	A	2
12	大須賀川	関橋 (香取市)	2.6	2.7	7.1	3.4	3.0	A	2

資料：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」(千葉県ホームページ)

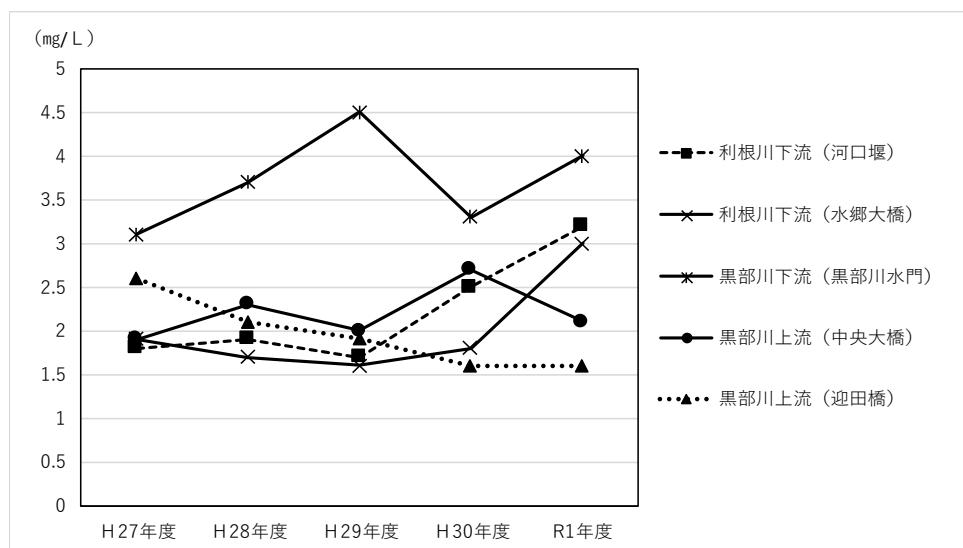


図 2-13 (1) 利根川及び黒部川の水質調査結果推移 (BOD)

表 2-17 (2) 主な流入河川の水質状況 (SS : 平均値)

地点番号	河川名	地点名 (町名)	浮遊物質量 SS (mg/L)					類型	環境基準 (mg/L)
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		
1	利根川下流	河口堰 (東庄町)	9	12	10	9	11	A	25
2	利根川下流	水郷大橋 (香取市)	10	11	10	11	10	A	25
3	黒部川下流	黒部川水門 (東庄町)	9	13	11	13	14	A	25
4	黒部川上流	中央大橋 (香取市)	9	7	7	8	8	B	25
5	黒部川上流	迎田橋 (香取市)	20	8	13	8	10	B	25
6	清水川	清水橋 (香取市)	15	10	14	13	18	A	25
7	清水川	山川橋 (香取市)	11	11	10	8	10	A	25
8	与田浦川	与田浦橋 (香取市)	25	25	21	24	20	-	-
9	小野川	小野川水門 (香取市)	11	7	8	8	8	B	25
10	横利根川	横利根閘門 (香取市)	8	7	5	3	4	-	-
11	大須賀川	黄金橋 (香取市)	10	7	7	9	7	A	25
12	大須賀川	関橋 (香取市)	18	15	18	10	10	A	25

資料 : 「公共用水域地点別水質測定結果データベース」(千葉県ホームページ)

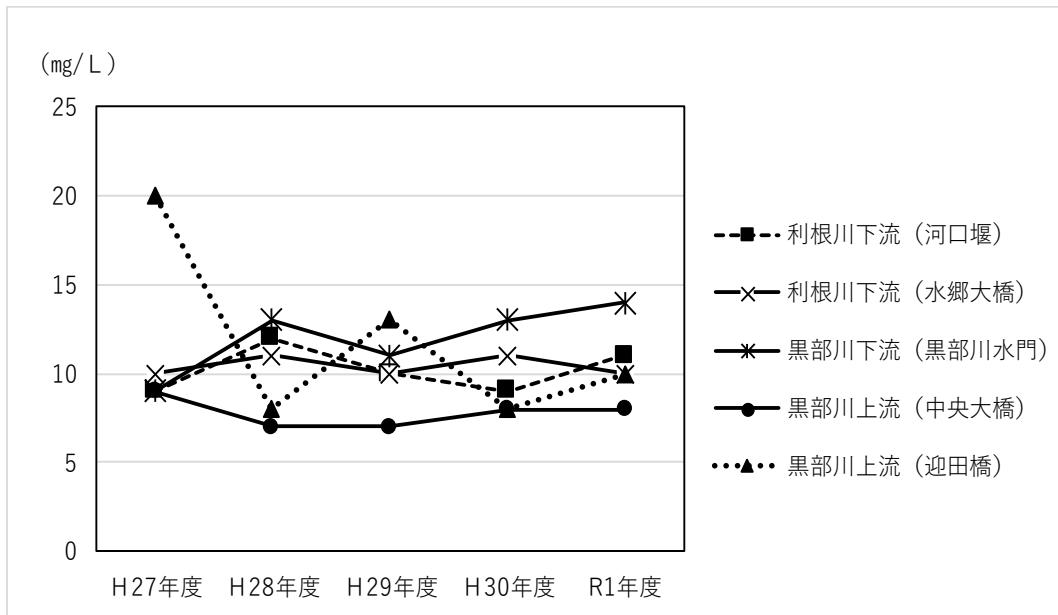


図 2-13 (2) 利根川及び黒部川の水質調査結果推移 (SS)

表 2-17 (3) 主な流入河川の水質状況 (DO : 平均値)

地点番号	河川名	地点名 (町名)	浮遊物質量 DO (mg/L)					類型	環境基準 (mg/L)
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		
1	利根川下流	河口堰 (東庄町)	9.9	9.7	10.0	11.0	9.5	A	7.5
2	利根川下流	水郷大橋 (香取市)	9.4	9.5	9.8	9.6	9.2	A	7.5
3	黒部川下流	黒部川水門 (東庄町)	9.7	9.8	10.0	9.5	8.8	A	7.5
4	黒部川上流	中央大橋 (香取市)	7.8	8.2	7.9	8.2	7.8	B	5
5	黒部川上流	迎田橋 (香取市)	8.3	9.0	8.1	9.1	8.7	B	5
6	清水川	清水橋 (香取市)	9.2	9.4	9.3	9.3	9.3	A	7.5
7	清水川	山川橋 (香取市)	8.8	9.3	9.1	9.2	9.0	A	7.5
8	与田浦川	与田浦橋 (香取市)	9.9	10.0	9.3	9.5	9.6	-	-
9	小野川	小野川水門 (香取市)	7.9	9.1	8.3	8.2	7.7	B	5
10	横利根川	横利根閘門 (香取市)	8.8	8.9	8.9	7.9	8.7	-	-
11	大須賀川	黄金橋 (香取市)	7.4	7.7	7.6	7.4	7.3	A	7.5
12	大須賀川	関橋 (香取市)	8.2	7.9	7.9	8.6	8.0	A	7.5

資料：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」（千葉県ホームページ）

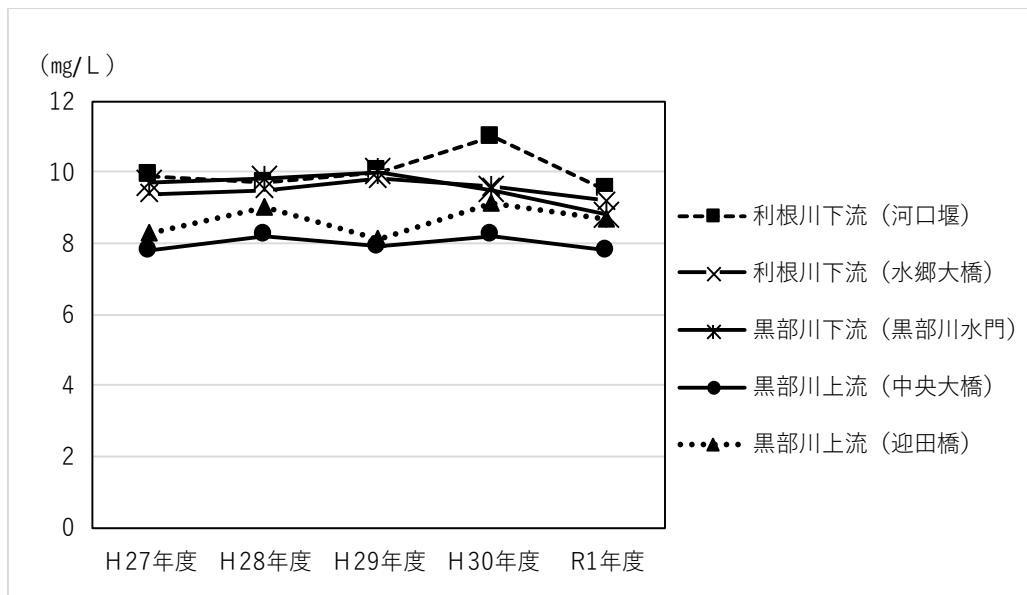


図 2-13 (3) 利根川及び黒部川の水質調査結果推移 (DO)

2.9 生活環境の保全及び公衆衛生の向上

公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の普及は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で重要な施設です。汚水を処理施設できれいにしてから河川に放流することができ、流域の自然環境を守ることや快適な街づくり等に貢献することができます。

第3章 生活排水処理の現況の把握

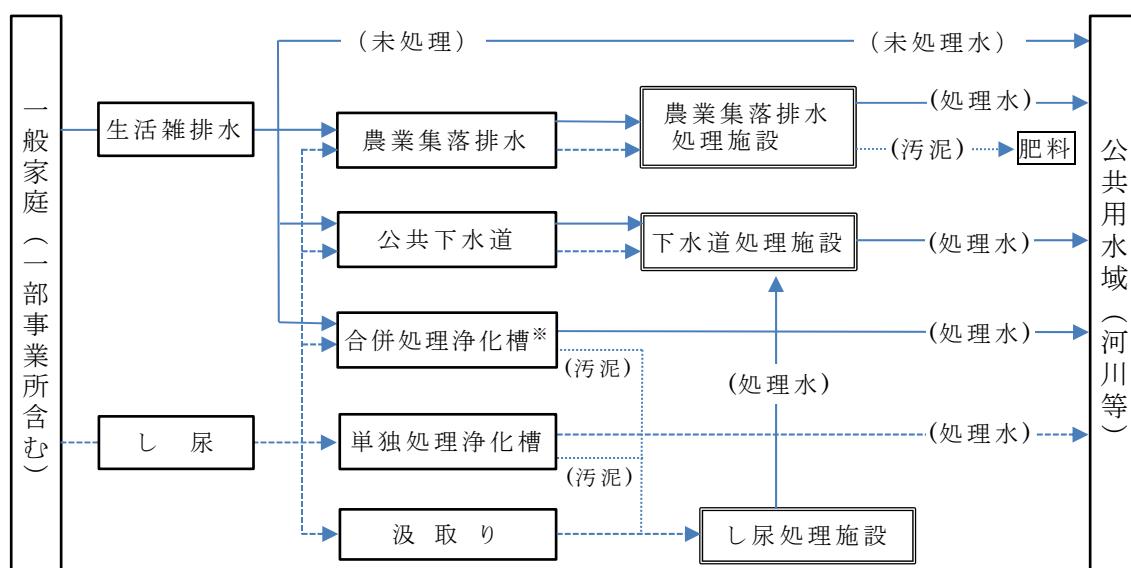
3.1 生活排水の処理の流れ

本組合における生活排水の処理形態は図3-1に示すとおりです。

生活排水は、生活雑排水とし尿に分けられ、生活雑排水の一部は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽にて処理を行い、処理水を公共用水域に放流します。それ以外の未処理の生活雑排水についてはそのまま公共用水域に放流されます。

し尿は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽で処理されます。農業集落排水の処理後の汚泥については、堆肥化され農地還元されます。合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生した浄化槽汚泥については、し尿処理施設で処理を行います。

その他、し尿の汲取りについては、し尿処理施設で処理を行います。



※ 合併処理浄化槽には、地域汚水処理施設が含まれています。

図 3-1 生活排水処理の流れ

3.2 処理形態別人口の推移

3.2.1 生活排水処理形態別人口実績

(1) 香取市

香取市における、過去5年間の生活排水処理形態別人口の推移は表3-1(1)及び図3-2(1)に示すとおりです。

水洗化・生活雑排水処理人口は、過去5年間の推移をみると年々増加傾向にあり、平成27年度42,421人に対し令和元年度には43,065人です。

表3-1(1) 生活排水処理形態別人口(香取市)

単位:人

項目	H27	H28	H29	H30	R1
計画処理区域内人口	80,199	79,174	78,062	77,082	75,810
水洗化・生活雑排水処理人口	42,421	43,624	43,639	43,527	43,065
公共下水道人口	19,467	19,592	19,463	19,250	18,938
農業集落排水人口	2,709	2,703	2,695	2,690	2,644
合併処理浄化槽人口 ※	20,245	21,329	21,481	21,587	21,483
コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	30,140	28,063	27,059	26,326	25,705
非水洗化人口	7,638	7,487	7,364	7,229	7,040
計画収集人口	7,638	7,487	7,364	7,229	7,040
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※ 合併処理浄化槽人口には地域汚水処理施設が含まれています。

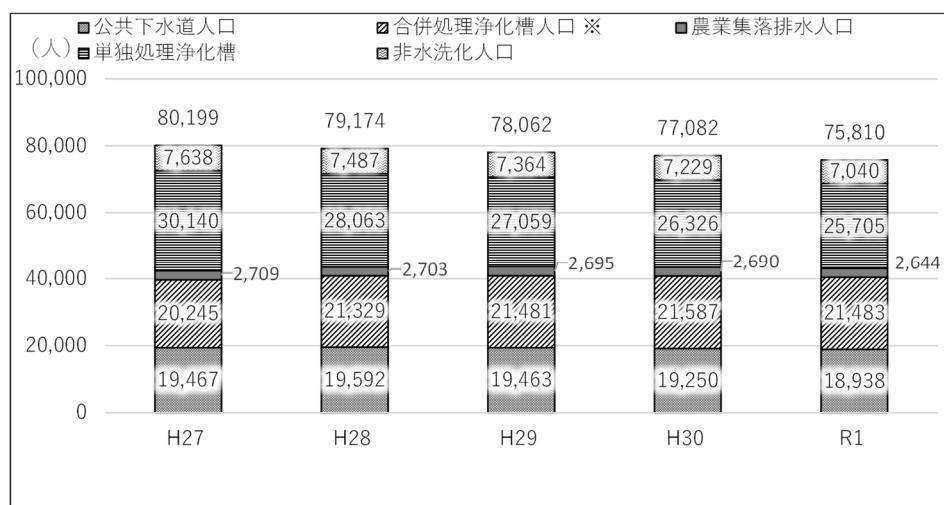


図3-2(1) 生活排水処理形態別人口の推移(香取市)

(2) 神崎町

神崎町における、過去 5 年間の生活排水処理形態別人口の推移は表 3-1(2) 及び図 3-2(2) に示すとおりです。

水洗化・生活雑排水処理人口は、過去 5 年間の推移をみると年々増加傾向にあり、平成 27 年度 4,262 人に対し、4,490 人となっていま

表 3-1(2) 生活排水処理形態別人口実績（神崎町）

単位：人

項目	H27	H28	H29	H30	R1
計画処理区域内人口	6,350	6,272	6,220	6,150	6,044
水洗化・生活雑排水処理人口	4,262	4,301	4,497	4,515	4,490
公共下水道人口	0	0	0	0	0
農業集落排水人口	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	4,262	4,301	4,497	4,515	4,490
コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,634	1,542	1,347	1,279	1,230
非水洗化人口	454	429	376	356	324
計画収集人口	454	429	376	356	324
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

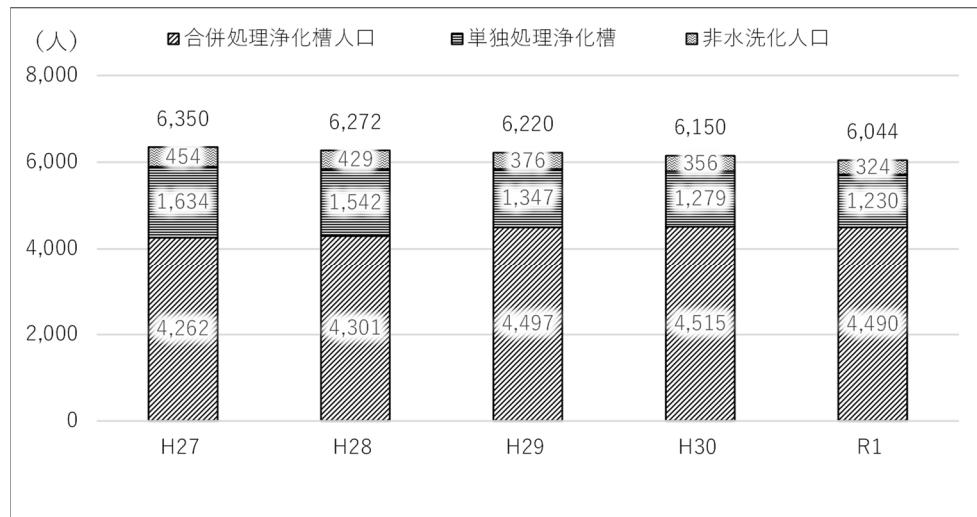


図 3-2(2) 生活排水処理形態別人口の推移（神崎町）

(3) 東庄町

東庄町における、過去5年間の生活排水処理形態別人口の推移は表3-1(3)及び図3-2(3)に示すとおりです。

水洗化・生活雑排水処理人口は、過去5年間の推移をみると年々増加傾向にあり、平成27年度5,515人に対し令和元年度には6,377人です。

表3-1(3) 生活排水処理形態別人口実績(東庄町)

単位:人

項目	H27	H28	H29	H30	R1
計画処理区域内人口	14,690	14,495	14,341	14,023	13,883
水洗化・生活雑排水処理人口	5,515	5,696	6,059	6,194	6,377
公共下水道人口	0	0	0	0	0
農業集落排水人口	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	5,515	5,696	6,059	6,194	6,377
コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	7,438	6,799	7,142	6,447	6,282
非水洗化人口	1,737	2,000	1,140	1,382	1,224
計画収集人口	1,737	2,000	1,140	1,382	1,224
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

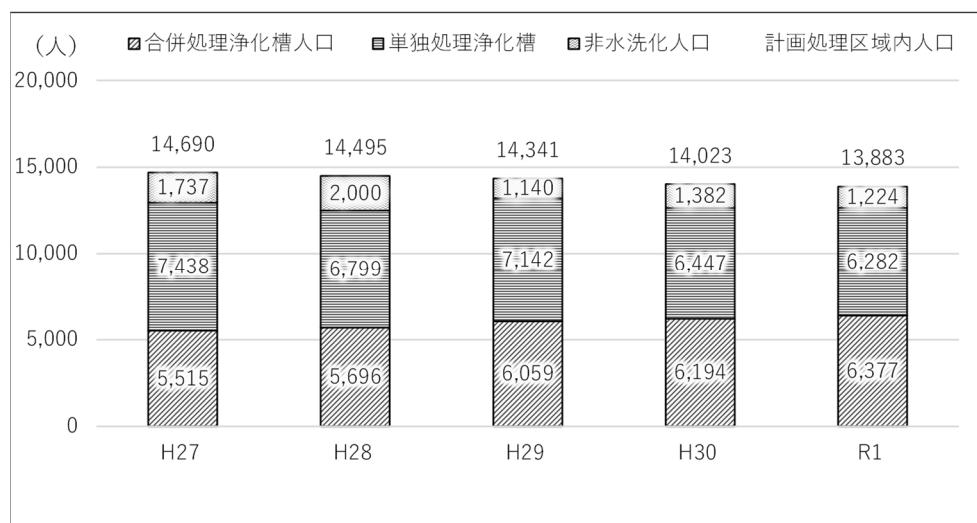


図3-2(3) 生活排水処理形態別人口の推移(東庄町)

(4) 本組合

本組合における、過去5年間の生活排水処理形態別人口の推移は表3-1(4)及び図3-2(4)に示すとおりです。

水洗化・生活雑排水処理人口は、過去5年間の推移をみると年々増加傾向にあり、平成27年度52,198人に対し令和元年度には53,932人です。

表3-1(4) 生活排水処理形態別人口実績(本組合)

単位:人

項目	H27	H28	H29	H30	R1
計画処理区域内人口	101,239	99,941	98,623	97,255	95,737
水洗化・生活雑排水処理人口	52,198	53,621	54,195	54,236	53,932
公共下水道人口	19,467	19,592	19,463	19,250	18,938
農業集落排水人口	2,709	2,703	2,695	2,690	2,644
合併処理浄化槽人口	30,022	31,326	32,037	32,296	32,350
コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	39,212	36,404	35,548	34,052	33,217
非水洗化人口	9,829	9,916	8,880	8,967	8,588
計画収集人口	9,829	9,916	8,880	8,967	8,588
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

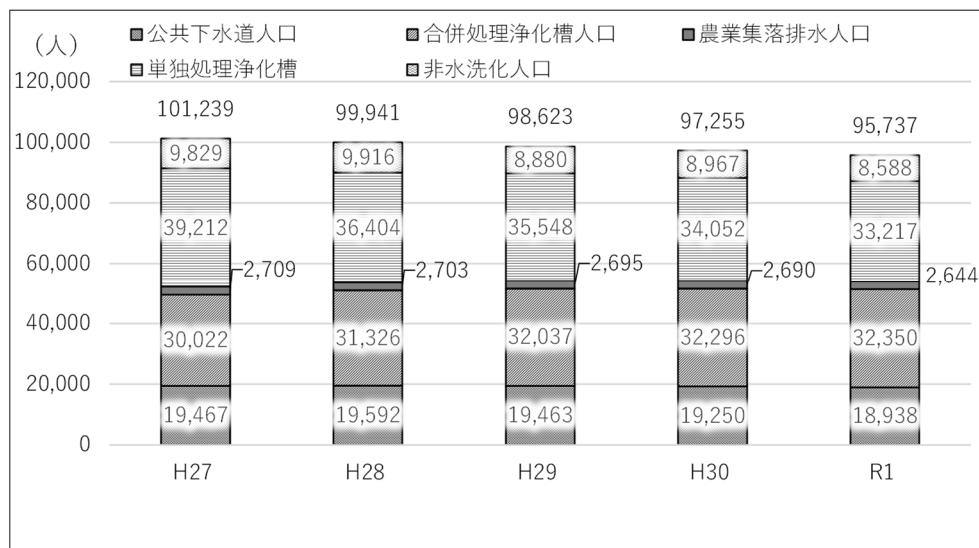


図3-2(4) 生活排水処理形態別人口の推移(本組合)

3.3 生活排水処理率の推移

各市町の生活排水処理率の推移は、表3-2及び図3-3に示すとおりです。

3市町とも年々増加傾向にあり、本組合としては、平成27年度51.6%、令和元年度は56.3%です。

平成27年度に比べ、香取市は3.9%、神崎町は7.2%、東庄町では8.4%増加しました。

表3-2 生活排水処理率の推移

単位：%

市町名 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
香取市	52.9	55.1	55.9	56.5	56.8
神崎町	67.1	68.6	72.3	73.4	74.3
東庄町	37.5	39.3	42.2	44.2	45.9
本組合	51.6	53.7	55.0	55.8	56.3

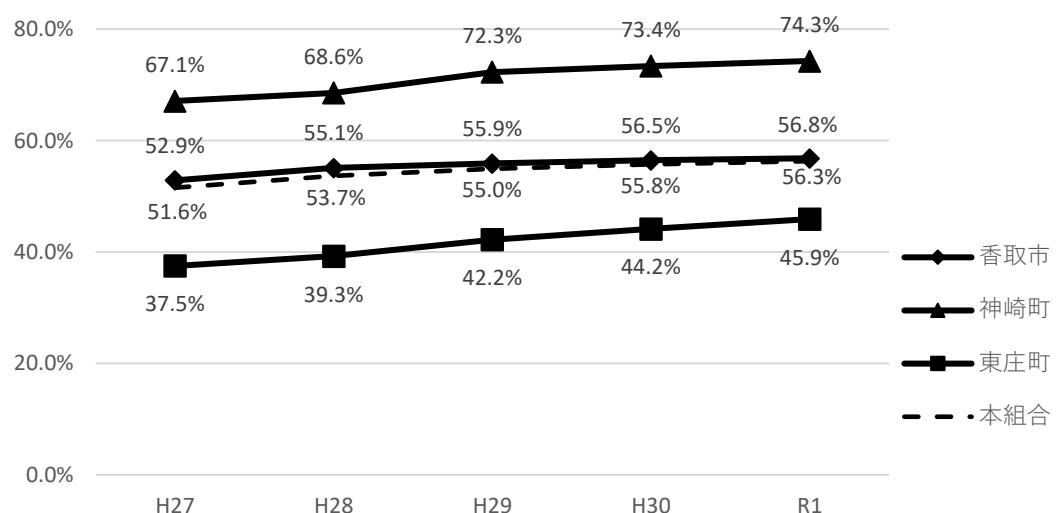


図3-3 生活排水処理率の推移

3.4 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の推移

3.4.1 し尿及び浄化槽汚泥の発生量

(1) 香取市

香取市のし尿及び浄化槽汚泥発生量の状況は、表3-3(1)及び図3-4(1)、農業集落排水脱水汚泥の発生量の推移は表3-3(2)及び図3-4(2)に示すとおりです。

過去5年間の推移を見ると、し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水脱水汚泥ともに減少傾向です。

表3-3(1) し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移(香取市)

単位:kl

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
し尿・浄化槽汚泥発生量		24,940	24,838	23,286	24,355	22,812
し尿	直営	0	0	0	0	0
	委託	4,600	4,441	4,246	3,943	4,018
	許可	0	0	0	0	0
	小計	4,600	4,441	4,246	3,943	4,018
浄化槽汚泥	直営	0	0	0	0	0
	委託	0	0	0	0	0
	許可	20,340	20,397	19,040	20,412	18,794
	小計	20,340	20,397	19,040	20,412	18,794

表3-3(2) 農業集落排水脱水汚泥の発生量の推移(香取市)

単位:m³

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
農業集落排水脱水汚泥		224.5	209.7	189.1	170.1	158.5

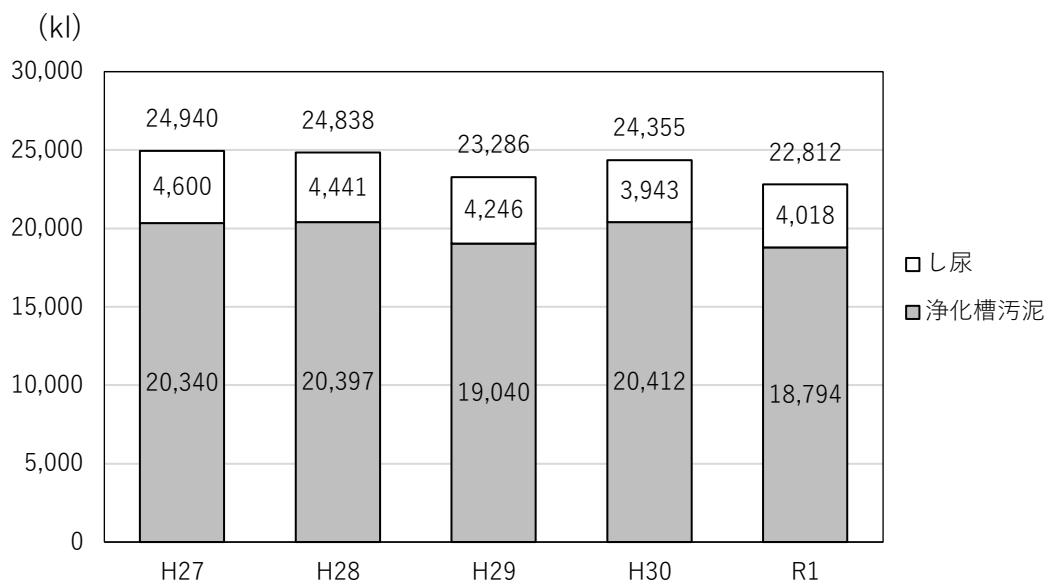


図 3－4 (1) し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移（香取市）

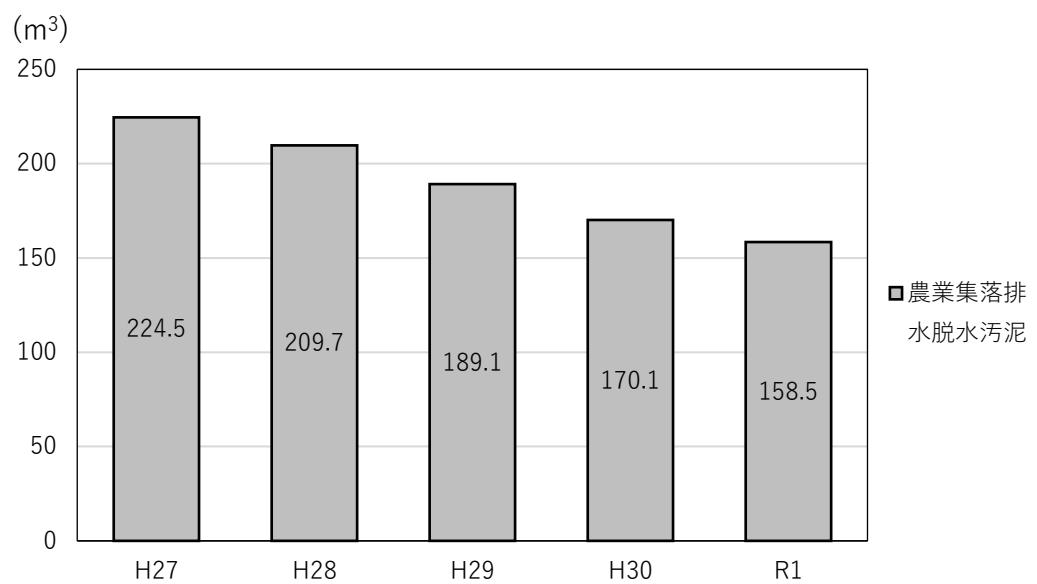


図 3－4 (2) 農業集落排水脱水汚泥の推移（香取市）

(2) 神崎町

神崎町のし尿及び浄化槽汚泥発生量の状況は、表3-3(3)及び図3-4(3)に示すとおりです。

過去5年間の推移を見ると、し尿は減少傾向です。浄化槽汚泥は平成28年度がやや高いほかは、ほぼ横ばいで推移しています。

表3-3(3) し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移(神崎町)

単位:kl

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
		2,587	2,829	2,531	2,503	2,488
し尿・浄化槽汚泥発生量						
し尿	直営	0	0	0	0	0
	委託	221	207	183	160	151
	許可	0	0	0	0	0
	小計	221	207	183	160	151
浄化槽汚泥	直営	0	0	0	0	0
	委託	0	0	0	0	0
	許可	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337
	小計	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337

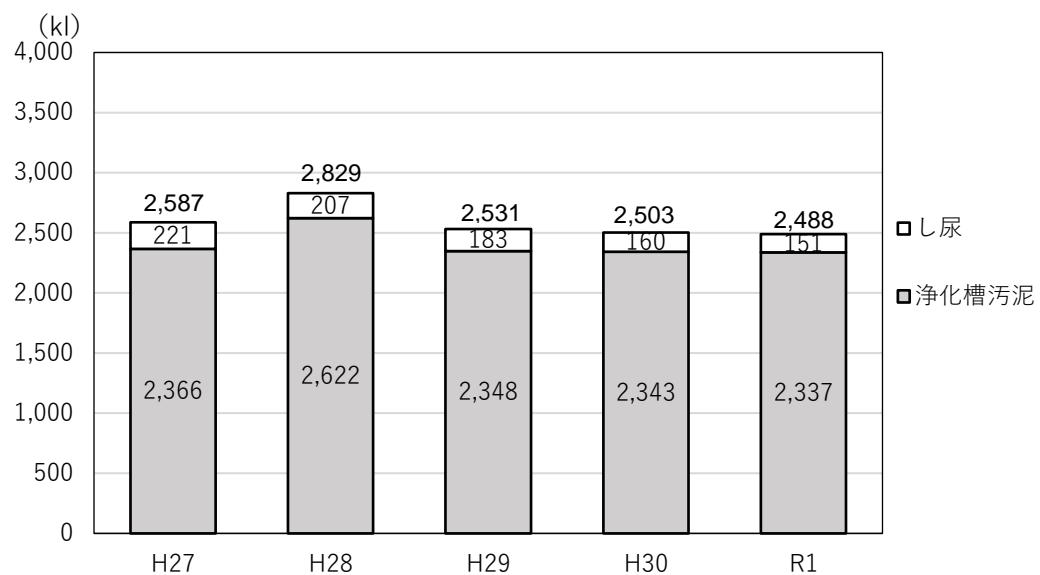


図3-4(3) し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移(神崎町)

(3) 東庄町

東庄町のし尿及び浄化槽汚泥発生量の状況は、表3-3(4)及び図3-4(4)に示すとおりです。

過去5年間の推移を見ると、し尿は減少傾向です。浄化槽汚泥は平成28年度及び平成30年度がやや高いほかは、ほぼ横ばいで推移しています。

表3-3(4) し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移(東庄町)

単位:kl

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
し尿・浄化槽汚泥発生量		5,390	5,608	5,372	5,524	5,243
し尿	直営	0	0	0	0	0
	委託	930	869	856	789	797
	許可	0	0	0	0	0
	小計	930	869	856	789	797
浄化槽汚泥	直営	0	0	0	0	0
	委託	0	0	0	0	0
	許可	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446
	小計	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446

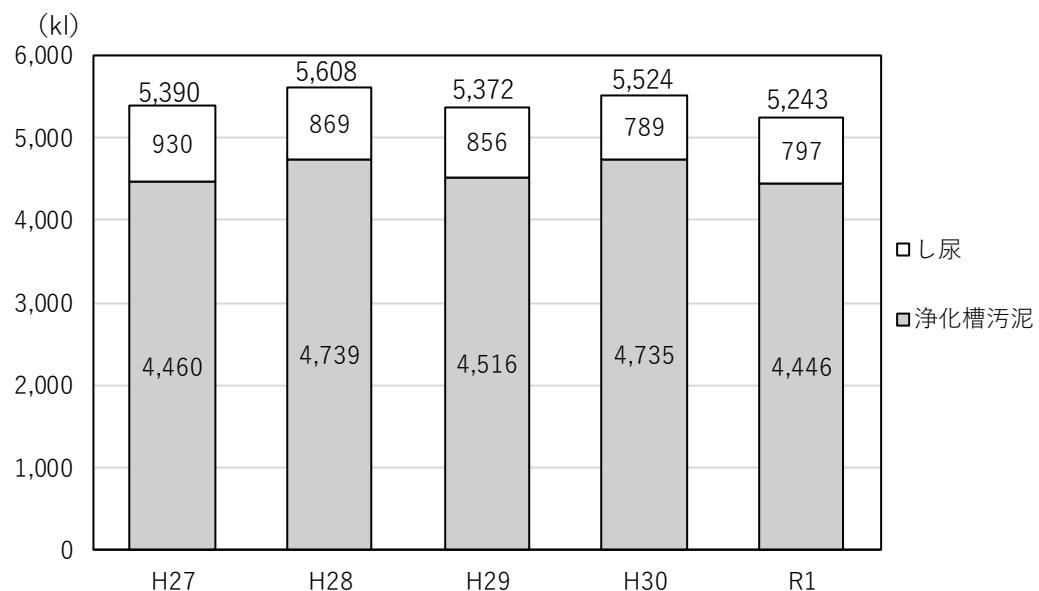


図3-4(4) し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移(東庄町)

(4) 本組合

本組合のし尿及び浄化槽汚泥発生量の状況は、表3-3(5)及び図3-4(5)に示すとおりです。

過去5年間の推移を見ると、し尿は減少傾向です。浄化槽汚泥は平成28年度及び平成30年度がやや高いほかは、ほぼ横ばいで推移しています。

表3-3(5) し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移(本組合)

単位:kl

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
し尿・浄化槽汚泥発生量		32,917	33,275	31,189	32,382	30,543
し尿	直営	0	0	0	0	0
	委託	5,751	5,517	5,285	4,892	4,966
	許可	0	0	0	0	0
	小計	5,751	5,517	5,285	4,892	4,966
浄化槽汚泥	直営	0	0	0	0	0
	委託	0	0	0	0	0
	許可	27,166	27,758	25,904	27,490	25,577
	小計	27,166	27,758	25,904	27,490	25,577

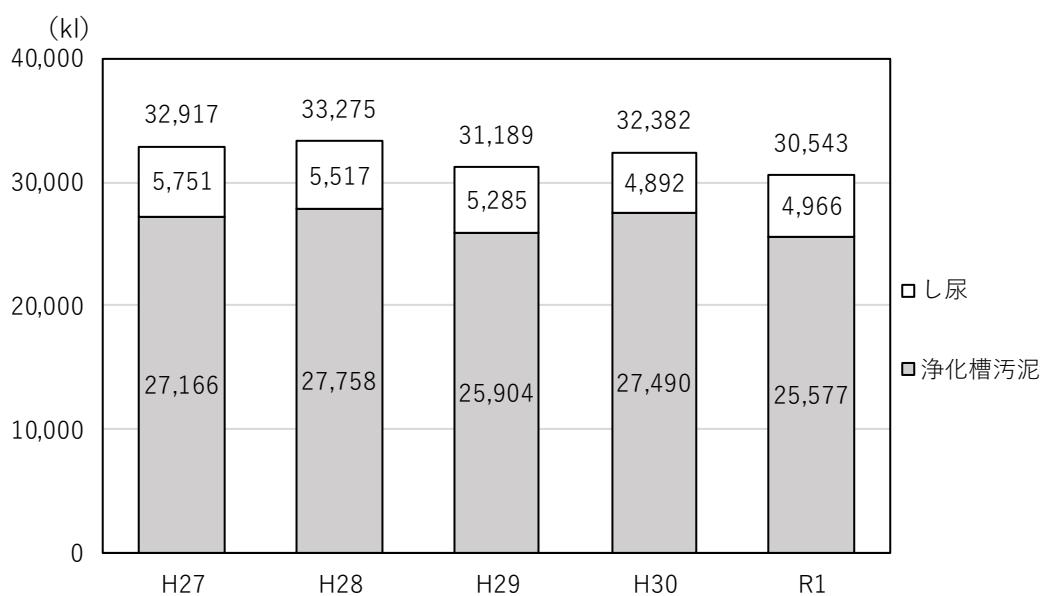


図3-4(5) し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移(本組合)

3.4.2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

(1) 香取市

香取市のし尿及び浄化槽汚泥処理量の状況は、表3-4(1)及び図3-5(1)に示すとおりです。また、農業集落排水処理施設からの脱水汚泥処理量の推移は、表3-4(2)及び図3-5(2)に示すとおりです。

過去5年間の推移を見ると、し尿処理量及び浄化槽汚泥量ともに減少傾向にあります。

農業集落排水処理施設からの脱水汚泥処理量は、年々減少しています。

表3-4(1) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移(香取市)

項目	年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
し尿・浄化槽汚泥処理量		kl	24,940	24,838	23,286	24,355	22,812
し尿	し尿処理施設	kl	4,600	4,441	4,246	3,943	4,018
	自家処理	kl	0	0	0	0	0
	小計	kl	4,600	4,441	4,246	3,943	4,018
浄化槽汚泥	し尿処理施設	kl	20,340	20,397	19,040	20,412	18,794
	自家処理	kl	0	0	0	0	0
	小計	kl	20,340	20,397	19,040	20,412	18,794
処理残渣搬出量		t	704	688	618	659	569
し尿処理施設からの処理量		t	704	688	618	659	569
焼却施設		t	704	688	618	659	569
		t	0	0	0	0	0
堆肥化施設		t	0	0	0	0	0
農地還元等の再生利用		t	0	0	0	0	0
し尿処理施設・処理後の残渣		t	704	688	618	659	569
資源化量		t	0	0	0	0	0

表3-4(2) 農業集落排水処理施設からの脱水汚泥処理量の推移(香取市)

項目	年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
脱水汚泥処理量		m ³	224.5	209.7	189.1	170.1	158.5
農業集落	脱水汚泥量	m ³	224.5	209.7	189.1	170.1	158.5
	排水処理施設	m ³	0	0	0	0	0
農業集落排水処理施設からの脱水汚泥処理量		m ³	224.5	209.7	189.1	170.1	158.5
堆肥化施設		m ³	224.5	209.7	189.1	170.1	158.5
		m ³	0	0	0	0	0
農地還元等の再生利用		m ³	0	0	0	0	0
資源化量		t	13.7	12.8	11.6	10.4	9.6

注) 資源化量とは、堆肥化施設から生産された肥料生産量です。

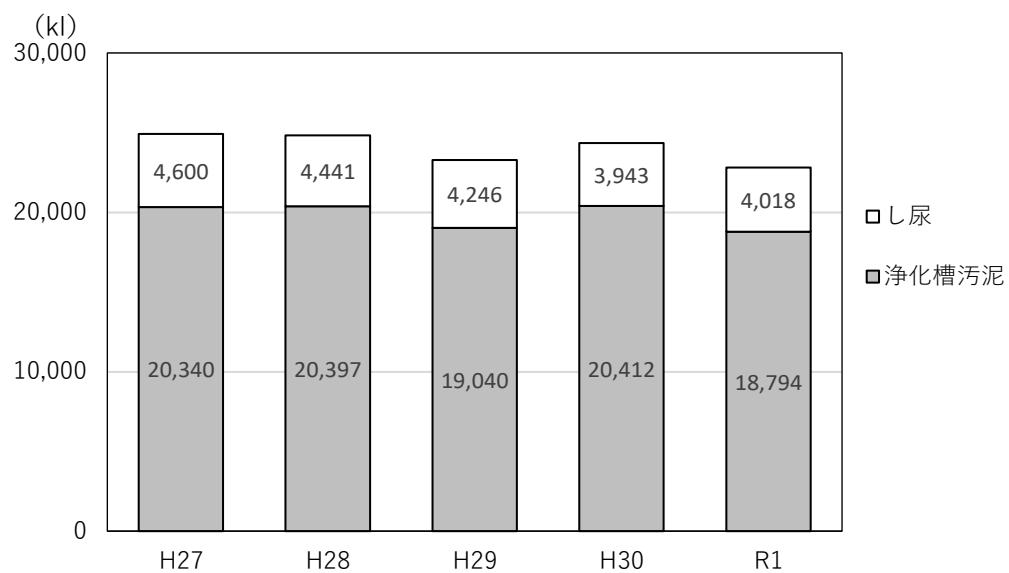


図 3－5 (1) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移（香取市）

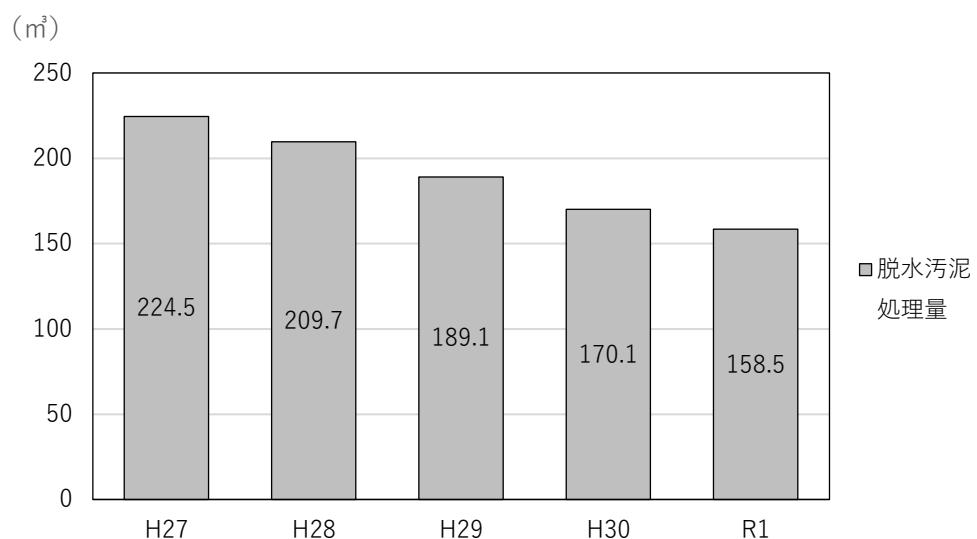


図 3－5 (2) 農業集落排水の脱水汚泥処理量の推移（香取市）

(2) 神崎町

神崎町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の状況は、表3-4(3)及び図3-5(3)に示すとおりです。

過去5年間の推移を見ると、し尿処理量は年々減少しています。

浄化槽汚泥処理量は、平成28年度がやや高いほかは、ほぼ横ばいで推移しています。

表3-4(3) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移(神崎町)

項目	年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
し尿・浄化槽汚泥処理量		kl	2,587	2,829	2,531	2,503	2,488
し尿	し尿処理施設	kl	221	207	183	160	151
	自家処理	kl	0	0	0	0	0
	小計	kl	221	207	183	160	151
浄化槽汚泥	し尿処理施設	kl	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337
	自家処理	kl	0	0	0	0	0
	小計	kl	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337
処理残渣搬出量		t	73	79	67	68	62
し尿処理施設からの処理量		t	73	79	67	68	62
焼却施設		t	73	79	67	68	62
		t	0	0	0	0	0
		t	0	0	0	0	0
し尿処理施設・処理後の残渣		t	73	79	67	68	62
資源化量		t	0	0	0	0	0

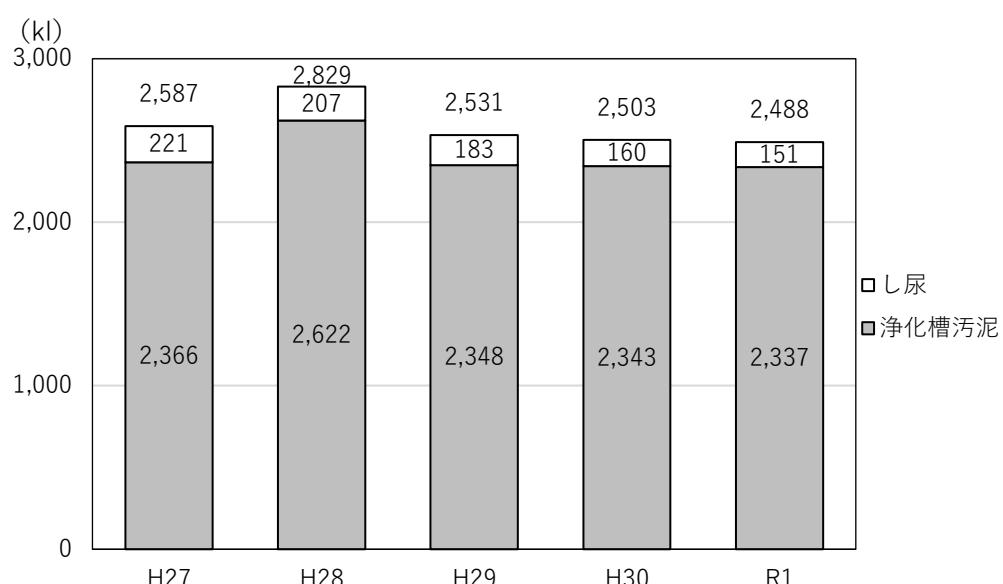


図3-5(3) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移(神崎町)

(3) 東庄町

東庄町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の状況は、表3-4(4)及び図3-5(4)に示すとおりです。

過去5年間の推移を見ると、し尿処理量は年々減少しています。浄化槽汚泥処理量はほぼ横ばいで推移しています。

表3-4(4) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移(東庄町)

項目	年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
し尿・浄化槽汚泥処理量		kl	5,390	5,608	5,372	5,524	5,243
し尿	し尿処理施設	kl	930	869	856	789	797
	自家処理	kl	0	0	0	0	0
	小計	kl	930	869	856	789	797
浄化槽汚泥	し尿処理施設	kl	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446
	自家処理	kl	0	0	0	0	0
	小計	kl	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446
処理残渣搬出量		t	152	155	143	149	131
し尿処理施設からの処理量		t	152	155	143	149	131
焼却施設	焼却施設	t	152	155	143	149	131
	堆肥化施設	t	0	0	0	0	0
	農地還元等の再生利用	t	0	0	0	0	0
し尿処理施設・処理後の残渣		t	152	155	143	149	131
資源化量		t	0	0	0	0	0

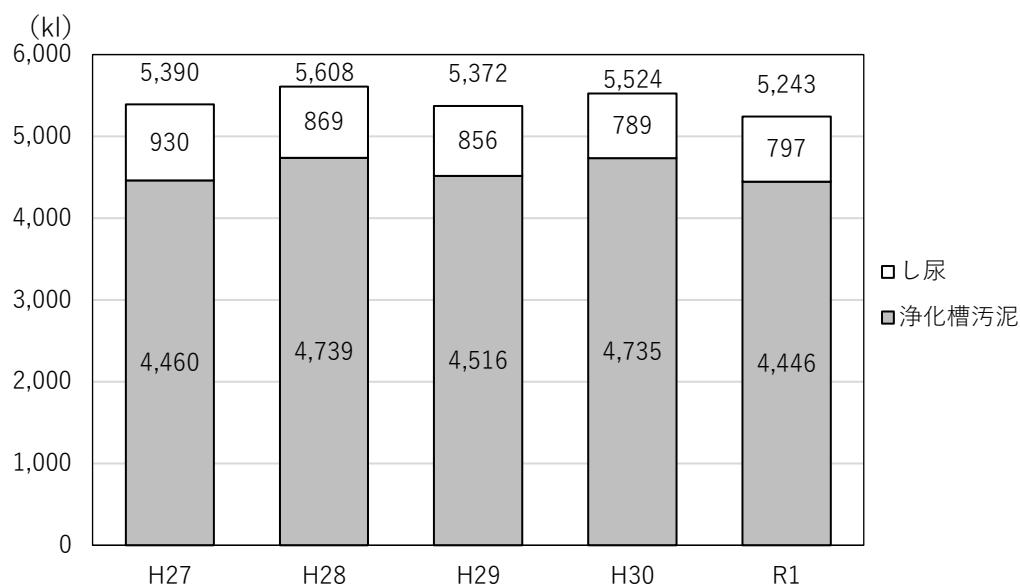


図3-5(4) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移(東庄町)

(4) 本組合

本組合のし尿及び浄化槽汚泥処理量の状況は、表3-4(5)及び図3-5(5)に示すとおりです。

過去5年間の推移を見ると、し尿処理量及び浄化槽汚泥処理量はともに減少傾向にあります。

表3-4(5) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移(本組合)

項目	年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
し尿・浄化槽汚泥処理量		kl	32,917	33,275	31,189	32,382	30,543
し尿	し尿処理施設	kl	5,751	5,517	5,285	4,892	4,966
	自家処理	kl	0	0	0	0	0
	小計	kl	5,751	5,517	5,285	4,892	4,966
浄化槽汚泥	し尿処理施設	kl	27,166	27,758	25,904	27,490	25,577
	自家処理	kl	0	0	0	0	0
	小計	kl	27,166	27,758	25,904	27,490	25,577
処理残渣搬出量		t	929	922	828	876	762
し尿処理施設からの処理量		t	929	922	828	876	762
焼却施設		t	929	922	828	876	762
堆肥化施設		t	0	0	0	0	0
農地還元等の再生利用		t	0	0	0	0	0
し尿処理施設・処理後の残渣		t	929	922	828	876	762
資源化量		t	0	0	0	0	0

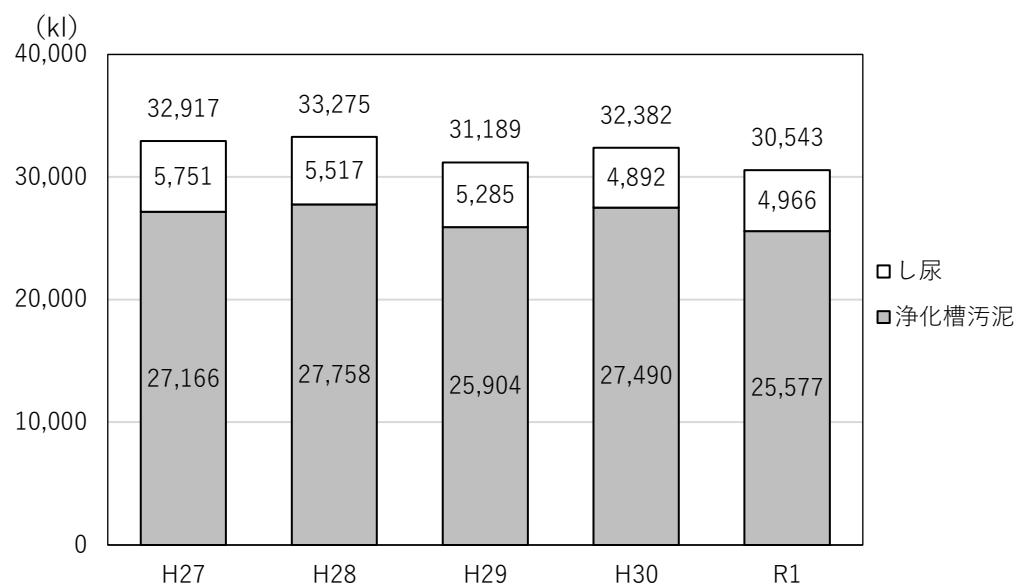


図3-5(5) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移(本組合)

(5) し尿処理場

牧野し尿処理場のし尿及び浄化槽汚泥処理量の状況は、表3-5及び図3-6に示すとおりです。

過去5年間の推移を見ると、し尿処理量及び浄化槽汚泥量はともに減少傾向にあります。

表3-5 し尿処理場におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

項目	年度	単位					
			H27	H28	H29	H30	R1
牧野 し尿 処理場	し尿・浄化槽汚泥処理量	kl	32,917	33,275	31,190	32,382	30,543
	し尿	kl	5,751	5,517	5,286	4,892	4,966
	浄化槽汚泥	kl	27,166	27,758	25,904	27,490	25,577
	資源化量	t	0	0	0	0	0

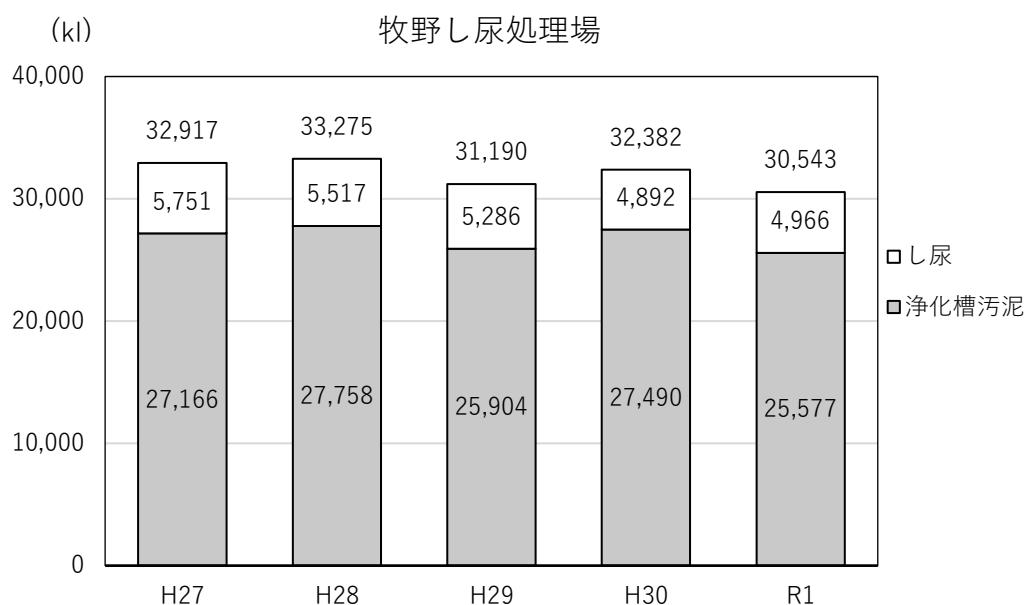


図3-6 し尿処理場におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

3.5 し尿及び浄化槽汚泥の処理体制

3.5.1 収集・運搬体制

(1) 収集・運搬の状況

し尿は香取広域が委託した収集運搬許可業者により、浄化槽汚泥は収集運搬許可業者によって、し尿処理施設へ収集・運搬されています。

農業集落排水処理施設から発生する脱水汚泥は、収集運搬許可業者により香北地区堆肥化施設へ収集・運搬されています。

なお、し尿の収集運搬車両の保有状況は表3-6に示すとおりです。

表3-6 し尿の収集・運搬車両（令和元年度）

項目	直営	委託業者		許可業者			
		台数	t	台数	t	台数	t
香取広域	収集車 (バキューム車)	0	0	10	29	0	0
市町村圏 事務組合	運搬車	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	10	29	0	0

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料

令和2年現在の香取広域における、し尿処理手数料は表3-7(1)、浄化槽汚泥手数料は表3-7(2)に示すとおりです。

表3-7(1) し尿処理手数料

一般	その他
1リットルにつき 11円	収集量300リットルまでの 仮設トイレ1基につき 3,300円 収集量300リットルを超える 仮設トイレ1リットルにつき 11円

表3-7(2) 浄化槽汚泥処理手数料

各市町の許可業者
1リットルにつき 4円

3.5.2 処理・処分体制

(1) 公共下水道

① 処理施設

公共下水道を整備している区域は、香取市の佐原地域の一部と小見川地域の一部です。佐原処理区は佐原浄化センターで、小見川処理区は小見川浄化センターで処理した後、公共用水域に放流されます。各処理施設の概要は表3-8に示すとおりです。

表3-8 処理施設の概要（香取市:令和元年度末現在）

項目	佐原処理区	小見川処理区
終末処理場	佐原浄化センター	小見川浄化センター
所在地	香取市佐原イ3746番地1	香取市阿玉川844番地1
計画区域面積	1,117ha	845ha
整備面積	466ha	323ha
処理方式	標準活性汚泥法	回分式活性汚泥法
排除方式	分流式、一部合流式	分流式
放流先	利根川	

② 整備状況

公共下水道の整備状況は、表3-9に示すとおりです。

表3-9 公共下水道の整備状況（香取市）

各3月31日現在

項目	H27	H28	H29	H30	R1
行政面積(ha)	26,235				
総人口(人)	79,647	78,585	77,536	76,359	75,115
計画区域面積(ha)	1,962	1,962	1,962	1,962	1,962
整備面積(ha)	704	730	734	787	789
整備人口(人)	23,827	23,612	23,367	23,127	22,716
整備率(面積比%)	35.9	37.2	37.4	40.1	40.2
普及率(人口比%)	29.9	30.0	30.1	30.3	30.2

注) 神崎町、東庄町に公共下水道はありません。

(2) 農業集落排水処理施設

香取市内に農業集落排水処理施設として、表3-10(1)に示すとおり、令和2年度現在7施設運転しています。

なお、香北地区には表3-10(2)に示すし尿汚泥の堆肥化施設があり香北地区の農業集落排水処理施設から発生した脱水汚泥は本堆肥化施設へ、他の6施設から発生した脱水汚泥についても収集運搬許可業者により本堆肥化施設へ運搬し、発酵処理しています。

また、脱水機に投入する濃縮汚泥の計測機器が無いため、濃縮汚泥量でのデータは無く、脱水汚泥の発生量を記載しています。

表3-10(1) 農業集落排水処理施設の整備状況

名称	処理区域及び処理方式
香取市香北地区農業集落排水処理施設	香取市八筋川の一部、大島、三島、境島の一部 回分式活性汚泥方式
香取市阿玉台久保地区農業集落排水処理施設	香取市阿玉台の一部、久保の一部 嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式
香取市岡飯田地区農業集落排水処理施設	香取市岡飯田の一部、下飯田の一部、布野の一部 流量調整、嫌気性ろ床、接触ばっ気及び接触ばっ気と急速砂ろ過を組合せた方式
香取市白井山川地区農業集落排水処理施設	香取市白井の一部、山川の一部 連続流入間欠ばっ気方式
香取市八本地区農業集落排水処理施設	香取市八本の一部 連続流入間欠ばっ気方式及び接触ばっ気と急速砂ろ過を組合せた方式
香取市新福寺地区農業集落排水処理施設	香取市上小堀の一部、富田の一部、虫幡の一部 回分式活性汚泥方式
香取市黒部川右岸地区農業集落排水処理施設	香取市小見の一部、川上の一部、高野の一部 回分式活性汚泥方式

表3-10(2) 堆肥化施設の概要

名称	香取市香北地区農業集落排水処理施設
施設の種類	し尿処理施設（発酵施設）
処理する一般廃棄物の種類	し尿汚泥（農業集落排水処理施設から発生したものに限る）
所在地	香取市三島1210番地1
処理能力	4.3 m ³ /日
処理方式	搅拌
肥料の登録番号	生第89842号
肥料の種類	汚泥発酵肥料
肥料の名称	農村おでいコンポ

表 3-10 (3) 脱水汚泥発生量

単位: m³

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
		64.0	61.9	56.8	49.6	45.8
脱水汚泥	香北地区	62.0	48.0	50.0	50.9	48.0
	阿玉台久保他4地区	98.5	99.8	82.3	69.6	64.7
	合計	224.5	209.7	189.1	170.1	158.5

表 3-10 (4) 堆肥化施設脱水汚泥搬入量

単位: m³

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
		64.0	61.9	56.8	49.6	45.8
脱水汚泥	香北地区	62.0	48.0	50.0	50.9	48.0
	阿玉台久保他4地区	98.5	99.8	82.3	69.6	64.7
	合計	224.5	209.7	189.1	170.1	158.5

表 3-10 (5) 資源化量 (粒状肥料生産量)

単位: t

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
		13.7	12.8	11.6	10.4	9.6
肥料	香北地区					
	黒部川右岸地区					
	阿玉台久保他4地区					

(3) 合併処理浄化槽（地域污水処理施設）

香取市内において、地域污水処理施設は表3-11のとおり2施設運転（令和2年度現在）しています。

与倉污水処理施設については令和元年度から、みずほ台団地污水処理施設については令和2年度から香取市により維持管理・運営を行っています。当施設より発生した浄化槽汚泥については、収集運搬許可業者によりし尿処理施設へ搬入し、処理しています。

表3-11 地域污水処理施設（合併浄化槽）概要

施設名称	与倉污水処理施設	みずほ台団地污水処理施設
所在地	香取市与倉812番地17	香取市みずほ台二丁目1160番地1
供用開始	平成31年4月1日	令和2年4月1日
処理区域	香取市与倉の一部、鳥羽の一部、大戸の一部	香取市みずほ台、堀之内の一部、寺内の一部
処理方式	間欠注入回分式活性汚泥法、凝集剤添加方式	標準活性汚泥法に三次処理として接触ばつ気法及び急速砂ろ過法を付加した方式
浄化槽の規模	500人槽	5,129人槽
処理能力	BOD10mg/L	BOD10mg/L

(4) し尿処理施設

香取広域のし尿処理施設の概要は表3-12に示すとおりです。

表3-12 牧野し尿処理場の概要

項目	内容
対象区域	香取市・神崎町・東庄町
所在地	香取市牧野2788-1
敷地面積	20,130 m ²
建物延面積	2,159.79 m ²
稼働開始年度	1993年
処理能力	109k1/日
処理方法	高負荷脱窒素処理方式
高度処理設備	凝沈、生物学的脱窒素
汚泥等の処理方法	脱水
最終処分・資源化までの概要	ごみ焼却施設で焼却⇒焼却残渣埋立処分
放流先	公共下水道

3.5.3 し尿・浄化槽汚泥処理フローシート(令和元年度実績のまとめ)

令和元年度のし尿及び浄化槽汚泥処理フローは図3-7(1)から(4)に示すとおりです。

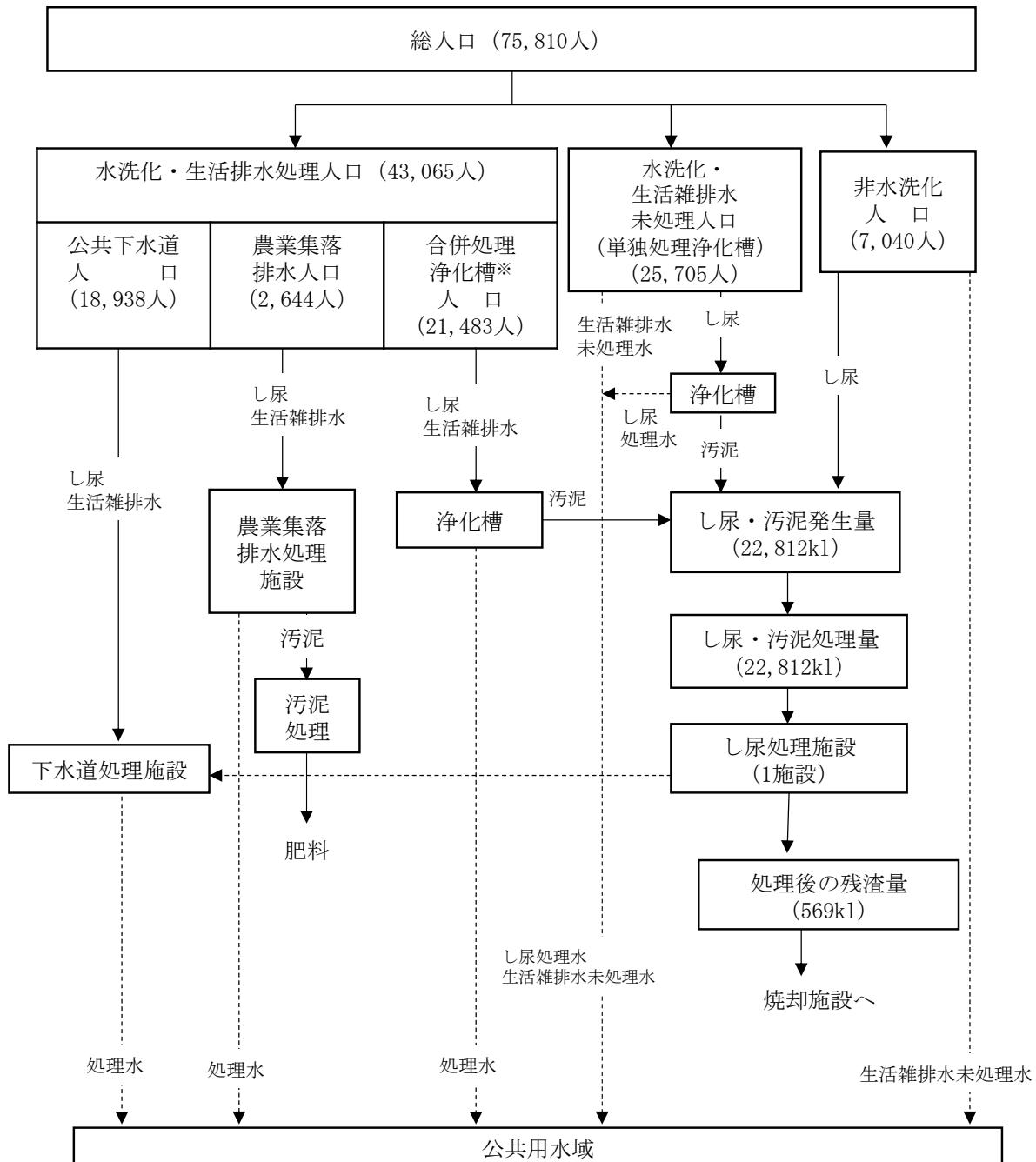


図3-7(1) し尿及び浄化槽汚泥処理フロー図 (令和元年度実績: 香取市)

※ 合併処理浄化槽人口には地域污水処理施設人口が含まれています。

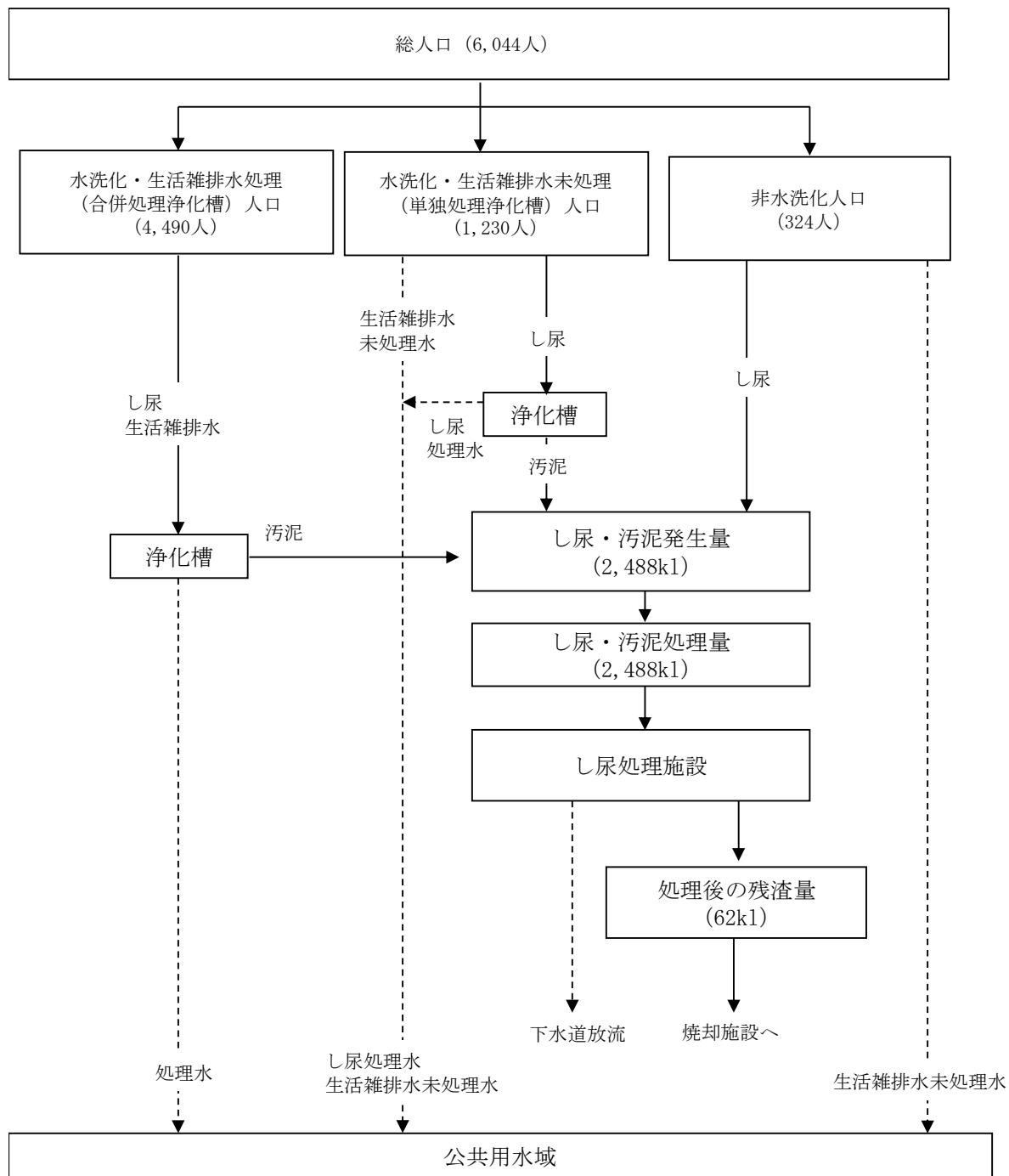


図 3-7 (2) し尿及び浄化槽汚泥処理フロー図 (令和元年度実績: 神崎町)

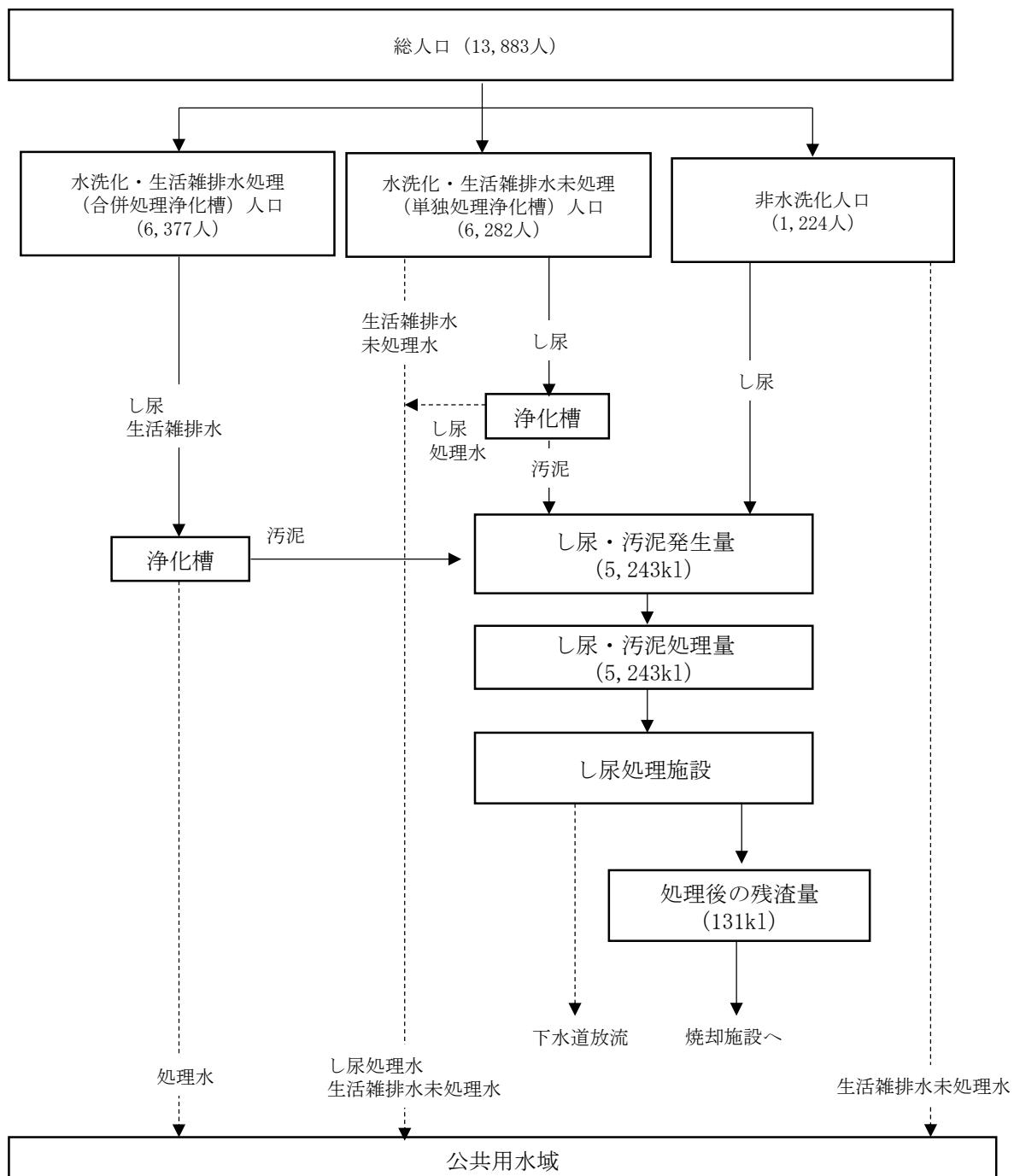


図3-7(3) し尿及び浄化槽汚泥処理フロー図 (令和元年度実績: 東庄町)

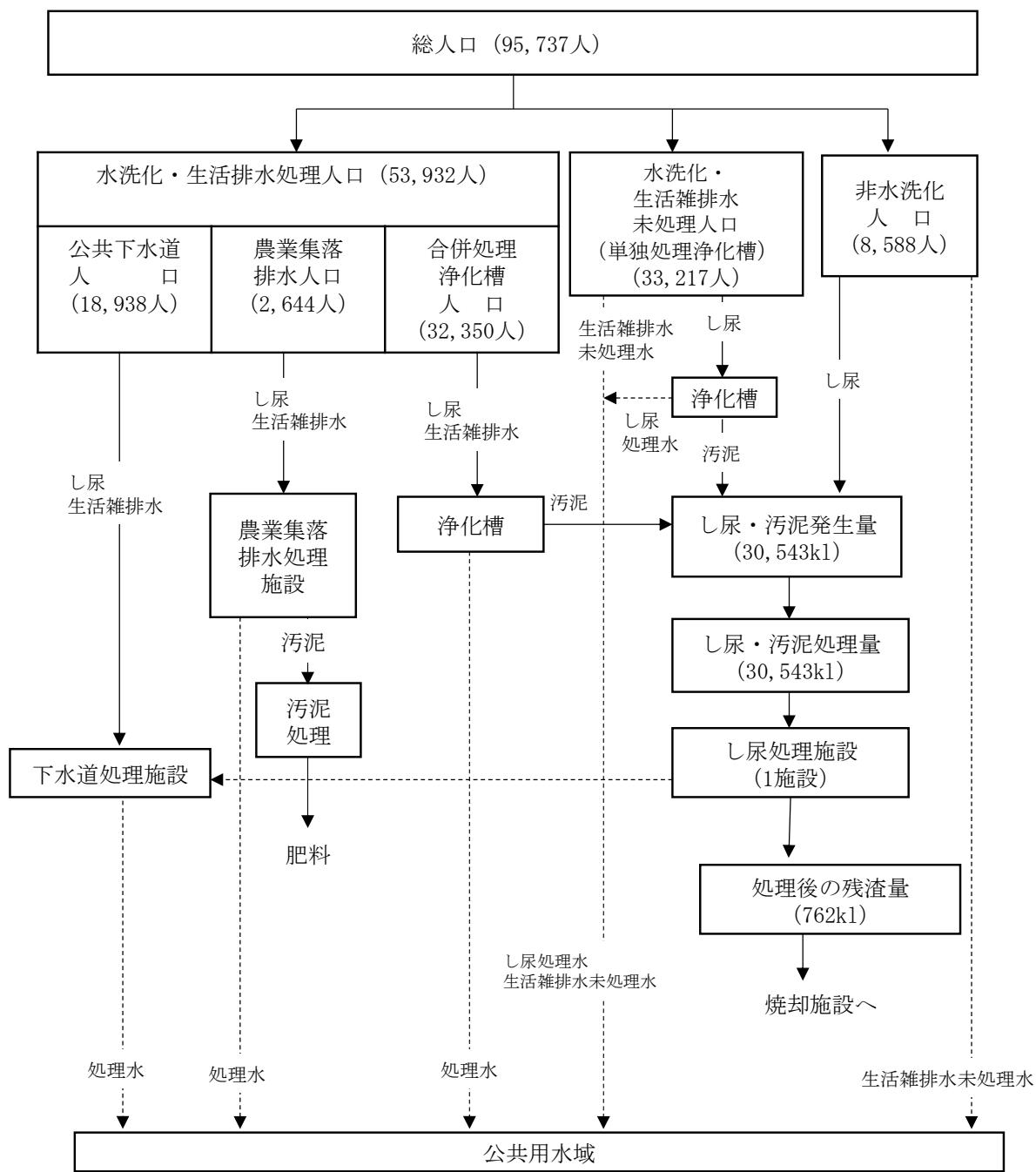


図3-7(4) 糞尿及び浄化槽汚泥処理フロー図 (令和元年度実績: 本組合)

3.6 し尿及び浄化槽汚泥の処理技術動向

3.6.1 し尿

し尿を含む生活排水処理の技術は表3-13に示すとおりです。

表3-13 し尿を含む生活排水処理技術

施設名	事業の進め方の特徴	普及している地域、または普及し易いと考えられる地域
合併処理浄化槽	新規に開発される団地、新築建物等に設置する。また、既存の住宅、建物の汲取り便所、単独処理浄化槽を敷設替えする。各戸別の小規模なものから大規模なものまで設置者の事情に合わせて選択できる。	<ul style="list-style-type: none"> 新規に団地等が開発される地域 増改築が行われる建物等 地域あるいは集落毎にもしくは各戸別に生活排水を処理することが適当な地域 住民参加による生活排水処理の推進が求められている地域
コミュニティ・プラント	新規に開発される団地や住宅地、農山漁村の既存の小集落等の面整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 新規に団地等が開発される地域 地域あるいは集落毎に生活排水を処理することが適当な地域
農業集落排水施設	農業振興地域の集落の面整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域に集落が発達している地域
流域下水道	河川の両岸、国道等に幹線を敷設し、幹線や終末処理場に近い都市から面整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きい河川や湖沼の流域に都市が発達している地域 公共下水道を建設していない都市が近接している地域
公共下水道	都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地区において面整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 既成都市の中心部 都市の宅地等の開発が進められている地域 流域下水道の幹線が敷設されている都市
特定環境保全公共下水道、簡易な下水道	自然公園、水源地等農山漁村の集落の面整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 河川や山の斜面に沿って集落が発達している地域

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年 衛環200号）

3.6.2 淨化槽汚泥

(1) 処理技術

浄化槽汚泥の処理は、主に図3-8に示すような工程で行われ、それぞれに対応した技術によって処理されています。再資源化されなかった汚泥は、埋め立てられ最終処分されます。

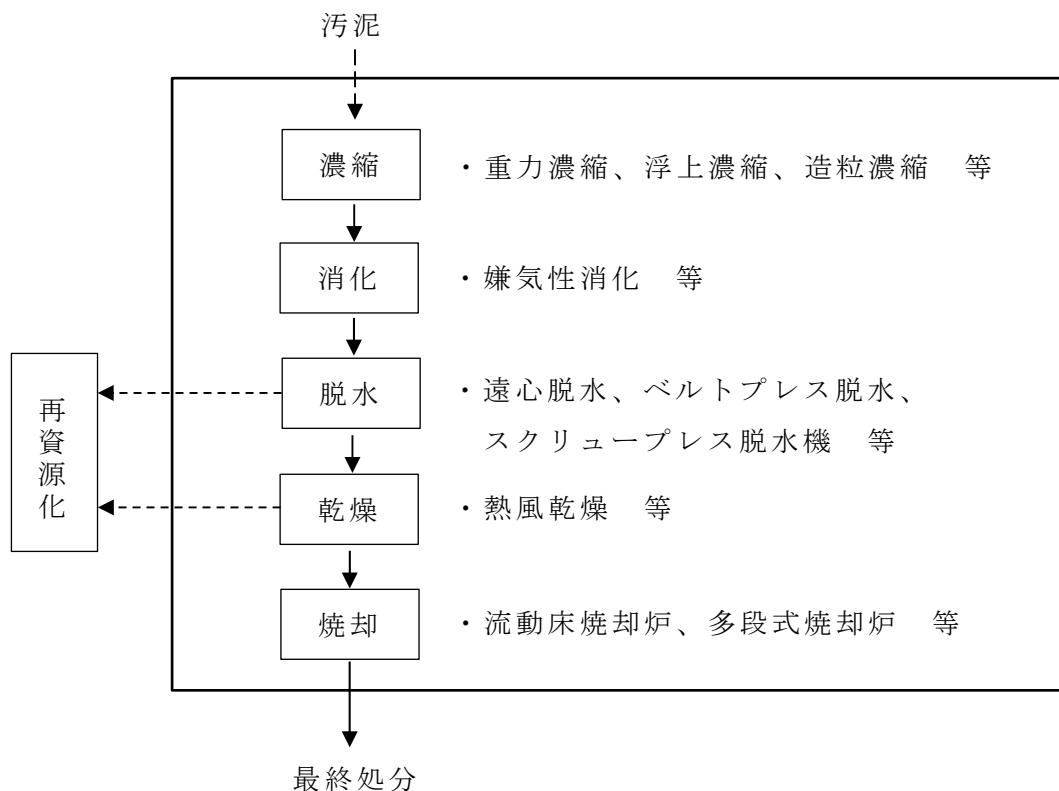


図3-8 主な汚泥処理技術

(2) 資源化・エネルギー化技術

処理施設で発生した汚泥は、有機肥料や土壤改良材等に再資源化できます。また、汚泥からメタンガスの回収が可能で、エネルギーとして利用することもできます。

(3) 汚泥再生処理センター

し尿や浄化槽汚泥の他、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、メタンガスや堆肥等を回収する施設で、水処理設備、資源化設備及び脱臭設備等の附属設備で構成されています。

3.7 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する財政状況

3.7.1 し尿及び浄化槽汚泥処理の財政状況

し尿及び浄化槽汚泥処理に係る財政の状況は表3-14(1)から(2)に示すとおりです。また、1人あたりの年間処理経費は表3-14(3)及び図3-9に示すとおりです。

令和元年度における1人あたりの年間処理経費は、3,997円です。

表3-14(1) し尿及び浄化槽汚泥処理に係る経費の状況

単位：千円/年

市町村	項目		H27	H28	H29	H30	R1
香取市	歳入	一般財源	142,978	128,665	81,928	75,433	92,320
		特定財源	0	0	0	0	0
		合計	142,978	128,665	81,928	75,433	92,320
	歳出	建設改良費	0	0	0	0	0
		組合分担金	38,662	31,720	23,297	22,662	26,439
		処理及び維持管理費	0	0	0	0	0
		組合分担金	104,316	96,945	58,631	52,771	65,881
		その他	0	0	0	0	0
		合計	142,978	128,665	81,928	75,433	92,320
神崎町	歳入	一般財源	14,661	13,250	9,203	8,654	8,936
		特定財源	0	0	0	0	0
		合計	14,661	13,250	9,203	8,654	8,936
	歳出	建設改良費	0	0	0	0	0
		組合分担金	3,964	3,267	2,617	2,600	2,559
		処理及び維持管理費	0	0	0	0	0
		組合分担金	10,697	9,983	6,586	6,054	6,377
		その他	0	0	0	0	0
		合計	14,661	13,250	9,203	8,654	8,936
東庄町	歳入	一般財源	28,995	26,343	18,413	17,124	20,796
		特定財源	0	0	0	0	0
		合計	28,995	26,343	18,413	17,124	20,796
	歳出	建設改良費	0	0	0	0	0
		組合分担金	7,840	6,494	5,236	5,145	5,956
		処理及び維持管理費	0	0	0	0	0
		組合分担金	21,155	19,849	13,177	11,979	14,840
		その他	0	0	0	0	0
		合計	28,995	26,343	18,413	17,124	20,796
香取 広域 市町 村圏 事務 組合	歳入	一般財源	8,596	7,093	20,881	24,455	14,855
		特定財源	93,528	91,518	138,994	139,855	159,503
		市町村分担金	186,634	168,258	109,544	101,211	122,052
		合計	288,758	266,869	269,419	265,521	296,410
	歳出	建設改良費	72,440	59,768	72,466	75,842	80,216
		処理及び維持管理費	195,462	182,668	182,305	176,599	199,878
		その他	20,856	24,433	14,648	13,080	16,316
		合計	288,758	266,869	269,419	265,521	296,410

表3-14(2) 各市町分担金内訳

単位：千円/年

分担元	分担先	H27	H28	H29	H30	R1
香取市	香取広域市町村圏事務組合	142,978	128,665	81,928	75,433	92,320
	合計	142,978	128,665	81,928	75,433	92,320
神崎町	香取広域市町村圏事務組合	14,661	13,250	9,203	8,654	8,936
	合計	14,661	13,250	9,203	8,654	8,936
東庄町	香取広域市町村圏事務組合	28,995	26,343	18,413	17,124	20,796
	合計	28,995	26,343	18,413	17,124	20,796

表3-14(3) 各市町の1人あたりの年間処理経費

単位：円/人・年

名称	年度	H27	H28	H29	H30	R1
香取市		2,464	2,262	1,466	1,368	1,702
神崎町		2,309	2,113	1,480	1,407	1,478
東庄町		1,974	1,817	1,284	1,221	1,498
本組合		3,652	3,437	3,523	3,525	3,997

注：人口（浄化槽人口）は、各年10月1日現在のデータを用いました。

本計画書では、1人1年度あたりのし尿処理経費=廃棄物処理事業経費
÷（浄化槽人口+非水洗化人口）で算出しました。

建設改良費及び組合分担金も含めております。

(円/人・年)

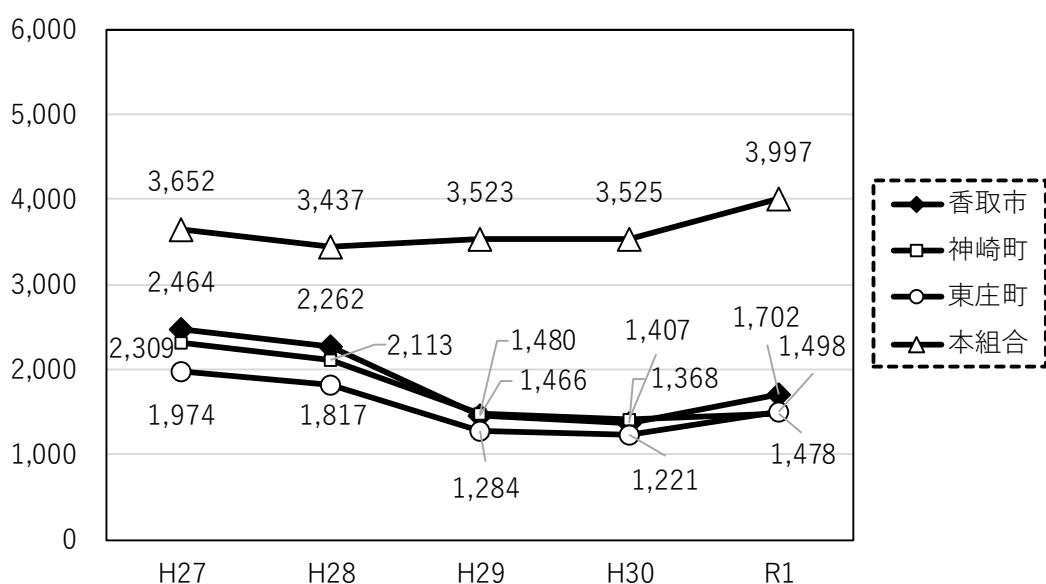


図3-9 1人あたりの年間処理経費の推移

3.7.2 補助金等

各市町のし尿処理における補助金等の状況は表3-15に示すとおりです。

表3-15 し尿処理における補助金等の状況（令和2年度現在）

市町名	補助対象	補助内容	備考
香取市	合併処理浄化槽の設置	費用の一部	単独処理浄化槽またはくみ取り便所からの転換には上乗せ補助。 放流先がない場合、敷地内処理装置の設置に対しても設置費用の一部を補助。
神崎町	合併処理浄化槽の設置	費用の一部	単独処理浄化槽またはくみ取り便所からの転換には上乗せ補助。
東庄町	合併処理浄化槽の設置	費用の一部	単独処理浄化槽またはくみ取り便所からの転換が対象。

3.8 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する条例等

3.8.1 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する条例等

し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する主な条例等は、下記に示すとおりです。

(1) 香取広域市町村圏事務組合

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他別に定めのあるもののほか、一般廃棄物等の収集、運搬、再生及び処分等に関し、必要な事項を定めています。

- ① 香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例
この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他別に定めのあるもののほか、一般廃棄物等の収集、運搬、再生及び処分等に関し、必要な事項を定めています。

- ② 香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例

この条例は、地方自治法の規定により、香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めています。

- ③ 香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設管理運営基金条例

香取広域市町村圏事務組合牧野し尿処理場の管理運営費の財源を積み立てるため、香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設管理運営基金を設置することを定めています。

(2) 香取市

- ① 香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例

この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源循環型都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的としています。

- ② 香取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

この要綱は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の設置促進を図り、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に

資することを目的としています。

③ 香取市下水道条例

この条例は、下水道法その他の法令で定めるもののほか、公共下水道の設置、管理及び使用、施設の構造の基準等に關し必要な事項を定めています。

④ 香取市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

この条例は、農業集落における農業用排水の水質保全及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、香取市農業集落排水処理施設を設置することに關し必要な事項を定めています。

⑤ 香取市地域汚水処理施設の設置及び管理に関する条例

この条例は、公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、香取市地域汚水処理施設を設置することに關し、必要な事項を定めています。

(3) 神崎町

① 神崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

この条例は廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他別に定めあるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬及び処分等に關し必要な事項を定めています。

② 神崎町合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱

この要綱は、合併処理浄化槽の普及を図るため、その設置を行う者(個人を対象としています。)に対して、合併処理浄化槽設置促進事業補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的としています。

③ 神崎町浄化槽清掃並びに一般廃棄物収集運搬(浄化槽汚泥に限る)許可基準要綱

この要綱は、浄化槽清掃業の許可及び一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥に限ります)の許可(許可の更新を含みます。)に關し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めています。

(4) 東庄町

① 東庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他別に定めのあるもののほか、一般廃棄物等の収集、運搬及び処分等に関し必要な事項を定めています。

② 東庄町合併処理浄化槽設置補助金交付要綱

この要綱は、合併処理浄化槽を設置する者に対し、合併処理浄化槽設置補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、し尿と雑排水を併せて処理する事による生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的としています。

3.9 国及び県の目標等

3.9.1 社会資本整備重点計画

社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備の方向性を示す社会資本整備重点計画が平成 27 年 9 月 18 日に閣議決定されています。

下水道事業に関しては、主に具体的な数値として表 3-16 に示す指標等が定められています。

表 3-16 下水道事業に係る社会資本整備重点計画における指標

重点目標	政策パッケージ	指標
社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う	メンテナンスサイクルの構築による安全・安心の確保とトータルコストの縮減・平準化の両立	下水道の長寿命化計画の策定率 【100%（令和 2 年度）】
		維持管理・更新等に係るコストの算定率 【100%（令和 2 年度）】
	メンテナンス技術の向上とメンテナンス産業の競争力の強化	維持管理に関する研修を受けた職員のいる団体 【約 50 団体（平成 26 年度）→ 約 1,500 団体（令和 2 年度）】
災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する	切迫する巨大地震・津波や大規模噴火に対するリスクの低減	災害時における主要な管渠及び下水処理場の機能確保率 【管渠：約 46%（平成 26 年度）→ 約 60%（令和 2 年度）】 【下水処理場：約 32%（平成 26 年度）→ 約 40%（令和 2 年度）】
	激甚化する気象災害に対するリスクの低減	人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する下水道による都市浸水対策達成率 【約 56%（平成 26 年度）→ 約 62%（令和 2 年度）】 ハード・ソフトを組み合わせた下水道浸水対策計画策定数 【約 130 地区（平成 26 年度）→ 約 200 地区（令和 2 年度）】
人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を形成する	地域生活サービスの維持・向上を図るコンパクトシティの形成等	持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定率 【約 2%（平成 26 年度）→ 100%（令和 2 年度）】
	美しい景観・良好な環境の形成と健全な水循環の維持又は回復	汚水処理人口普及率 【約 89%（平成 25 年度）→ 約 96%（令和 2 年度）】
	地球温暖化対策等の推進	下水汚泥エネルギー化率 【約 15%（平成 25 年度）→ 約 30%（令和 2 年度）】 下水道分野における温室効果ガス排出削減量 【約 168 万 t-CO ₂ （平成 24 年度）→ 約 316 万 t-CO ₂ （令和 2 年度）】

3.9.2 水質汚濁防止法による生活排水対策重点地域の指定

「水質汚濁防止法」では、生活排水対策の実施が特に必要と認められる地域を県が「生活排水対策重点地域」に指定し、市町村は、生活排水対策推進計画の策定、啓発、浄化施設の整備などを行い、計画的な生活排水対策を促進することとされています。

本組合では、香取市及び東庄町の一部において重点地域として指定されています。

3.9.3 千葉県 全県域汚水適正処理構想

千葉県では平成8年度に「千葉県 全県域汚水適正処理構想」（以下、処理構想とします。）を策定し、平成28年度に見直しを行い、県全域の汚水処理人口普及率が、100%に至る時点を最終目標とし、中間の目標年次を令和6年としています。処理構想の最終目標は表3-17に示すとおりです。

表3-17 全県域汚水適正処理構想（最終目標）

整備手法		計画処理区数	人口		面積		
			計画処理人口 (千人)	割合 (%)	計画処理面積 (ha)	割合 (%)	
集合処理	下水道	流域関連公共下水道	3	3,240	56.3	55,638	10.8
		単独公共下水道	24	1,734	30.1	33,939	6.6
		小計	27	4,973	86.4	89,577	17.4
	農業集落排水	60	43	0.7	4,058	0.8	
	コミュニティ・プラント等	5	4	0.1	356	0.1	
個別処理	計	92	5,021	87.2	93,991	18.2	
	合併処理浄化槽	-	736	12.8	421,773	81.8	
合計		92	5,757	100	515,764	100	

出典:千葉県全県域汚水適正処理構想 平成28年度

第4章 生活排水処理の課題の抽出

4.1 生活排水処理に関する課題

4.1.1 集合排水処理施設

公共下水道、農業集落排水処理施設などの集合排水処理施設を推進し、生活環境及び水環境への負荷を軽減していかなければなりませんが、人口希薄地帯や農村地帯が多く、合併処理浄化槽などの個別処理が適している地域もあります。

既に公共下水道、農業集落排水処理施設が整備されている区域で、単独処理浄化槽やくみ取り便所を使用している世帯には、当該施設への接続を働きかけていく必要があります。

4.1.2 個別処理施設

本組合の生活排水処理率は、平成27年度から令和元年度の過去5年間の推移を見ると、増加傾向ですが、全国や千葉県と比較すると低い水準にあります。単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

4.1.3 水環境保全に対する教育活動

生活排水処理対策による水環境保全の役割や、家庭からの汚濁原因物質に対する知識や対策等を広く啓発していく必要があります。

4.2 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する課題

4.2.1 収集・運搬段階

各市町及び収集運搬許可業者と連携し、効率的な収集運搬体制を維持する必要があります。

4.2.2 中間処理段階

「牧野し尿処理場」1施設で処理を行っていることから、同施設の計画的な延命化措置を図るとともに、今後の中間処理のあり方について検討する必要があります。

4.2.3 再資源化・最終処分段階

し尿及び浄化槽汚泥処理から発生する無害な残渣は、焼却処分するのではなく再利用や再資源化をする必要があります。

第5章 生活排水処理基本計画

5.1 生活排水処理の基本理念

本組合は、日本を代表する1級河川である利根川の下流に位置し、大小河川が多い地域であり、古くから“水郷”として知られています。

各河川の水質汚濁の主原因は、家庭から排出される生活排水であり、その対策を講じることが求められており、今後も自然豊かな水環境を保全していく上で、公共下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が重要な課題となっています。

本計画は、各市町の総合計画等を参考に下記のとおり基本理念を掲げ、生活排水対策を行います。

基本理念

地域の特性に応じた生活排水処理による、水環境の保全

5.2 生活排水処理の基本方針

5.2.1 基本方針

計画対象区域において生活排水を適正に処理するため、各市町の総合計画・基本計画、下水道事業計画等を踏まえ、適正な生活排水の処理施設を逐次整備して行くことになりますが、その基本方針は次のとおりです。

(1) 人口の密集地域

人口の密集地域においては、地域の規模、特性等を勘案して公共下水道等の集合型処理施設を整備し、利用を促進していきます。

(2) 人口の非密集地域

人口散在地域に立地している家屋については、各戸又は共同で合併処理浄化槽により処理します。単独処理浄化槽やくみ取り便所を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を推進していきます。

5.3 生活排水の処理主体

計画目標年次における生活排水の処理は、表 5-1 に示すいずれかの処理施設において行うこととします。

表 5-1 生活排水の処理主体

項目	処理主体	対象排水
公共下水道	香取市	し尿、生活雑排水、特定施設
農業集落排水処理施設	香取市	し尿、生活雑排水
合併処理浄化槽 ※	香取市・個人等	し尿、生活雑排水
し尿処理施設	香取広域	し尿、浄化槽汚泥
単独処理浄化槽	個人等	し尿

※ 合併処理浄化槽は地域污水処理施設を含みます。

5.4 生活排水の処理計画

5.4.1 生活排水処理の目標

生活排水の適正処理を図るため、各種の生活排水施設の整備が行われています。本計画では各市町の総合計画、各施設の整備等の状況及び地域特性等を踏まえ、表5-2及び図5-1に示す水洗化・生活雑排水処理人口、生活排水処理率を目指します。

表5-2 生活排水の処理目標

市町村	年度 項目	単位	R1	R7	R12	R17
			(実績)	(計画改定年)	(計画改定年)	(計画目標年度)
香取市	計画処理区域内人口	人	75,810	71,845	67,797	63,744
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	43,065	46,337	48,519	50,696
	生活排水処理率	%	56.8%	64.5%	71.6%	79.5%
神崎町	計画処理区域内人口	人	6,044	5,662	5,337	5,012
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	4,490	4,622	4,684	4,706
	生活排水処理率	%	74.3%	81.6%	87.8%	93.9%
東庄町	計画処理区域内人口	人	13,883	13,086	12,206	11,307
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	6,377	7,644	8,399	8,956
	生活排水処理率	%	45.9%	58.4%	68.8%	79.2%
本組合	計画処理区域内人口	人	95,737	90,593	85,340	80,063
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	53,932	58,603	61,602	64,358
	生活排水処理率	%	56.3%	64.7%	72.2%	80.4%

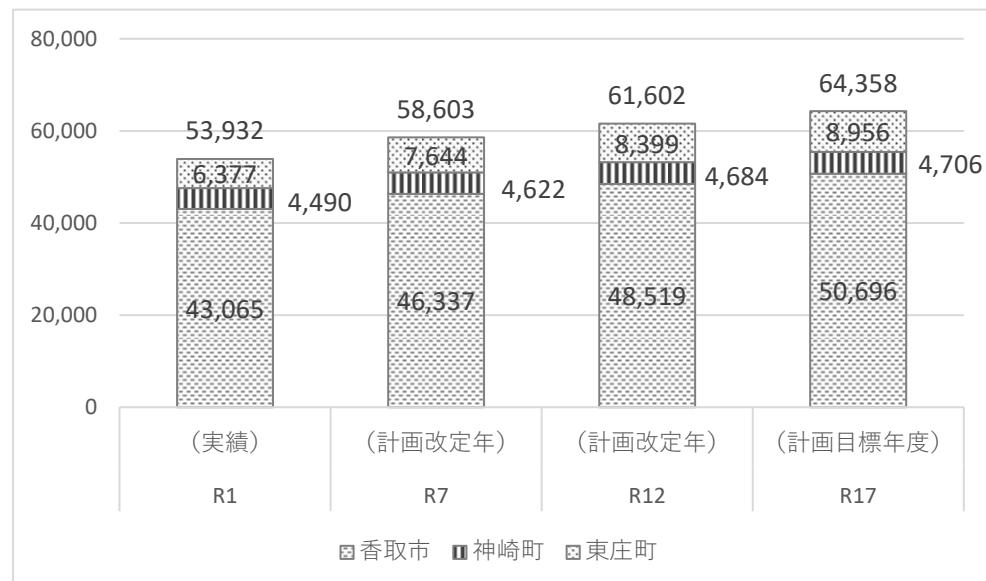


図5-1 生活排水の処理目標

5.4.2 行政区域内人口の見込み

(1) 各市町における基本計画等の人口推計

人口の将来予測は、各市町の人口ビジョン等の計画人口をもとに算出しました。市町における人口ビジョン等の計画人口は表5-3に示す通りです。

表5-3 市町の人口ビジョン等の計画人口

市町	香取市	神崎町	東庄町
総合計画等による将来人口	計画名称	第2期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略・香取市人口ビジョン（令和2年改訂版）	第2期 神崎町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略
	策定年月	令和2年3月	令和2年3月
		令和17年 61,327人	令和17年 4,867人
	施策効果を見込んだ将来人口、条件	「合計特殊出生率の上昇」及び「政策誘導による人口減少改善」による推計値（本市独自推計）	「合計特殊出生率の上昇」及び「転入と転出が均衡」による推計値（パターン3）
			「合計特殊出生率を町民希望値へ改善」及び「移動率のやや改善」による推計値（パターン3）

※ いずれも国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口に各種施策を反映した推計人口。

※ 本計画の将来人口への採用にあたっては、住民基本台帳人口相當に補正している。

(2) 将来人口の予測結果

本組合の将来人口の推計結果は、表 5-4 及び図 5-2 に示すとおりです。

表 5-4 将来人口推計値

単位：人

項目	年 度	香取市	神崎町	東庄町	本組合
実 績 値	H27	80,199	6,350	14,690	101,239
	H28	79,174	6,272	14,495	99,941
	H29	78,062	6,220	14,341	98,623
	H30	77,082	6,150	14,023	97,255
	R1	75,810	6,044	13,883	95,737
将 來 推 計 値	R2	75,451	5,932	13,660	95,043
	R3(計画初年度)	74,730	5,878	13,545	94,153
	R4	74,009	5,824	13,430	93,263
	R5	73,287	5,770	13,315	92,372
	R6	72,566	5,716	13,200	91,482
	R7	71,845	5,662	13,086	90,593
	R8	71,035	5,597	12,910	89,542
	R9	70,225	5,532	12,734	88,491
	R10	69,415	5,468	12,558	87,441
	R11	68,606	5,403	12,382	86,391
	R12	67,797	5,337	12,206	85,340
	R13	66,986	5,272	12,026	84,284
	R14	66,176	5,207	11,846	83,229
	R15	65,365	5,142	11,665	82,172
	R16	64,554	5,077	11,485	81,116
	R17(計画目標年度)	63,744	5,012	11,307	80,063

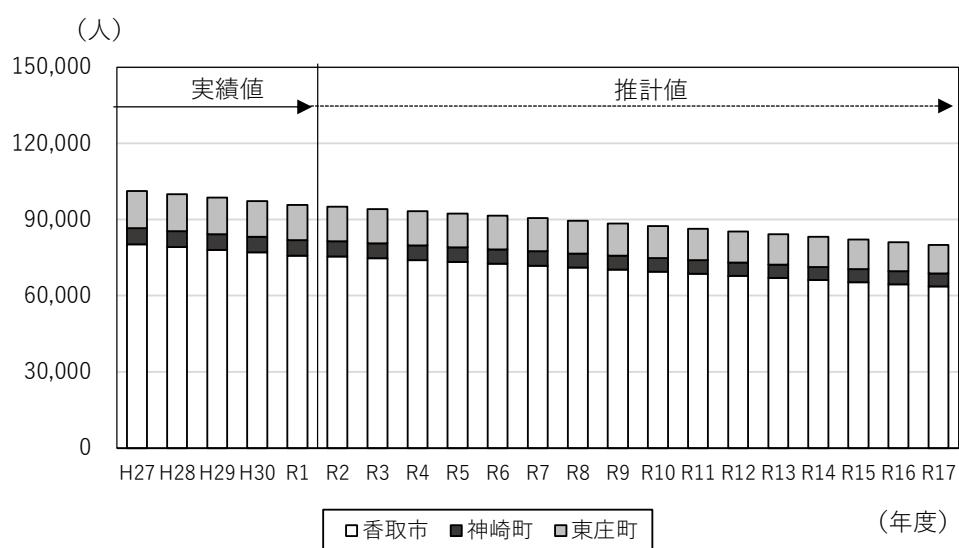


図 5-2 将来人口推計値

5.4.3 処理形態別人口の見込み

(1) 香取市

香取市の処理形態別人口の見込みは、表 5-5(1) 及び図 5-3(1) に示すとおりです。計画処理区域内人口は減少傾向を示しますが、公共下水道や合併処理浄化槽を整備することにより、水洗化・生活雑排水処理人口は、令和元年度の 43,065 人から令和 17 年度には、50,696 人に増加すると推計されました。

表 5-5(1) 生活排水の処理形態別の人団見込み(香取市)

単位: 人

項目	年度	R1 (実績)	R7 (計画改定年)	R12 (計画改定年)	R17 (計画目標年度)
計画処理区域内人口		75,810	71,845	67,797	63,744
水洗化・生活雑排水処理人口		43,065	46,337	48,519	50,696
公共下水道人口		18,938	18,744	18,754	18,764
農業集落排水人口		2,644	2,523	2,443	2,363
合併処理浄化槽人口※		21,483	25,070	27,322	29,569
水洗化・生活雑排水未処理人口	単独処理浄化槽	25,705	20,028	15,138	10,248
非水洗化人口	計画収集人口	7,040	5,480	4,140	2,800
	自家処理人口	0	0	0	0
計画処理区域外人口		0	0	0	0

※合併処理浄化槽人口には地域汚水処理施設人口が含まれています。

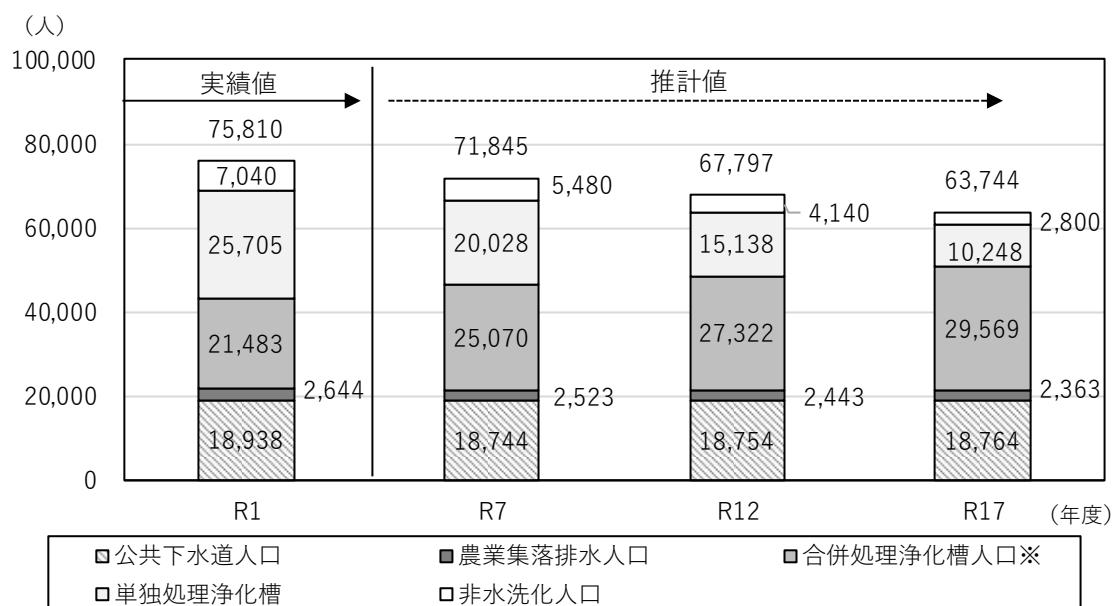


図 5-3(1) 生活排水の処理形態別の人団見込み(香取市)

(2) 神崎町

神崎町の処理形態別人口の見込みは、表 5-5 (2) 及び図 5-3 (2) に示すとおりです。計画処理区域内人口は減少傾向を示しますが、合併処理浄化槽を整備することにより、水洗化・生活雑排水処理人口は、令和元年度の 4,490 人から令和 17 年度には、4,706 人に増加すると推計されました。

表 5-5 (2) 生活排水の処理形態別の人団見込み（神崎町）

単位：人

項目	年度	R1 (実績)	R7 (計画改定年)	R12 (計画改定年)	R17 (計画目標年度)
計画処理区域内人口		6,044	5,662	5,337	5,012
水洗化・生活雑排水処理人口		4,490	4,622	4,684	4,706
公共下水道人口		0	0	0	0
農業集落排水人口		0	0	0	0
合併処理浄化槽人口		4,490	4,622	4,684	4,706
水洗化・生活雑排水未処理人口	単独処理浄化槽	1,230	823	517	242
非水洗化人口	計画収集人口	324	217	136	64
	自家処理人口	0	0	0	0
計画処理区域外人口		0	0	0	0

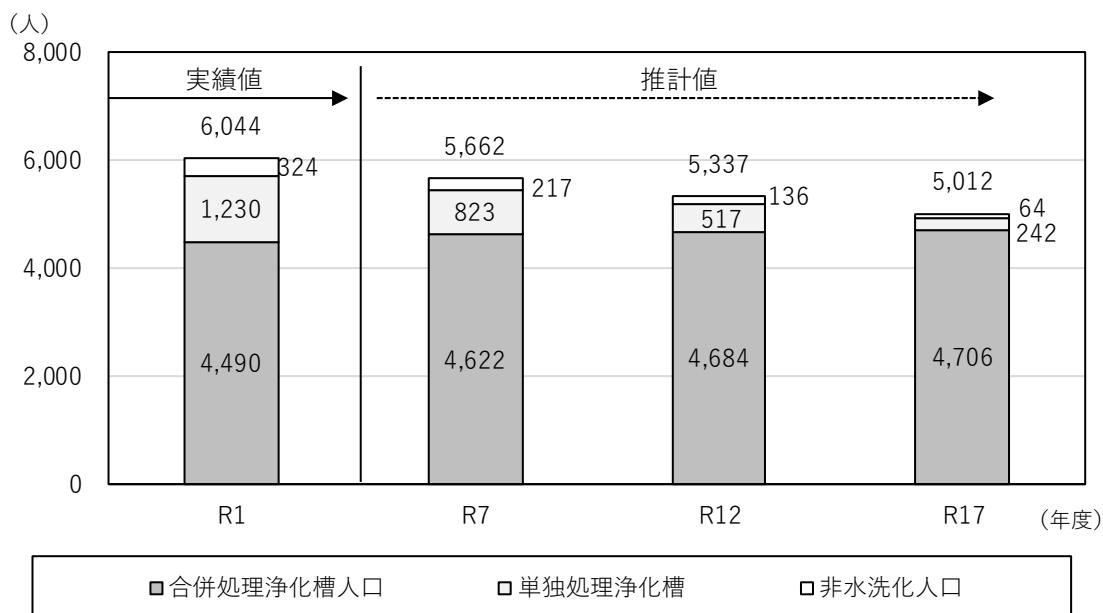


図 5-3 (2) 生活排水の処理形態別の人団見込み（神崎町）

(3) 東庄町

東庄町の処理形態別人口の見込みは、表 5-5 (3) 及び図 5-3 (3) に示すとおりです。計画処理区域内人口は減少傾向を示しますが、合併処理浄化槽を整備することにより、水洗化・生活雑排水処理人口は、令和元年度の 6,377 人から令和 17 年度には、8,956 人に増加すると推計されました。

表 5-5 (3) 生活排水の処理形態別の人団見込み（東庄町）

単位：人

項目	年度	R1 (実績)	R7 (計画改定年)	R12 (計画改定年)	R17 (計画目標年度)
計画処理区域内人口		13,883	13,086	12,206	11,307
水洗化・生活雑排水処理人口		6,377	7,644	8,399	8,956
公共下水道人口		0	0	0	0
農業集落排水人口		0	0	0	0
合併処理浄化槽人口		6,377	7,644	8,399	8,956
水洗化・生活雑排水未処理人口	単独処理浄化槽	6,282	4,555	3,186	1,968
非水洗化人口	計画収集人口	1,224	887	621	383
	自家処理人口	0	0	0	0
計画処理区域外人口		0	0	0	0

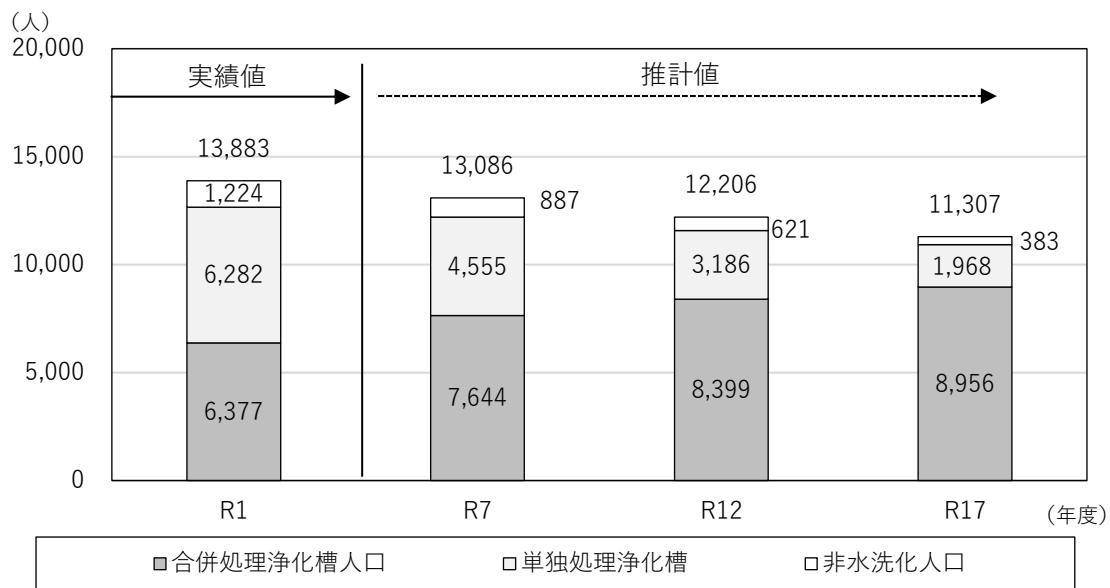


図 5-3 (3) 生活排水の処理形態別の人団見込み（東庄町）

(4) 本組合

本組合の処理形態別人口の見込みは、表 5-5(4) 及び図 5-3(4) に示すとおりです。計画処理区域内人口は減少傾向を示しますが、公共下水道や合併処理浄化槽を整備することにより、水洗化・生活雑排水処理人口は、令和元年度の 53,932 人から令和 17 年度には、64,358 人に増加すると推計されました。

表 5-5(4) 生活排水の処理形態別の人団見込み(本組合)

単位:人

項目	年度	R1 (実績)	R7 (計画改定年)	R12 (計画改定年)	R17 (計画目標年度)
計画処理区域内人口		95,737	90,593	85,340	80,063
水洗化・生活雑排水処理人口		53,932	58,603	61,602	64,358
公共下水道人口		18,938	18,744	18,754	18,764
農業集落排水人口		2,644	2,523	2,443	2,363
合併処理浄化槽人口		32,350	37,336	40,405	43,231
水洗化・生活雑排水未処理人口	単独処理浄化槽	33,217	25,406	18,841	12,458
非水洗化人口	計画収集人口	8,588	6,584	4,897	3,248
	自家処理人口	0	0	0	0
計画処理区域外人口		0	0	0	0

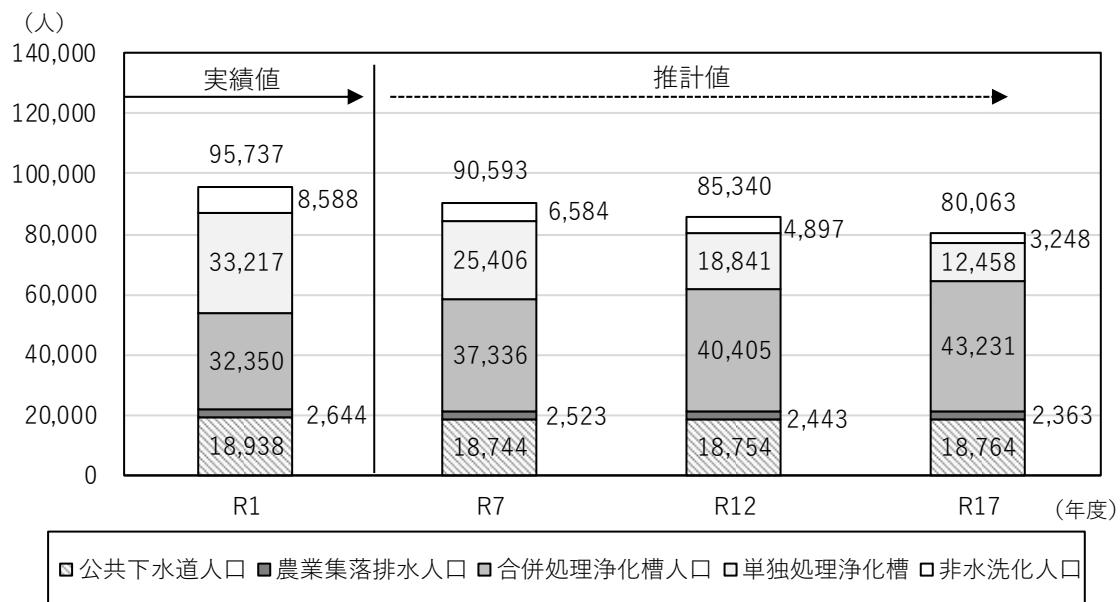


図 5-3(4) 生活排水の処理形態別の人団見込み(本組合)

5.4.4 生活排水処理率の見込み

計画改定年度及び計画目標年度における生活排水処理率の見込みは、表 5-6 及び図 5-4 に示すとおりです。

表 5-6 生活排水処理率の見込み

項目	年度 R1 (実績)	R7 (計画改定年)	R12 (計画改定年)	R17 (計画目標年度)
香取市	56.8%	64.5%	71.6%	79.5%
神崎町	74.3%	81.6%	87.8%	93.9%
東庄町	45.9%	58.4%	68.8%	79.2%
本組合	56.3%	64.7%	72.2%	80.4%

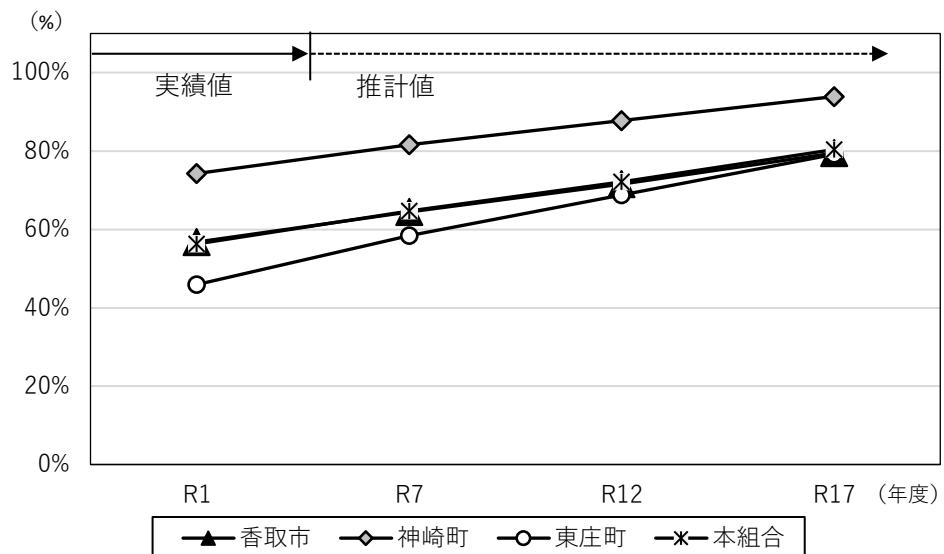


図 5-4 生活排水処理率の見込み

5.4.5 生活排水処理施設の整備計画

生活排水の処理に関しては、地域特性を踏まえた方法とし、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設を基本に整備を行います。

(1) 公共下水道

計画対象区域内では、香取市が下水道計画区域を定め、公共下水道の整備を推進しています。

香取市の公共下水道の整備計画は、表 5-7 (1) に示すとおりです。

表 5－7 (1) 公共下水道の整備計画

計画処理区域	計画人口(人)・計画面積(ha)	整備予定年度	事業費見込み(百万円)
香取市 (下水道事業計画区域内)	佐原処理区 15,400 人・615ha 小見川処理区 10,300 人・444ha	目標: 令和 6 年度	佐原処理区 32,185 小見川処理区 16,806

(2) 合併処理浄化槽

各市町とも非水洗化人口や単独処理浄化槽人口が多いことから、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽やくみ取り便所からの転換には、補助制度を今後も活用し、整備を推進していきます。

また、浄化槽を使用する者に対しては、浄化槽の点検・清掃、法定検査の実施が適正に行われるよう啓発していきます。

香取市における合併処理浄化槽の整備計画は、表 5－7 (2) に示すとおりです。

表 5－7 (2) 合併処理浄化槽の整備計画

計画処理区域	計画人口(人)	整備予定年度	事業費見込み(千円)
香取市	2,535	令和 7 年度までに 465 基を設置	270,980

(3) 農業集落排水処理施設

香取市における農業集落排水処理施設の整備済区域については、適正な維持管理を徹底していきます。また、効率的な維持管理のため、一部地区について、公共下水道との統合についても検討していきます。

(4) 合併処理浄化槽（地域汚水処理施設）

合併処理浄化槽（地域汚水処理施設）の整備済区域については、適正な維持管理を徹底していきます。また、同施設については施設の更新時等に係る財源確保を勘案する中で廃棄物処理法に基づく処理施設（コミュニティプラント）への位置付けも含め検討していきます。

5.5 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

5.5.1 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み

(1) 香取市

香取市の計画改定年度及び計画目標年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込みは表5-8(1)及び図5-5(1)に示すとおりです。

非水洗化人口の減少などにより、し尿・浄化槽汚泥発生量は令和元年度の22,812kℓから令和17年度には17,818kℓに減少すると推計されました。

表5-8(1) し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み(香取市)

単位:kℓ

項目	年度 (実績)	R1 (計画改定年)	R7 (計画改定年)	R12 (計画改定年)	R17 (計画目標年度)
し尿・浄化槽汚泥発生量	22,812	21,447	19,606	17,818	
し尿	4,018	3,128	2,359	1,600	
浄化槽汚泥	18,794	18,319	17,247	16,218	

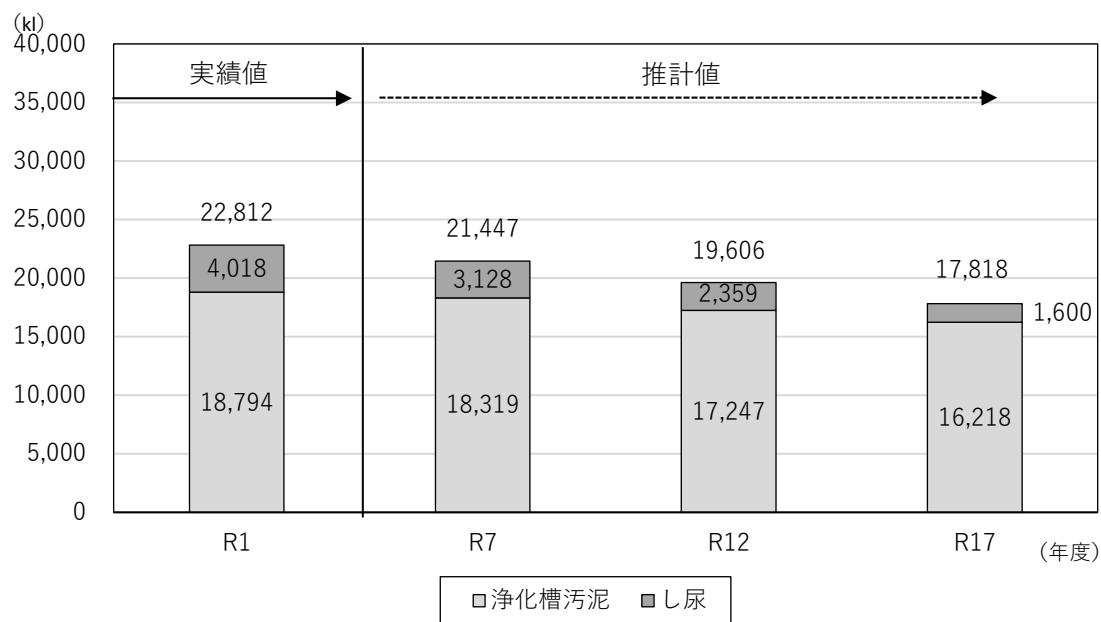


図5-5(1) し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み(香取市)

(2) 神崎町

神崎町の計画改定年度及び計画目標年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込みは表 5-8 (2) 及び図 5-5 (2) に示すとおりです。

非水洗化人口の減少などにより、し尿・浄化槽汚泥発生量は令和元年度の 2,488k ℓ から令和 17 年度には 2,044k ℓ に減少すると推計されました。

表 5-8 (2) し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み（神崎町）

単位: k ℓ

項目	年度	R1 (実績)	R7 (計画改定年)	R12 (計画改定年)	R17 (計画目標年度)
し尿・浄化槽汚泥発生量		2,488	2,312	2,175	2,044
し尿		151	102	64	30
浄化槽汚泥		2,337	2,210	2,111	2,014

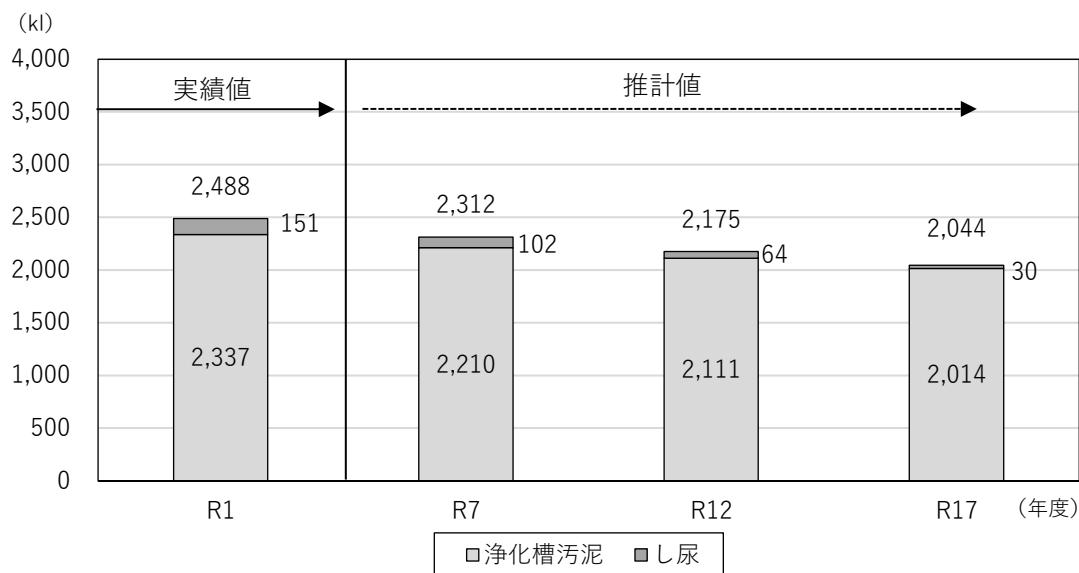


図 5-5 (2) し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み（神崎町）

(3) 東庄町

東庄町の計画改定年度及び計画目標年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込みは表 5-8 (3) 及び図 5-5 (3) に示すとおりです。

非水洗化人口の減少などにより、し尿・浄化槽汚泥発生量は令和元年度の 5,243kℓ から令和 17 年度には 4,205kℓ に減少すると推計されました。

表 5-8 (3) し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み（東庄町）

単位 : kℓ

項目	年度	R1 (実績)	R7 (計画改定年)	R12 (計画改定年)	R17 (計画目標年度)
し尿・浄化槽汚泥発生量		5,243	4,961	4,578	4,205
し尿		797	540	380	235
浄化槽汚泥		4,446	4,421	4,199	3,970

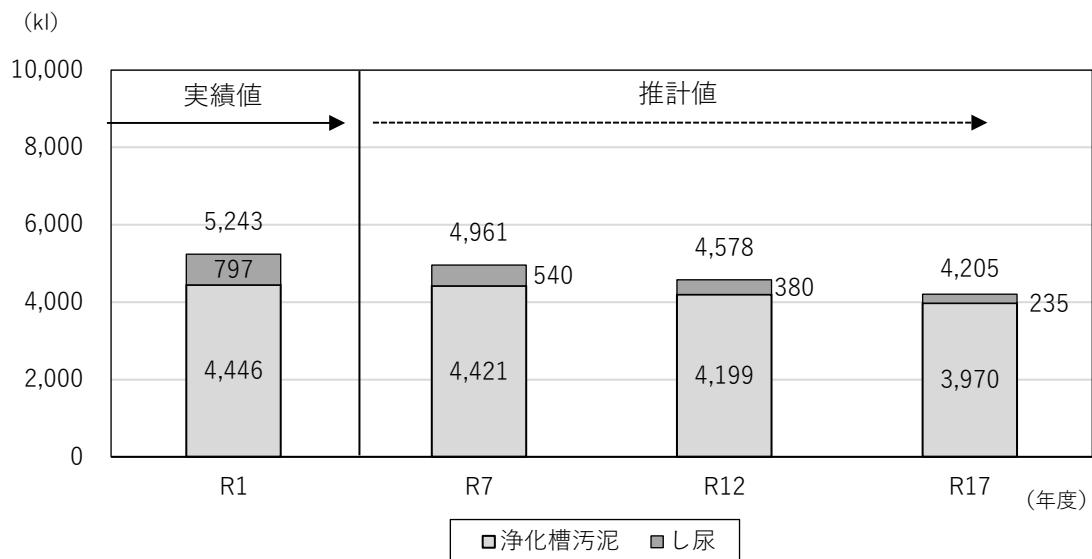


図 5-5 (3) し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み（東庄町）

(4) 本組合

本組合の計画改定年度及び計画目標年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込みは表 5-8 (4) 及び図 5-5 (4) に示すとおりです。

非水洗化人口の減少などにより、し尿・浄化槽汚泥発生量は令和元度の 30,543k ℓ から令和 17 年度には 24,067k ℓ に減少すると推計されました。

表 5-8 (4) し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み（本組合）

単位 : k ℓ

項目	年度	R1 (実績)	R7 (計画改定年)	R12 (計画改定年)	R17 (計画目標年度)
し尿・浄化槽汚泥発生量		30,543	28,720	26,360	24,067
し尿		4,966	3,770	2,803	1,865
浄化槽汚泥		25,577	24,950	23,557	22,202

(k ℓ)

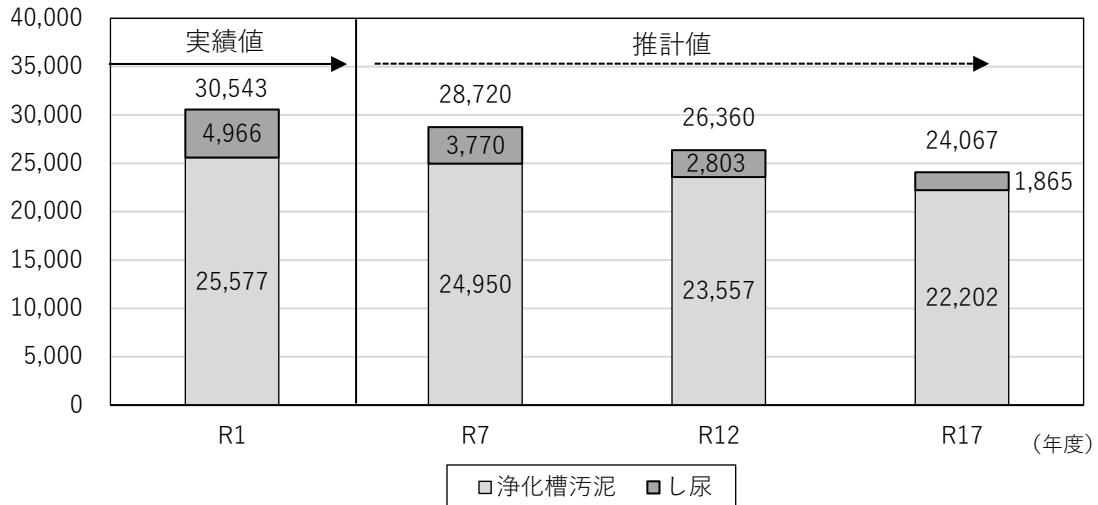


図 5-5 (4) し尿及び浄化槽汚泥の発生量の見込み（本組合）

5.5.2 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画

し尿は香取広域が委託した収集運搬許可業者により、浄化槽汚泥は収集運搬許可業者によって、し尿処理施設へ収集・運搬されています。

農業集落排水処理施設から発生する脱水汚泥は、収集運搬許可業者により香北地区堆肥化施設へ収集・運搬されています。今後も同様に収集・運搬を行います。また、適切な収集・運搬が行われるよう、指導を徹底します。

5.5.3 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理計画

牧野し尿処理場は、適正な施設の維持管理により、施設の延命化を図るとともに、合理的・効率的な運営を目指します。

また、中間処理施設の整備については、国・県の方針により持続可能な適正処理の確保に向け検討していきます。

5.5.4 し尿及び浄化槽汚泥の適正処分

し尿処理施設からの処理残渣は、香取広域が委託した業者において、焼却処理により減量化のうえ、焼却灰を適正に最終処分します。

5.5.5 処理残さの資源化計画

(1) 資源化の推進

本組合の施設の更新に際しては、再資源化技術の検討を行います。

(2) 農業集落排水処理施設の脱水汚泥の堆肥化

農業集落排水処理施設から発生する脱水汚泥は、全量香北地区内にある堆肥化施設にて堆肥化します。

5.6 目標年度における生活排水処理の流れ

計画目標年度である、令和17年度における生活排水処理の流れは図5-6(1)から(4)に示すとおりです。

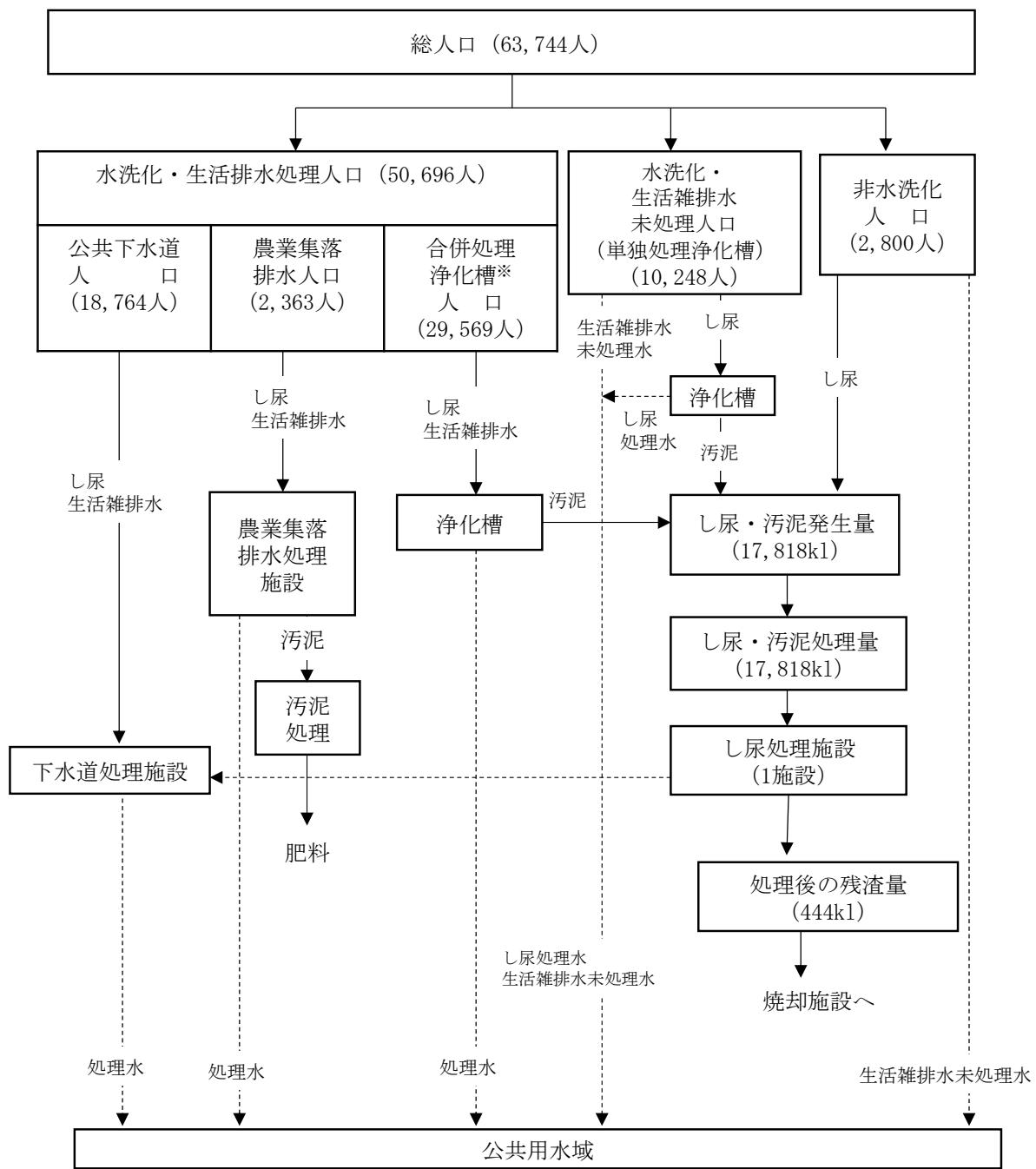


図 5-6 (1) 計画目標年度における生活排水処理の流れ（香取市）

※合併処理浄化槽人口には地域污水处理施設人口が含まれています。

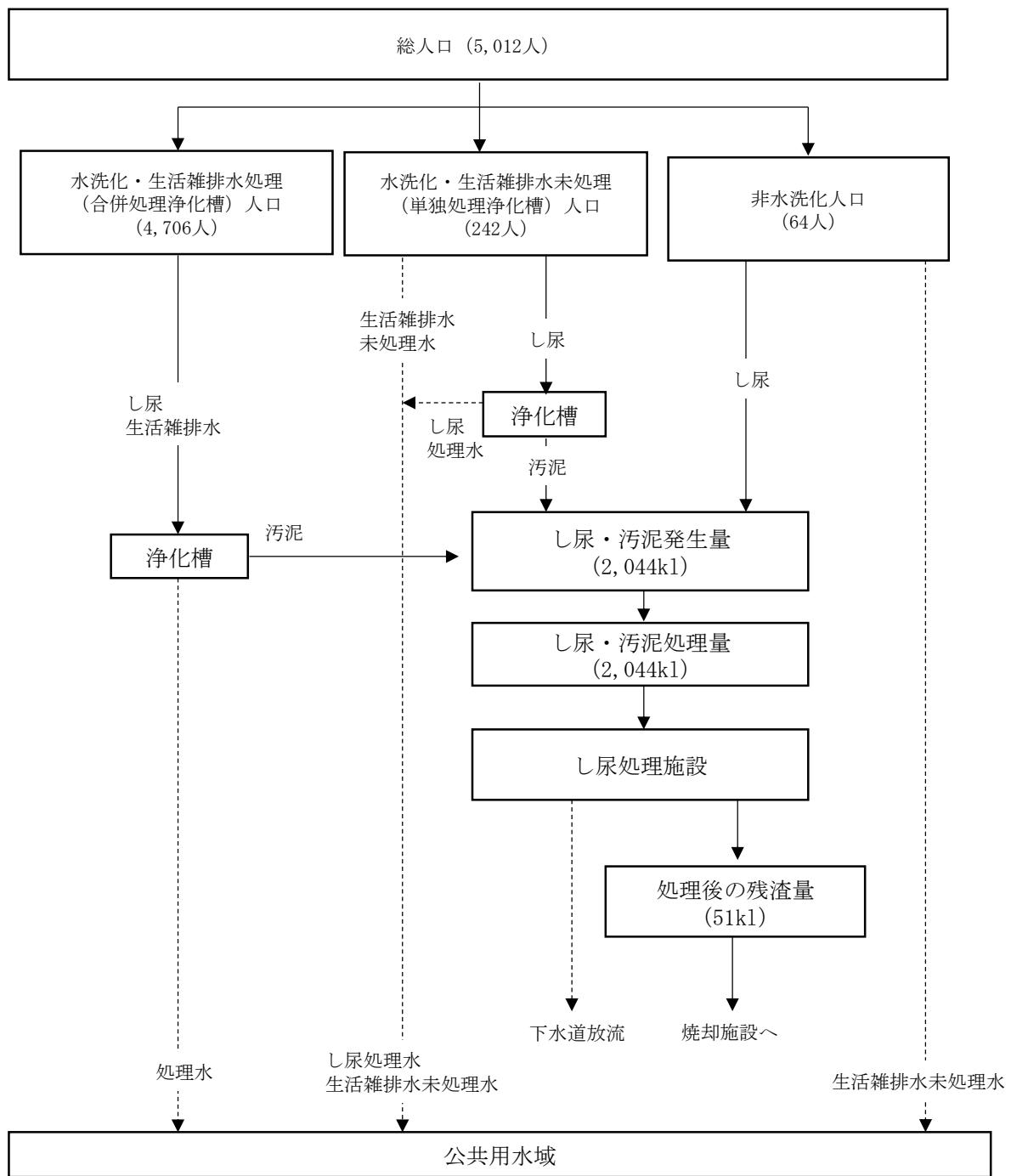


図 5-6 (2) 計画目標年度における生活排水処理の流れ (神崎町)

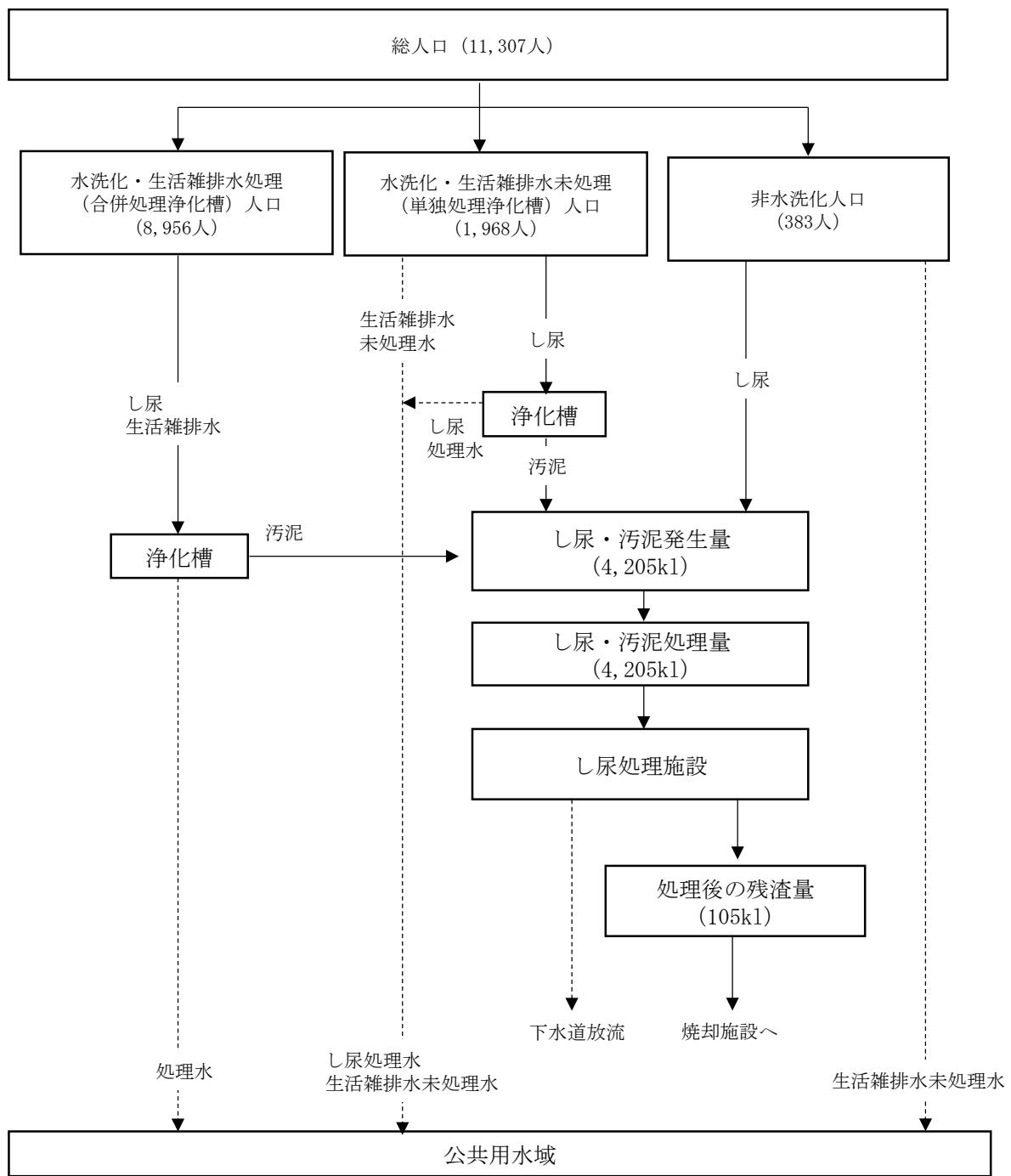


図 5-6 (3) 計画目標年度における生活排水処理の流れ (東庄町)

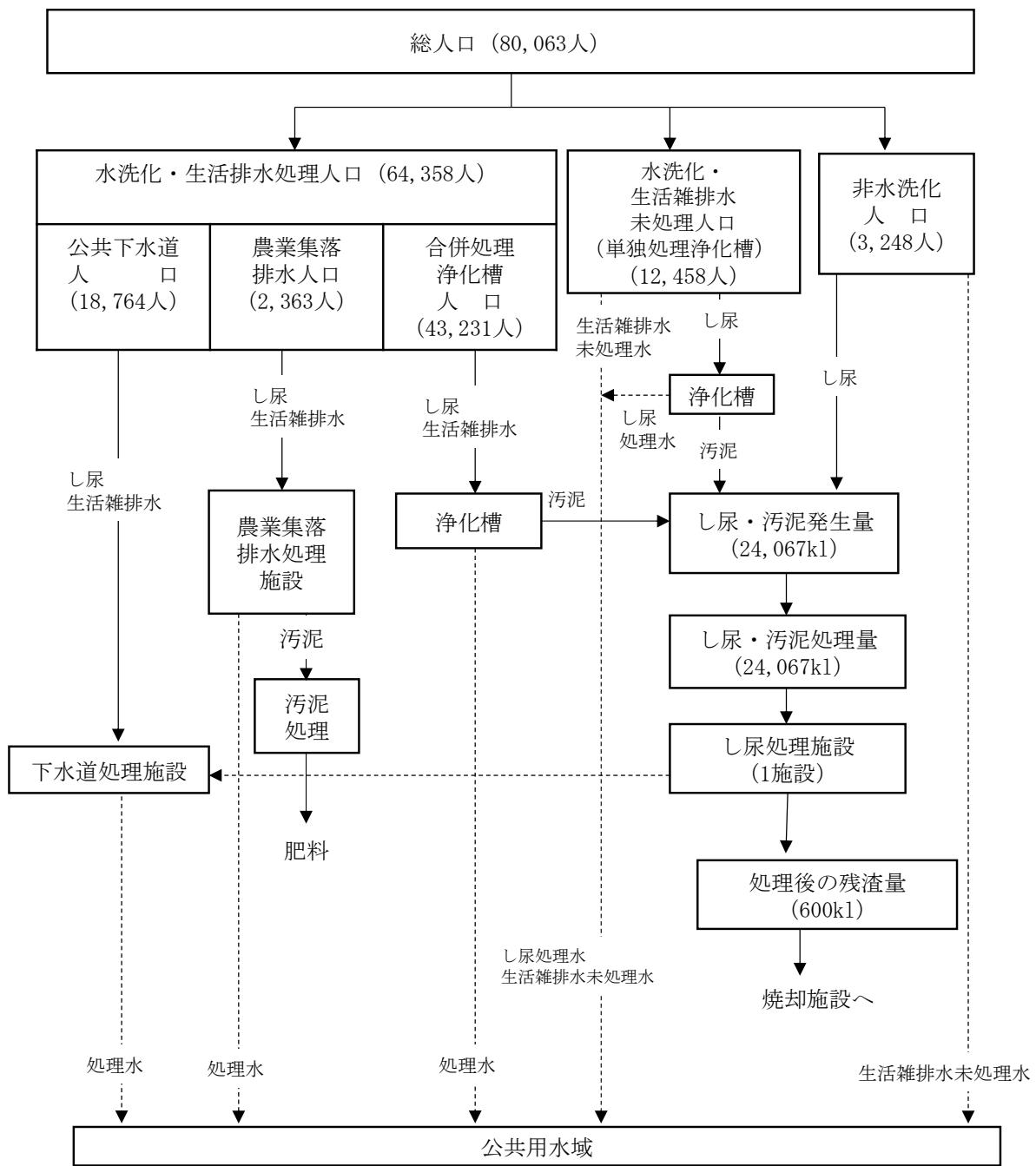


図 5-6 (4) 計画目標年度における生活排水処理の流れ (本組合)

5.7 その他

5.7.1 水質汚濁原因の対策等生活排水にかかる啓発

水質汚濁の原因となる家庭で使用した油などを、直接排水口に流さないなどの工夫が必要です。

また、生活排水が未処理のまま放流される単独処理浄化槽から生活排水も処理できる合併処理浄化槽に転換することが必要です。

—河川を汚さないために—

水質汚濁の主な原因是、生活排水が大きな要因となっており、市では下水道の整備や、合併処理浄化槽等による適正な汚水処理の推進に努めていますが、各家庭でも台所などからの調味料や、油脂を含んだ生活排水を少しでも減らせるよう、次のことについてご協力をお願いいたします。

1. 台所の三角コーナーや排水口には、水切り袋や目の細かい網などを取り付け、調理くずを流さないようにしましょう。
2. 汚れのひどい食器などは、ゴムベラなどで拭き取ってから洗いましょう。
(拭き取った汚れは、排水口に流さず「燃えるごみ」として処理してください。)
3. ひどい油汚れでなければ、アクリルたわしを使用することにより、洗剤を使用しなくとも汚れが落ちます。
4. 米のとき汁は、畑や庭木にまきましょう。
5. 料理は一度に食べきれる適量を調理しましょう。
6. お風呂の残り湯は、洗濯などに使いましょう。
7. 洗濯用洗剤は適正な量を使いましょう。

資料：「平成 27 年度 香取市公共用水域水質調査結果」（平成 27 年 香取市）

5.7.2 地域に関する諸計画との関係

各市町と連携のうえ、環境基本計画等の関連計画との整合を図ります。

資 料 編

資料編-1 生活排水処理率の状況

平成28年度から平成30年度までの全国及び千葉県と本組合の生活排水処理率の比較は、表1-1に示すとおりです。平成30年度における生活排水処理率は、全国87.0%、千葉県85.7%、本組合は55.8%であり、全国及び千葉県と比べると本組合は低いことが確認できます。

表1-1 全国及び千葉県と本組合の生活排水処理率の推移

主体\年度	H28	H29	H30
全国	85.8%	86.4%	87.0%
千葉県	84.6%	85.0%	85.7%
本組合	53.7%	55.0%	55.8%

注) 総務省でまとめている、汚水衛生処理率を記入しました。汚水衛生処理率は下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント、浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したもので、生活排水処理率と同様の考え方です。

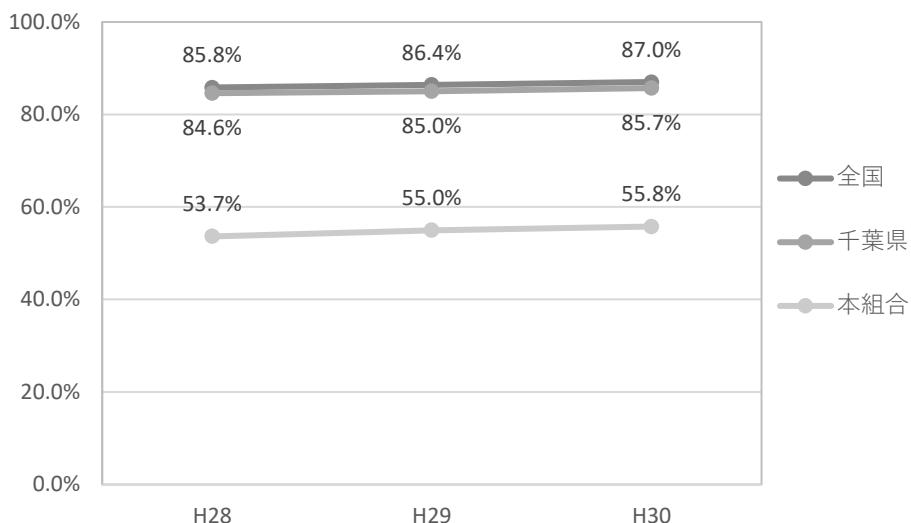


図1-1 全国及び千葉県と本組合の生活排水処理率の推移

資料編-2 淨化センターの概要

(1) 佐原浄化センター

佐原浄化センターの処理フローは図 5-1 に示すとおりです。

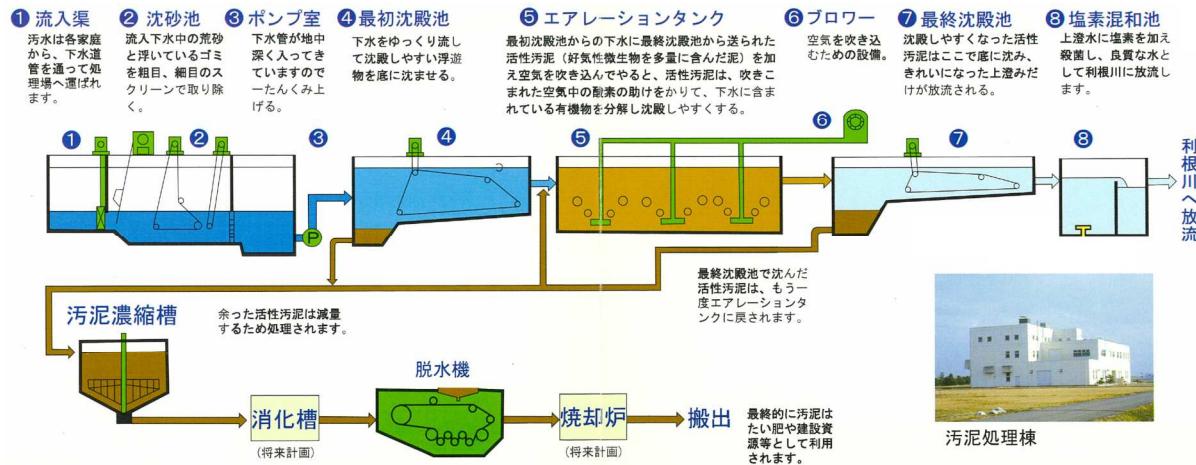


図 2-1 佐原浄化センターの処理フロー

(2) 小見川浄化センター

小見川浄化センターの処理フローは図 5-2 に示すとおりです。

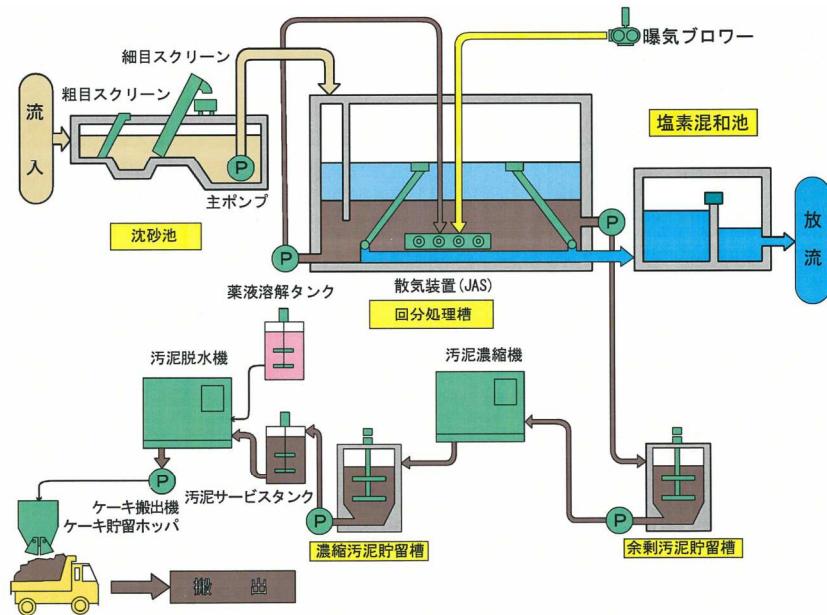


図 2-2 小見川浄化センターの処理フロー

資料編-3 し尿処理施設の概要

(1) 牧野し尿処理施設

牧野し尿処理施設の処理設備は、表3-1(1)、(2)に示すとおりです。また、処理フローは図3-1に示すとおりです。

表3-1(1) 牧野し尿処理場の処理設備

設 備	内 容
受入貯留設備	<p>投入されたし尿・浄化槽汚泥は、沈砂除去された後、細目ドラムスクリーンにより夾雑物が除去され貯留します。除去した夾雑物（し渣）は、スクリュープレスで脱水した後、焼却処分します。</p>  <p>受入室 細目ドラムスクリーン スクリュープレス</p>
高負荷脱窒素処理設備	<p>硝化脱窒素槽に投入されたし尿・浄化槽汚泥はIZ循環ポンプによってオーバーフローシャフトに送られ、空気（高濃度臭気を利用）と共に勢いよく槽内に落下されます。これによる大量の酸素供給により微生物が活発に活動し、有機物やアンモニアの大部分が分解されます。発生した汚泥は分離機で固液分離され、分離液は公共下水道へ放流され、脱水汚泥は中間処理されます。</p>  <p>IZ循環ポンプ 遠心分離機 オーバーフローシャフト</p>

表 3-1(2) 牧野し尿処理場の処理設備

設 備	内 容
脱臭設備	<p>高濃度臭気は、IZ 反応槽の空気源として生物脱臭されます。また中濃度臭気は、臭気ファンを通して酸・アルカリ洗浄脱臭塔および活性炭脱臭塔で、低濃度臭気は活性炭脱臭塔でそれぞれ完全に処理します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div>
電気・計装整備	<p>中央監視室では、受入から放流まですべて集中監視方式とし、各設備での機器の運転状況、データなどが表示・記録され、運転監視、維持管理の省力化を図っています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
その他設備	<p>水質試験室では、絶えず各設備別に水質などを分析し、正しく処理が行われているか厳しく監視しています。</p> <div style="text-align: center;">  </div>

高負荷貯留設備 受入貯留設備 放流設備

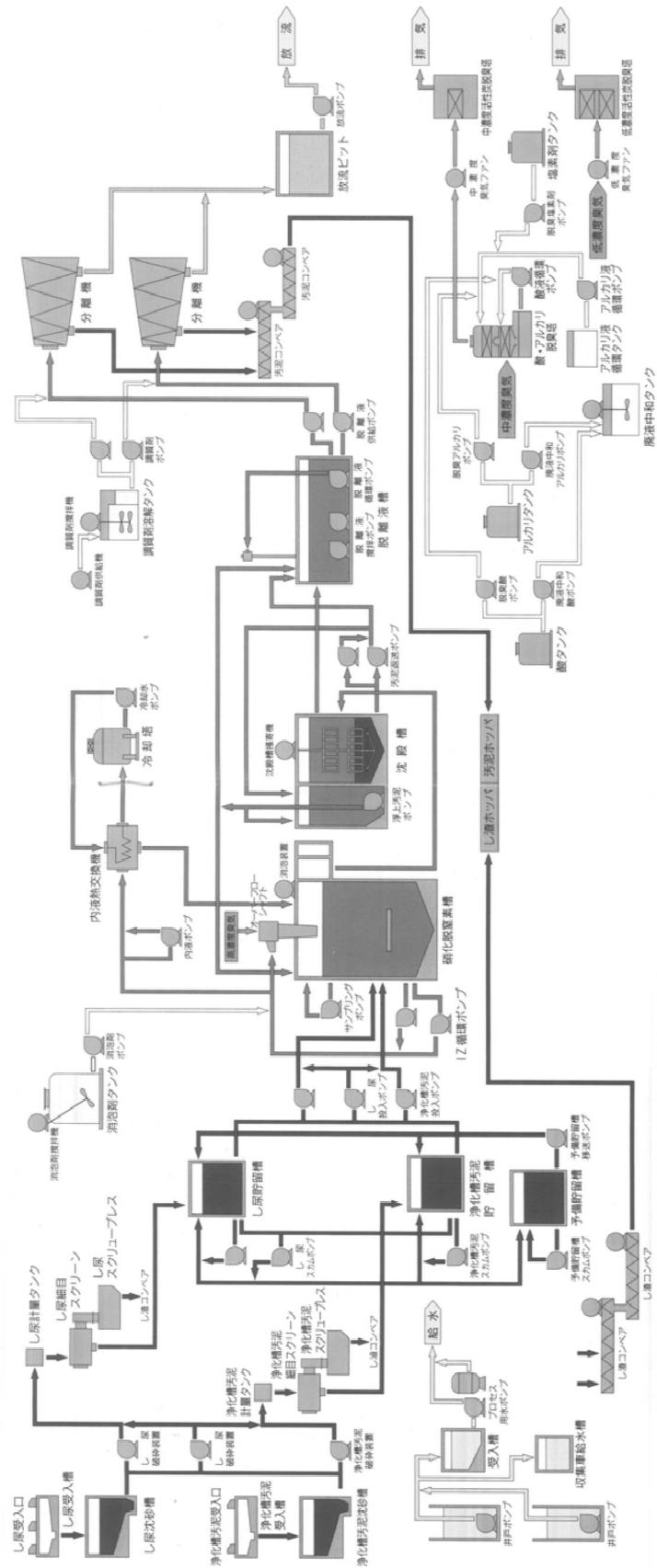


図 3-1 牧野し尿処理場の処理フロー

資料編-4 将来推計結果

各市町及び本組合における生活排水に関する将来推計結果は、表4-1から表4-4に示すとおりです。

香取市

表4-1 香取市の推計結果

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
実績値	366	366	365	365	366	365	365	366	365	365	365	365	366	365	365	365	365	366	365	365	365	366
計画区域内人口	人	80,199	79,174	78,062	77,082	75,810	74,548	74,007	73,466	72,925	72,384	71,845	71,035	70,225	69,415	68,606	67,797	66,986	66,176	65,365	64,554	63,744
水洗化人口（生活排水処理人口）	人	42,421	43,624	43,639	43,527	43,065	42,810	43,515	44,221	44,926	45,632	46,337	47,210	47,646	48,083	48,519	49,390	49,825	50,261	50,696		
公共下水道人口	人	19,467	19,592	19,463	19,250	18,938	18,734	18,736	18,738	18,740	18,742	18,744	18,746	18,748	18,750	18,752	18,754	18,756	18,758	18,760	18,762	18,764
農業集落排水人口	人	2,709	2,703	2,695	2,644	2,603	2,587	2,571	2,555	2,539	2,523	2,507	2,491	2,475	2,459	2,443	2,427	2,411	2,395	2,379	2,363	
合併処理浄化槽人口	人	20,245	21,329	21,481	21,587	21,483	21,473	22,192	22,912	23,631	24,351	25,070	25,520	25,971	26,421	26,872	27,322	27,771	28,221	28,670	29,120	29,569
ミニユーティリティ人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化未処理人口（単純浄化槽人口）	人	30,140	28,063	27,059	26,326	25,705	24,918	23,940	22,962	21,006	20,028	19,050	18,072	17,094	16,116	15,138	14,160	13,182	12,204	11,226	10,248	
非水洗化人口	人	7,638	7,487	7,364	7,229	7,040	6,820	6,552	6,283	6,015	5,746	5,480	5,212	4,943	4,675	4,407	4,140	3,872	3,604	3,336	3,068	2,800
計画収集人口	人	7,638	7,487	7,364	7,229	7,040	6,820	6,552	6,283	6,015	5,746	5,480	5,212	4,943	4,675	4,407	4,140	3,872	3,604	3,336	3,068	2,800
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	52.9%	55.1%	56.5%	56.8%	57.4%	58.8%	60.2%	61.6%	63.0%	64.5%	65.8%	67.2%	68.6%	70.1%	71.6%	73.1%	74.6%	76.2%	77.9%	79.5%	
達成率																						
し尿・汚泥発生量	t	24,940	24,838	23,286	24,355	22,812	22,179	22,488	22,204	21,996	21,703	21,447	21,073	20,760	20,338	19,973	19,606	19,291	18,870	18,503	18,136	17,818
し尿	t	4,600	4,441	4,246	3,943	4,018	3,935	3,749	3,569	3,416	3,279	3,128	2,969	2,821	2,662	2,512	2,359	2,211	2,053	1,900	1,748	1,600
し尿/日	t	1,665	1,633	1,586	1,491	1,566	1,538	1,577	1,566	1,555	1,546	1,536	1,526	1,516	1,506	1,496	1,486	1,476	1,466	1,456	1,456	1,456
直営	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託	t	4,600	4,441	4,246	3,943	4,018	3,935	3,749	3,569	3,416	3,279	3,128	2,969	2,821	2,662	2,512	2,359	2,211	2,053	1,900	1,748	1,600
許可	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浄化槽汚泥	t	20,340	20,397	19,040	20,412	18,794	18,844	18,739	18,634	18,580	18,424	18,319	18,105	17,939	17,676	17,462	17,247	17,079	16,818	16,603	16,389	16,218
し尿・汚泥処理量	t	24,940	24,838	23,287	24,355	22,812	22,179	22,488	22,204	21,996	21,703	21,447	21,073	20,760	20,338	19,973	19,606	19,291	18,870	18,503	18,136	17,818
直営	t	4,600	4,441	4,247	3,943	4,018	3,935	3,749	3,569	3,416	3,279	3,128	2,969	2,821	2,662	2,512	2,359	2,211	2,053	1,900	1,748	1,600
委託	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許可	t	20,340	20,397	19,040	20,412	18,794	18,844	18,739	18,634	18,580	18,424	18,319	18,105	17,939	17,676	17,462	17,247	17,079	16,818	16,603	16,389	16,218
し尿処理施設	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自家処理人口	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
し尿	t	4,600	4,441	4,247	3,943	4,018	3,935	3,749	3,569	3,416	3,279	3,128	2,969	2,821	2,662	2,512	2,359	2,211	2,053	1,900	1,748	1,600
合計	t	20,340	20,397	19,040	20,412	18,794	18,844	18,739	18,634	18,580	18,424	18,319	18,105	17,939	17,676	17,462	17,247	17,079	16,818	16,603	16,389	16,218
浄化槽汚泥	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自家処理人口	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	t	20,340	20,397	19,040	20,412	18,794	18,844	18,739	18,634	18,580	18,424	18,319	18,105	17,939	17,676	17,462	17,247	17,079	16,818	16,603	16,389	16,218

神崎町

表4-2 神崎町の推計結果

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
計画区域内人口	人	366	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	366	366
水洗化人口(生活排水処理人口)	人	4,262	4,301	4,497	4,515	4,490	4,479	4,511	4,540	4,569	4,596	4,622	4,638	4,651	4,665	4,675	4,684	4,691	4,697	4,691	4,704	4,704	
公共下水道人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合併処理浄化槽人口	人	4,262	4,301	4,497	4,515	4,490	4,479	4,511	4,540	4,569	4,596	4,622	4,638	4,651	4,665	4,675	4,684	4,691	4,697	4,701	4,704	4,706	
ゴミ・チヤット人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水洗化未処理人口(単独浄化槽人口)	人	1,634	1,542	1,347	1,279	1,230	1,150	1,082	1,016	951	886	823	759	697	636	576	517	460	404	349	295	242	
非水洗化人口	人	454	429	376	356	324	303	285	268	250	234	217	200	184	167	152	136	121	106	92	78	64	
計画収集人口	人	454	429	376	356	324	303	285	268	250	234	217	200	184	167	152	136	121	106	92	78	64	
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生活排水処理率	%	67.1%	68.6%	72.3%	73.4%	74.3%	75.5%	76.7%	78.0%	79.2%	80.4%	81.6%	82.9%	84.1%	85.3%	86.5%	87.8%	89.0%	90.2%	91.4%	92.7%	93.9%	
達成率																							
し尿・汚泥発生量	t	2,587	2,829	2,531	2,503	2,488	2,428	2,405	2,381	2,364	2,335	2,312	2,285	2,263	2,230	2,203	2,175	2,153	2,120	2,093	2,066	2,044	
し尿	t	221	207	183	160	151	144	134	126	117	110	102	94	86	78	71	64	57	50	43	36	30	
直営	t	1,33	1,32	1,33	1,23	1,27	1,30	1,29	1,28	1,28	1,29	1,29	1,28	1,28	1,28	1,28	1,28	1,28	1,28	1,28	1,28	1,28	
委託	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
許可	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
淨化槽汚泥	t	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337	2,285	2,270	2,255	2,247	2,225	2,210	2,191	2,177	2,152	2,132	2,111	2,097	2,070	2,050	2,029	2,014	
し尿・汚泥処理量	t	1,10	1,23	1,10	1,11	1,12	1,11	1,11	1,11	1,11	1,11	1,11	1,11	1,11	1,11	1,11	1,11	1,11	1,11	1,11	1,11	1,11	
直営	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
委託	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
許可	t	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337	2,285	2,270	2,255	2,247	2,225	2,210	2,191	2,177	2,152	2,132	2,111	2,097	2,070	2,050	2,029	2,014	
し尿・汚泥処理施設	t	2,587	2,829	2,531	2,503	2,488	2,428	2,405	2,381	2,364	2,335	2,312	2,285	2,263	2,230	2,203	2,175	2,153	2,120	2,093	2,066	2,044	
し尿	t	221	207	183	160	151	144	134	126	117	110	102	94	86	78	71	64	57	50	43	36	30	
自家処理人口	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	t	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337	2,285	2,270	2,255	2,247	2,225	2,210	2,191	2,177	2,152	2,132	2,111	2,097	2,070	2,050	2,029	2,014	
し尿処理施設	t	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337	2,285	2,270	2,255	2,247	2,225	2,210	2,191	2,177	2,152	2,132	2,111	2,097	2,070	2,050	2,029	2,014	
自家処理人口	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	t	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337	2,285	2,270	2,255	2,247	2,225	2,210	2,191	2,177	2,152	2,132	2,111	2,097	2,070	2,050	2,029	2,014	
淨化槽汚泥	t	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337	2,285	2,270	2,255	2,247	2,225	2,210	2,191	2,177	2,152	2,132	2,111	2,097	2,070	2,050	2,029	2,014	

東庄町

表4-3 東庄町の推計結果

区 分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
計画区域内人口	人	14,690	14,495	14,341	14,023	13,883	13,660	13,445	13,430	13,315	13,200	13,086	12,910	12,734	12,558	12,382	12,206	11,846	11,665	11,485	11,307	
水洗化人口(生活排水処理人口)	人	5,515	5,696	6,059	6,194	6,377	6,559	6,785	7,007	7,224	7,436	7,644	7,809	7,968	8,119	8,262	8,393	8,525	8,644	8,754	8,858	8,956
公共下水道人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人	5,515	5,696	6,059	6,194	6,377	6,559	6,785	7,007	7,224	7,436	7,644	7,809	7,968	8,119	8,262	8,393	8,525	8,644	8,754	8,858	8,956
コミュニティーアート人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化未処理人口(単独浄化槽人口)	人	7,438	6,799	7,142	6,447	6,282	5,943	5,658	5,376	5,098	4,824	4,555	4,269	3,989	3,715	3,448	3,186	2,930	2,680	2,436	2,199	1,968
非水洗化人口	人	1,737	2,000	1,140	1,382	1,224	1,158	1,102	1,047	993	940	887	832	777	724	672	621	571	522	475	428	383
計画収集人口	人	1,737	2,000	1,140	1,382	1,224	1,158	1,102	1,047	993	940	887	832	777	724	672	621	571	522	475	428	383
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	37.5%	39.3%	42.2%	44.2%	45.9%	48.0%	50.1%	52.2%	54.3%	56.3%	58.4%	60.5%	62.6%	64.6%	66.7%	68.8%	70.9%	73.0%	75.0%	77.1%	79.2%
達成率																						
し尿・汚泥発生量	t	5,390	5,608	5,372	5,524	5,243	5,212	5,169	5,149	5,083	5,021	4,961	4,887	4,824	4,732	4,655	4,578	4,514	4,424	4,346	4,269	4,205
し尿	t	930	869	856	789	797	681	660	661	605	578	540	509	479	443	411	380	351	320	291	262	235
直営	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託	t	930	869	856	789	797	681	660	661	605	578	540	509	479	443	411	380	351	320	291	262	235
許可	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浄化槽汚泥	t	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446	4,531	4,509	4,488	4,478	4,443	4,421	4,377	4,345	4,289	4,244	4,199	4,163	4,104	4,056	4,007	3,970
し尿・汚泥発生量	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直営	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許可	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
し尿・汚泥発生量	t	5,390	5,608	5,372	5,524	5,243	5,212	5,169	5,149	5,083	5,021	4,961	4,887	4,824	4,732	4,655	4,578	4,514	4,424	4,346	4,269	4,205
し尿処理施設	t	930	869	856	789	797	681	660	661	605	578	540	509	479	443	411	380	351	320	291	262	235
自家処理人口	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	t	930	869	856	789	797	681	660	661	605	578	540	509	479	443	411	380	351	320	291	262	235
浄化槽汚泥	t	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446	4,531	4,509	4,488	4,478	4,443	4,421	4,377	4,345	4,289	4,244	4,199	4,163	4,104	4,056	4,007	3,970
し尿・汚泥発生量	t	5,390	5,608	5,372	5,524	5,243	5,212	5,169	5,149	5,083	5,021	4,961	4,887	4,824	4,732	4,655	4,578	4,514	4,424	4,346	4,269	4,205
し尿処理施設	t	930	869	856	789	797	681	660	661	605	578	540	509	479	443	411	380	351	320	291	262	235
自家処理人口	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	t	930	869	856	789	797	681	660	661	605	578	540	509	479	443	411	380	351	320	291	262	235
浄化槽汚泥	t	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446	4,531	4,509	4,488	4,478	4,443	4,421	4,377	4,345	4,289	4,244	4,199	4,163	4,104	4,056	4,007	3,970
し尿・汚泥発生量	t	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446	4,531	4,509	4,488	4,478	4,443	4,421	4,377	4,345	4,289	4,244	4,199	4,163	4,104	4,056	4,007	3,970
し尿処理施設	t	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446	4,531	4,509	4,488	4,478	4,443	4,421	4,377	4,345	4,289	4,244	4,199	4,163	4,104	4,056	4,007	3,970
自家処理人口	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	t	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446	4,531	4,509	4,488	4,478	4,443	4,421	4,377	4,345	4,289	4,244	4,199	4,163	4,104	4,056	4,007	3,970

組合全体

表4-4 本組合の推計結果

区 分	単位	H27	H28	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
366	365	365	365	365	365	365	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	366		
計画区域内人口	人	101,239	99,941	98,623	97,255	95,737	94,140	93,430	92,720	92,010	91,300	90,593	89,542	88,491	87,441	86,391	85,340	84,284	83,229	82,172	81,116	80,063	
水洗化人口(生活排水処理人口)	人	52,138	53,621	54,195	54,236	53,932	53,848	54,811	55,768	56,719	57,664	58,603	59,220	59,829	60,430	61,020	61,602	62,170	62,731	63,280	63,823	64,388	
公共下水道人口	人	19,467	19,582	19,463	19,250	18,938	18,734	18,736	18,738	18,740	18,742	18,744	18,746	18,748	18,750	18,752	18,754	18,756	18,758	18,760	18,762	18,764	
農業集落排水人口	人	2,709	2,703	2,695	2,644	2,690	2,603	2,587	2,571	2,555	2,539	2,523	2,507	2,491	2,475	2,459	2,443	2,427	2,411	2,411	2,395	2,379	2,363
合併処理浄化槽人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ミニエーテン・糸ト人口	人	30,022	31,326	32,037	32,296	32,511	33,488	34,459	35,424	36,383	37,336	37,967	38,590	39,205	39,809	40,405	40,987	41,562	42,125	42,682	43,231	43,231	
水洗化未処理人口(単独浄化槽人口)	人	39,212	36,404	35,548	34,052	33,217	32,011	30,680	29,354	28,032	26,717	25,406	24,078	22,758	21,445	20,140	18,841	17,550	16,266	14,989	13,720	12,458	
非水洗化人口	人	9,829	9,916	8,880	8,967	8,588	8,281	7,939	7,598	7,258	6,920	6,584	6,243	5,904	5,567	5,231	4,897	4,564	4,232	3,902	3,574	3,248	
計画収集人口	人	9,829	9,916	8,880	8,967	8,588	8,281	7,939	7,598	7,258	6,920	6,584	6,243	5,904	5,567	5,231	4,897	4,564	4,232	3,902	3,574	3,248	
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
生活排水処理率	%	51.6%	53.7%	55.0%	55.8%	56.3%	57.2%	58.7%	60.1%	61.6%	63.2%	64.7%	66.1%	67.5%	69.1%	70.6%	72.2%	73.8%	75.4%	77.0%	78.7%	80.4%	
達成率																							
し尿・汚泥発生量	t	32,917	33,275	31,189	32,382	30,543	30,419	30,062	29,734	29,443	29,059	28,720	28,244	27,848	27,299	26,832	26,360	25,958	25,415	24,942	24,471	24,067	
し尿	t	5,751	5,517	5,285	4,892	4,966	4,759	4,544	4,357	4,138	3,966	3,770	3,572	3,387	3,183	2,994	2,803	2,619	2,422	2,234	2,046	1,885	
直営	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
委託	t	5,751	5,517	5,285	4,892	4,966	4,759	4,544	4,357	4,138	3,966	3,770	3,572	3,387	3,183	2,994	2,803	2,619	2,422	2,234	2,046	1,885	
許可	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
淨化槽汚泥	t	27,166	27,758	25,904	27,490	25,577	25,660	25,519	25,377	25,304	25,093	24,950	24,673	24,461	24,116	23,837	23,557	23,339	22,992	22,709	22,425	22,202	
し尿	t	1,07	1,12	1,05	1,14	1,07	1,09	1,09	1,09	1,09	1,09	1,09	1,09	1,09	1,09	1,09	1,09	1,09	1,09	1,09	1,09	1,09	
直営	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
委託	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
許可	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
し尿・汚泥処理量	t	32,917	33,275	31,190	32,382	30,543	30,419	30,062	29,734	29,443	29,059	28,720	28,244	27,848	27,299	26,832	26,360	25,958	25,415	24,942	24,471	24,067	
し尿処理施設	t	5,751	5,517	5,286	4,892	4,966	4,759	4,544	4,357	4,138	3,966	3,770	3,572	3,387	3,183	2,994	2,803	2,619	2,422	2,234	2,046	1,885	
自家処理人口	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
し尿	t	5,751	5,517	5,286	4,892	4,966	4,759	4,544	4,357	4,138	3,966	3,770	3,572	3,387	3,183	2,994	2,803	2,619	2,422	2,234	2,046	1,885	
合計	t	27,166	27,758	25,904	27,490	25,577	25,660	25,519	25,377	25,304	25,093	24,950	24,673	24,461	24,116	23,837	23,557	23,339	22,992	22,709	22,425	22,202	
浄化槽汚泥	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自家処理人口	t	27,166	27,758	25,904	27,490	25,577	25,660	25,519	25,377	25,304	25,093	24,950	24,673	24,461	24,116	23,837	23,557	23,339	22,992	22,709	22,425	22,202	
合計	t	27,166	27,758	25,904	27,490	25,577	25,660	25,519	25,377	25,304	25,093	24,950	24,673	24,461	24,116	23,837	23,557	23,339	22,992	22,709	22,425	22,202	

資料編-5 用語集

○ 一部事務組合

広域行政のうち現在の市町村の区域を変更しないで、一部の行政サービスについて複数の市町村が連携・共同して行う方法として一部事務組合があります。

香取広域市町村圏事務組合もこの一部事務組合です。

○ 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準です。

○ 生物化学的酸素要求量（BOD）

河川の水の中や汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化するときに必要とされる酸素量のことです。この数値が大きくなればその水中には汚濁物質（有機物）が多く、水質が汚濁していることを表します。

○ 浮遊物質量（SS）

水中に浮遊している不溶性の物質の量です。一定量の水をろ紙でこし、乾燥した後の重量で値が大きいほど水質汚濁が著しいことを表します。

○ 溶存酸素量（DO）

水中に溶けている酸素のことです。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものです。

○ 公共用水域

河川、湖沼等の公共の用に共される水域及びこれに接続する公共溝渠、灌漑用水路その他公共の用に共される水路のことです。

○ 生活排水処理率

生活排水処理率とは、計画処理区域内人口に対する、水洗化・生活雑排水処理人口（生活排水が処理されている人口）の割合です。

